

別添 1 0

共済事業を行う協同組合連合会検査実施要領

(制 定：平成11年12月 3 日)

(最終改正：令和 4 年 9 月30日)

(参 考)		目	次
第1	目 的	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	主要着眼事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	現物検査	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	本検査	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)	体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ア	会員	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
イ	総(代)会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
ウ	理事及び経営管理委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
エ	理事会及び経営管理委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
オ	監事	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
カ	共済計理人	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
キ	経営管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
ク	労務管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
ケ	組織機構	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
コ	共済代理人	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
サ	保険会社の代理業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
シ	定款、諸規程等	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ス	リスク管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
セ	資産査定	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
ソ	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(2)	事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
ア	一般的事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
イ	普及推進業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
ウ	元受け業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
エ	共同事業に係る業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
オ	保全業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
カ	共済契約貸付業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
キ	共済金査定、支払業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
ク	利用者の保護等	・・・・・・・・・・・・・・・・	14

(3)	財産の管理運用	15
ア	運用方針等	15
イ	運用体制	15
ウ	現金	16
エ	預金	16
オ	有価証券及び金銭信託等	16
カ	貸付金	17
キ	運用不動産	17
ク	その他	18
(4)	財務	18
ア	出資金及び自己資本	18
イ	準備金	18
ウ	諸引当金等	18
エ	含み益	19
オ	損益の動向及び分析	19
カ	会計処理・決算等	19
キ	その他	19
(5)	その他	20
ア	固定資産（業務用・業務外固定資産）	20
イ	外部出資	20

(別添1) 検査提出資料様式例（共済事業を行う協同組合連合会用）

(別添2) 検査結果取りまとめ表様式例（共済事業を行う協同組合連合会用）

(別添3) 検査結果取りまとめ表参考様式例（共済事業を行う協同組合連合会用）

共済事業を行う協同組合連合会検査実施要領

第1 目的

この要領は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この要領において「農協法」という。）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下この要領において「水協法」という。）第123条の規定に基づき、全国共済農業協同組合連合会及び全国共済水産業協同組合連合会（以下「共済連」という。）に対して実施する検査について、共済連が構成員たる会員組合への共済事業の振興を通じて農業者及び漁業者又は水産加工業者（以下「農・漁業者等」という。）の社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的としている特質等を踏まえ、検査の視点、具体的な検査の手續・方法を定めることを目的とする。

なお、本要領は、農協法第94条第3項又は第4項及び水協法第123条第3項又は第4項の規定に基づく検査に適用することを基本として作成したものであるが、農協法第94条第1項、第2項又は第5項及び水協法第123条第1項、第2項又は第5項の規定に基づく検査についても、該当項目を活用することにより、検査の円滑な実施が図られるよう措置するものである。

第2 主要着眼事項

共済連において、特に着目すべき事項及び点検すべき事項は次のとおりである。

なお、共済連の業務に係る課題・問題等の検証に当たっては、公認会計士又は監査法人等の監査報告書その他の資料に基づき主要問題点を総括的に把握するとともに、都道府県との密接な連携等を通じて得た各種の情報を活用することが重要である。

1 現物検査

勘定科目ごとに検査基準日の帳簿残高と現物を突合し、財産の実在性を検証する。

- (1) 現物検査は原則として全国本部又は本所及び都道府県本部又は都道府県事務所について行う。また、必要により全国本部と都道府県本部又は本所と都道府県事務所の同時着手に配意するものとする。

なお、検査日程の都合等によりやむを得ない場合は都道府県本部又は都

道府県事務所検査を省略することができる。

(2) 実施項目

- ア 各勘定（資産、負債、純資産のすべての勘定）の残高照合及び取扱いの適否
- イ 貸付金勘定及び共済契約等について必要と認める場合は、外部確認
- ウ 金銭債権、有価証券の保管状況等（保護預りを含む。）の適否
- エ 貸付金に係る借用証書、手形等の要件の可否及び保管整理状況の適否
- オ 固定資産に係る権利証等の保管整理状況の適否
- カ 外部出資に係る出資証券等の保管整理状況の適否
- キ その他資産等の内容の適否
- ク 共済資金の内容の適否
- ケ その他負債の内容の適否
- コ 担保物件の確認と保管状況の適否
- サ 有価物、未使用重要証紙等の在高照合と取扱いの適否
- シ 公印・役席印（認定公印）の管理・保管状況の適否
- ス 金庫の保安及び開閉管理の適否
- セ 店舗の掲示（マネー・ローンダリング等に関するポスター類、ディスクロージャー誌など）等の適否

2 本検査

本検査については、本要項別添4「系統共済検査マニュアル」及び別添2の3「系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に定めるもののほか、次の項目による検証を行うものとする。

(1) 体制

責任ある業務執行体制の下、経済環境の変化に的確に対応し、会員及び会員の組合員（以下「会員及び組合員」という。）の負託に応え得る事業運営体制が確立されているか検証する。

ア 会員

- ① 会員名簿の必要事項の記載等の適否と整備状況
- ② 准会員の資格の適否
- ③ 加入脱退会員の手続の適否
- ④ 持分の譲渡及び払戻手続の適法性
- ⑤ 会員名簿備付け（電磁的記録による保存を含む。）義務の遵守状況

⑥ 会員に対する指導状況の適否

イ 総(代)会

- ① 招集手続及び会議の目的事項の適法性
- ② 出席状況の適否
- ③ 書面議決権の行使、代理人の資格、代理権を証する書面の内容等総(代)会成立要件及び決議の適法性
- ④ 議事の審議及び運営の適法性
- ⑤ 議事録の整備状況の適否
- ⑥ 総代の選挙又は選任手続並びに定数の適否

ウ 理事及び経営管理委員

- ① 理事の適格性（農協法第30条の2第7項）、役員資格の適法性（農協法第30条の4、水協法第105条第1項で準用する（以下この要領において「水協法〈準〉」という。）第34条の4）及び選挙又は選任手続の適法性（農協法第30条、第30条の2、水協法〈準〉第34条）
- ② 利益相反取引（経営管理委員又は理事と共済連との契約）に係る重要な事実の開示状況（農協法第35条の2第2項）、承認手続（農協法第35条の2第2項、水協法〈準〉第39条の2第2項）及び重要な事実の報告状況（農協法第35条の2第4項）並びに兼職・兼業禁止（農協法第30条の5、水協法〈準〉第34条の5）の適法性

（なお、当該項目の検証を行うに際し、共済連の常務に従事する理事の選任議案の決定プロセス等において、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」といった要素が適切に勘案されているかについても検証）

- ③ 責任体制及び業務執行状況の適否

具体的には、次の事項を検証。

- a 理事及び経営管理委員は、業務執行に当たる代表理事の独断専行をけん制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、農水産業の発展、農漁村の振興を促進しつつ、会員及び組合員の負託に応え、系統共済事業実施機関の信頼の維持・向上を図る観点から、理事会及び経営管理委員会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督

に積極的に参加しているか。

- b 理事及び経営管理委員は、業務執行に当たり、共済事業の振興を通じて会員及び組合員への最大の奉仕を図るとともに、農水産業の発展に資するための経営の健全性を維持・確保するという観点から、実質的論議に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

④ 監事への報告義務の履行状況とその適否

エ 理事会及び経営管理委員会

- ① 招集手続、成立要件の適法性
- ② 開催日数及び出席状況の適否
- ③ 決議事項及び報告事項の妥当性
- ④ 討議状況及び決議内容の適否
- ⑤ 決議方法の適法性
- ⑥ 議事録の記載内容及び経営管理委員の賛否の明確性及びその整備状況の適否（農協法第33条第3項、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下この要領において「農協法施行規則」という。）第80条、水協法〈準〉第37条第3項、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下この要領において「水協法施行規則」という。）第95条）
- ⑦ 体制整備の妥当性

具体的には、次の事項を検証。

理事会及び経営管理委員会においては、農水産業の発展及び農漁村の振興を促進しつつ、会員及び組合員の負託に応え、社会的責任と公共的使命、農漁家・農水産業・農漁村への貢献等を柱とした系統組織としての倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。

オ 監事

- ① 選任手続の適法性（農協法第30条、水協法〈準〉第34条）
- ② 兼職・兼業禁止（農協法第30条の5、水協法〈準〉第34条の5）の適法性
- ③ 報酬に関する定款規定又は総（代）会の決議と地位の独立性確保状況の適否

- ④ 法定権限の履行状況とその適否（農協法第35条の5第5項、水協法〈準〉第39条の5第5項）
- ⑤ 監査規程及び監査録内容の適否
- ⑥ 監査規程に基づく監事職務の忠実履行状況とその適否
- ⑦ 監査計画に基づくすべての部門の計画的な監査実施の状況とその適否
- ⑧ 監査指摘に係る改善等事後処理の適否
- ⑨ 公認会計士又は監査法人等の監査の活用状況とその適否

カ 共済計理人

- ① 選任手続の適法性（農協法第11条の39、水協法〈準〉第15条の24）
- ② 兼職・兼業禁止（農協法第30条の5、水協法〈準〉第34条の5）の適法性
- ③ 法定権限の履行状況とその適否
- ④ 理事会への意見書の提出状況とその記載事項の適否（農協法第11条の40第1項、水協法〈準〉第15条の25第1項）
- ⑤ 意見書の写しの行政庁への提出状況（農協法第11条の40第2項、水協法〈準〉第15条の25第2項）

キ 経営管理

経営陣の資質、力量、手腕の洞察、経営理念、合法性、合目的性、合理性、系統共済秩序の維持等に留意し、次の事項を検証する。

- ① 経営方針の策定と中長期経営計画の合理性

具体的には 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第9条、水産基本法（平成13年法律第89号）第6条を踏まえ、農水産業の発展、農漁村の振興を基本とした経営方針及び中長期経営計画を明確に定めているか等。
- ② 中長期経営計画と単年度事業計画及び実績との整合性
- ③ 事業実績及び期別、月別等の資金繰表等からみた資金計画の妥当性
- ④ 事業の将来見通し、職員構成及び労務実態等からみた要員計画の妥当性
- ⑤ 管理統制機構
 - a 全国本部又は本所管理機構の整備とその機能発揮の状況（特に予算統制）及び権限委譲の適否と報告制度の妥当性

b 役職員の業務執行管理体制（監査体制を含む。）及び職務権限行使の状況

c 資産負債の総合的な管理の実施状況

具体的には、例えば、次の事項を検証。

(a) 資産と負債の総合的な管理を行うための適切な手続を構築しているか。

(b) 経済価値に基づくすべてのリスクを考慮した資産負債管理を行っているか。

(c) 理事会において、資産負債管理方針が承認されているか。また、定期的に再検討を実施しているか。

⑥ 内部統制組織

諸規程の整備、内部けん制組織（チェックの履行と不正事件の未然防止策）、内部監査の体制及びその実施状況（指摘内容と改善対応）、人事管理（特に定期異動、休暇制度等）の適否

例えば、内部監査については、次の事項を検証。

a 指摘事項については、改善方策や回答書等を徴求するなど監査の実効性を確保しているか。

b 内部監査部門は、公認会計士又は監査法人等の監査結果を踏まえ、その指摘事項に係る各部門の改善・取組を監査し、監査の実効性を確保しているか。

⑦ 不祥事件や相談・苦情等に対する体制とその適否

例えば、次の事項を検証。

a 利用者からの問い合わせ、相談、要望及び苦情等の記載簿を作成し、対処方針等を記載しているか。

b 会員組合の体制整備や会員組合に対する共済（仕組み）内容に係る説明等の適切な指導・研修等による対応を行っているか。

また、不祥事件の処理に当たり、会員組合との連携を確保しているか。

⑧ 法令等遵守体制の計画的な整備とその適否

例えば、次の事項を検証。

a 法令等の遵守（コンプライアンス）を実現させるための具体的な実践計画（規程の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画（業務の一環として実施する共済事業を行う単位組合等の職員に対するものも

含む。)) 等の策定及び重要な見直しに当たっては、その内容について理事会の承認を受けているか。

b 共済契約の締結等に関する禁止行為はしていないか（農協法第11条の24、水協法〈準〉第15条の9）。また、その未然防止対策は適切に実施されているか（農協法第11条の29、水協法〈準〉第15条の14）。

c 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に対応した体制整備を行っているか。

d 全国共済農業協同組合連合会（以下、この要領において「全共連」という。）は、全共連を直接又は間接に構成する者に対して、その利用を強制していないか（農協法第10条の2）。

⑨ 法令等で制限又は指導されている経営指標、健全性の基準（農協法第11条の18、水協法〈準〉第15条の3）、貸付制限、運用規制（農協法第11条の38、農協法施行規則第42条、水協法〈準〉第15条の16、水協法施行規則第70条）等の遵守状況とその内容の適否

⑩ CSRについての情報開示

例えば、次の事項を検証。

a 共済連のCSR（企業の社会的責任）についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われているか確認する。

b 共済連のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダー（利害関係者）が適切に評価でき、共済連の利用者の利便性の向上に資するよう、「目的適合性」、「信頼性」及び「分かりやすさ」といった点から適切な情報開示がなされているか。特に、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示がなされている場合は、業務の適切性が確保されているか。

ク 労務管理

① 労働基準法（昭和22年法律第49号）等労働関係法令、就業規則等の遵守状況とその適否

② 職員の勤務状況の適否

③ 新規採用の合法性、合理性、公平性

④ 事業規模に対する職員構成の適否

⑤ 人事異動の適切性

⑥ 教育訓練の実施状況とその内容の適否

例えば、会員の職員に対する教育訓練については、自ら研修等を実施するほか、系統組織が実施する研修等に対して適切な連携・協力を図っているか等。

- ⑦ 信賞必罰制の採用とその適用の適否
- ⑧ 待遇及び福利厚生施設の適否
- ⑨ 身元保証書の整備及び保証人に対する通告義務の履行状況とその適否
- ⑩ 参事又は会計主任の選任及び解任若しくは解任請求（農協法第42条、第43条、水協法〈準〉第45条、第46条）の適法性

ケ 組織機構

- ① 事業実態と部室課等の設置状況との整合性等
- ② 都道府県本部又は都道府県事務所等出先機関の配置状況の適否
- ③ 事務委託契約の適否
- ④ 命令系統の明確性とその妥当性
- ⑤ 内部けん制組織の機能状況とその適否
- ⑥ 各部室課等の事務量に対する職員配置の適否
- ⑦ 都道府県本部又は都道府県事務所に対する全国本部又は本所統制の適否

コ 共済代理店

- ① 共済代理店への委託に係る審査の適格性と審査基準の整備状況
- ② 届出手続の適法性（農協法第97条、水協法第126条）
- ③ 共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守（農協法第11条の20～25、水協法〈準〉第15条の5～10）、共済契約に関する知識等についての共済代理店に対する教育、管理、指導の適切性
- ④ 共済代理店が受領した共済掛金等の共済連への納付状況とその適否
- ⑤ 共済代理店監査の実施状況とその適否
- ⑥ 共済連による員外利用の管理の適否

サ 保険会社の代理業務

- ① 保険募集を行うに当たっての登録等手続の適法性（保険業法（平成7年法律第105号）第275条）
- ② 保険契約の締結の代理又は媒介に関する禁止行為事項の遵守（保険業

法第300条)

- ③ 取り扱う保険商品の妥当性
- ④ 員外利用の管理の適否（農協法施行規則第2条第2項・第3項）

シ 定款、諸規程等

- ① 原本の整備、保管状況の適否
- ② 法及び模範定款例の準拠状況
- ③ 規約の法定事項（農協法第29条、水協法<準>第33条）規定とその内容の適否
- ④ 個々の業務規程等の目的、機能等の適否
- ⑤ 設定、変更及び廃止の手続の適否
- ⑥ 定款、規約等の主たる事務所備置き（電磁的記録による保存を含む。）（農協法第29条の2、水協法<準>第33条の2）の状況
- ⑦ 役職員への周知徹底の適否

ス リスク管理

次の事項について（2）の「事業」の各項目と併せて検証する。

- ① 会員及び組合員を含めたリスク管理状況とその管理の適否
具体的には、会員の経営動向（財務状況・風評等）を把握しているか。
- ② 経営陣のデリバティブ等を含めた財務数値の内容把握の状況と経営への反映取組の適否
具体的には、次の事項を検証。
 - a 経営動向や資産運用・調達に関する各種リスクを必要に応じて的確に把握し、適切な資産運用と流動性確保等の対策がとられているか。
 - b 会員及び組合員に対して、リスク管理を重視した事業推進を適切に実施しているか。
- ③ 経営陣又は管理者の各種リスクの性質及び量の把握の状況と対策取組の適否
例えば、次の事項を検証。
 - a 管理者（都道府県本部又は都道府県事務所の部長と同等以上の職責を負う上級管理職（理事を含む。）をいう。）は、農水産業生産手段・漁況等の変化、農水産物価格の変動、担い手の減少、高齢化等に関する情報収集を行い、適時・適切に会員及び組合員に対する指導等を

行うことにより、系統組織としての体質強化を図り、これらに伴うリスクに対する対応等について適切な取組を行っているか。

b なお、当該取組については、都道府県、市町村等とも綿密な連携を図っているか。

④ 全体のリスク管理に関する重要方針及び手続に係る理事会等の承認の有無とその内容の適否

⑤ リスク管理部門は、全体のリスク量について定期的に理事会報告を行い、理事はリスク管理に関する方針及び手続について再評価を行っているか等、組織的なリスク管理の実施状況とその内容の適否

⑥ リスク管理部門の独立化、理事会等への直接報告等相互けん制機能、組織としての地位の確立状況と活動内容の適否

例えば、代表理事及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが、共済連の経営に対する重大な影響を与えることを十分に認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか等。

⑦ リスク管理の基本方針及び手続の明文化及び定期的又は随時見直しの履行実態とその内容の適否

⑧ デリバティブ取引業務等について十分な知識及び経験を持つ職員が確保されているか。また、計画的に養成されているか等、人的資源確保面での取組実態とその適否

⑨ リスクの認識及び測定方法に関する規定の作成の有無とその内容の適否

⑩ オフバランス取引を含めた取引相手先ごとの信用リスクの把握とその内容の適否

⑪ 適切な警戒水準、損失限度（ストップ・ロス、ロスカット・ルール又はリスクリミット）及びポジション枠の設定の有無とその内容の適否

⑫ 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）その他関係ガイドライン等に基づく内部規程の作成の有無とその管理状況の適否（個人情報の保護に関する法律等）。

⑬ 利用者の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理について適切な取組を行っているか。

セ 資産査定

資産査定に当たっては、被検査共済連の自己査定結果について、原則と

して抽出調査の手法により評価する。

本要項別添4「系統共済検査マニュアル」及び同別添3「経済事業資産等検査基準」により、自己査定基準の適切性、自己査定結果の正確性、償却・引当基準の適切性、償却・引当結果の適切性等の検証を行う。

なお、貸付金調査表（（別添1）参考様式1）の検証に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

(ア) 主要勘定科目の留意点

現金・預金：資金繰りを検討（前期比の急激な減少は要注意、流動性バランスの検討は拘束性預金、借入金の一時的滞留を考慮）

受取手形：売上高と保有高、不渡り手形及び融通手形の有無を検討（金額が零又は僅少である理由は妥当か）

売掛金：売上高と売掛金残高を検討（貸倒れに要注意）
（金額が零又は僅少である理由は妥当か）

製品・商品：増加の場合は適正在庫との関係を検討（急激な増減は要注意）

その他流動資産：前渡金、前払費用、仮払金、農業動産担保等を集約した要注意勘定であることから内容検討

固定資産（ゴルフ会員権、施設利用権等を含む。）

：増減理由、借入金との関連、償却方法・実績等を検討
（不稼働固定資産及び稼働率の低い固定資産については、償却、流動化又は有効活用等の合理化・効率化が図られているかどうか分類資産の潜在要因となることから、この点についても留意の上、適切かどうかを検証する。）

投資勘定：増加・減少理由を検討（増加の場合は目的、効率、回収等に注意）

繰延勘定：発生原因、償却状況を検討

支払手形：振出目的、支払条件を検討（急激な増加は要注意）

買掛金：急激な増加は内容を検討

短期借入金：借入額が経常運転資金の範囲内にとどまっているかを検討

（運転資金：売掛債権＋棚卸資産－買掛債務）

(借入依存度：(支払手形+長・短借入金)÷売上)

長期借入金：固定資産の範囲内かを検討

その他流動負債：未払金、未払費用、前受金、預り金等を集約した要注
意勘定であることから内容を検討

資本剰余金：増減の推移を検討(欠損補てんのための減は要注意)

利益剰余金：純資産勘定に占める割合を検討(低い場合は、収益力が弱い)

売上高：増減の推移を検討(売上げが増加しているのに粗利益率が低下している場合は要注意)

償却前利益：当期利益+減価償却費(最大収益弁済力)

流動ギャップ：流動資産-流動負債(負の場合は資金繰りが困難となり、固定負債化することが多い)

(イ) 諸比率

a 流動比率(流動資産/流動負債×100)

企業の資金繰りを判断する比率で、高い方が良く、低い場合は資金繰り悪化が懸念されるので留意

ただし、売上債権の回収が悪い場合、遊び金が多い場合、不良債権や棚卸資産の滞貨が増加した場合等には高くなるので留意。

b 売上債権回転率(年間売上高/売上債権(受取手形+売上金))

売上債権の回収度合いを判断する比率で、高い方が良く、低い場合は不良債権の保有が懸念されるので留意

ソ その他

- ① 訴訟事案の発生状況と訴訟等発生背景、要因の分析と問題点の抽出
- ② 職員出向の合目的性の確保及びその事務手続の適否
- ③ 前回検査の指摘に対する改善、励行状況とその適否
- ④ 電算センターの検査において、特に検証すべき事項

a 保安・運行等の安全性について、FISC基準等の適合状況と内容の適否

b 設備投資と中長期経営計画との整合性

(2) 事業

合法性、合目的性、合理性の観点から、事業が適正に実施されているか

を検証する。なお、必要と認める場合は、共済契約等について、外部確認を行うものとする。

ア 一般的事項

- ① 事業推進方針の実施即応と合目的性及び合理性の妥当性
- ② 被検査共済連の事業計画と会員の事業計画等との整合性
- ③ 事業計画とその実績の対比・検討の適否
- ④ 収支計画と事業計画の整合性
- ⑤ 経営検討のための原価計算の適否
- ⑥ 資金の調達及び運用の計画的実行とその適否

例えば、資金の調達は、会員からの再共済掛金、すなわち組合員からの共済掛金を中心であることから、農水産業の振興や農・漁業者等の社会的・経済的地位の向上に寄与すること等の事業目的を踏まえ、安全、確実性を重視し、計画的な運用を行っているか等。

- ⑦ 資金動態の常時把握とその内容の適否

イ 普及推進業務

- ① 推進目標と長期計画及び会員の推進目標との整合性
- ② 推進計画と実績の検討、分析及び次期計画への反映状況の適否
- ③ 共済情報ファイル(K I F)及び普及情報システムの更新、管理の適否
- ④ 新規契約率、解約失効率、純増加率等の分析、活用の適否
- ⑤ 推進・保全奨励、助成措置等の妥当性
- ⑥ 推進経費の支出、推進資材の購入、払出しの適否

ウ 元受け業務

- ① 引受基準の遵守状況及び引受事務手続の適否
- ② 契約事項、告知事項等共済契約申込書記載内容の適否
- ③ 引受審査の適否
- ④ 共済掛金収納の適否
- ⑤ 共済証書、約款等交付手続の適否

エ 共同事業に係る業務

- ① 共済責任引受審査手続及びその内容の適否

- ② 謝絶案件の理由の妥当性
- ③ 留保案件の処理の適否
- ④ 会員組合からの共済掛金収納事務の適否
- ⑤ 共済責任引受申込手続及び会員組合からの共済掛金払込みの適否

オ 保全業務

- ① 異動、変更、失効、解約処理の妥当性及び迅速性
- ② 無効、解約、過誤処理の妥当性及び処理手続の適否
- ③ 復活処理の妥当性
- ④ 会員組合からの共済掛金の収納及び共済掛金払込みの適否

カ 共済契約貸付業務

- ① 貸付金額の妥当性等貸付審査の適否
- ② 貸付事務手続の適否

キ 共済金査定、支払業務

- ① 事故通知の受付、契約内容確認手続の適否
- ② 共済金支払請求書及び添付書類の適否
- ③ 事故調査及び査定手続の適否
- ④ 損害査定要領及び同運用基準等の遵守状況
- ⑤ 疑義案件、共済責任引受先協議事案の処理の適否
- ⑥ 訴訟事案、難解事案、不正請求事案等の各処理要領の遵守状況
- ⑦ 組合過失事案の処理の妥当性
- ⑧ 共済金支払事務手続の適否
- ⑨ 求償事案の処理及び回収の適否
- ⑩ 各事務処理等システムの適否（本要項別添4「系統共済検査マニュアル」の「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」による。）

ク 利用者の保護等

例えば、次の事項を検証。

- ① 未成年者等に対する共済契約の不正利用防止措置の適否
 - a 共済連が、15歳未満の者を被共済者とする死亡保障又は被共済者本

人の同意がない死亡保障に係る共済契約を引き受ける場合には、共済契約の不正な利用の防止を図るため、共済金の限度額その他共済契約の引受けに関する内部規則等を定めているか。

b 共済金の限度額を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者の収入、資産等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨規定されているか。

c そのほか、共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、利用者の意向の確認、参考となるべき情報の提供等を通じ、適切な引受審査を行う旨規定しているか。

(3) 財産の管理運用

財産運用は、合法性、安全性、収益性の確保の上に立って計画され、適正に管理運用されているか検証する。

ア 運用方針等

- ① 運用方針及び運用方法の理事会決定及び長期的視点に立った安全・確実性の確保状況とその適否
- ② 有価証券区分ごとの運用方針、運用方法及び運用限度額の策定状況とその適否
- ③ 運用方針及び運用方法違反（農協法第11条の38、水協法〈準〉第15条の23）。なお、非違がある場合はその発生要因、問題点の解明
- ④ 月次、週次の運用方法の運用会議等における決定状況とその内容の適否
- ⑤ 運用種目ごとの保有限度額の設定及び遵守状況。なお、限度超過保有している場合はその発生要因、問題点の解明
- ⑥ 短期売買におけるロスカット・ルールの合理的設定とその遵守状況
- ⑦ 運用実態の理事会定期報告及び報告内容の適否

イ 運用体制

- ① 取得、管理、処分等の職務権限の明確化とその遵守状況
- ② 内部けん制機能の整備とその運用の適否
- ③ 現物管理部署と運用担当部署の分離(ファイア・ウォール)の励行状況とその適否
- ④ 運用担当要員の計画的確保・育成の状況

- ⑤ 運用結果の定期的分析の有無とその内容の適否
- ⑥ 財産運用に係るリスク管理の適否

ウ 現金

- ① 出納帳の記帳(毎日)状況とその内容の適否
- ② 現金在高表の作成(毎日)、責任者の検印、現金実査の励行状況とその内容の適否
- ③ 金庫の鍵の保管方法の適否
- ④ 現金の保有高と業務量との妥当性の当否
- ⑤ 現金不突合の措置の適否
- ⑥ 役職員に対する仮払い、立替等の有無とその内容の適否
- ⑦ 小切手等の管理方法の適否

エ 預金

- ① 運用の適法性（農協法施行規則第43条、水協法施行規則第70条）。
なお、非違がある場合はその発生要因、問題点の解明
- ② 系統機関及び系統機関外への預け高の適否
- ③ 預け金利息の妥当性の当否
- ④ 当座預金の内容の適否
- ⑤ 担保提出預金の有無とその内容の適否

オ 有価証券及び金銭信託等

- ① 運用の適法性（農協法施行規則第43条、水協法施行規則第70条）。
なお、非違がある場合はその発生要因と問題点の解明
- ② 時価と取得簿価の大幅かい離の実態とその内容の適否
- ③ 有価証券利回りと調達コスト（予定利率）との整合性
- ④ 償還バランスの偏重要因とその適否
- ⑤ 取得及び処分価額の適否
- ⑥ 内部規程又は職務権限違反運用の有無とその発生要因
- ⑦ 特定の金融商品取引業者への依存取引の実態とその内容の適否
- ⑧ りん議書への取得・処分等の理由記載の励行状況とその内容の適否
- ⑨ 投機的取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑩ 資金繰りの見通しのない現先取引の有無とその発生要因、問題点の

解明

- ⑪ 決算対策等を目的とした無理な益出し取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑫ トップダウンによる取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑬ 商品性不知のままの取得の有無と運用結果損益の状況
- ⑭ 受取利息又は差益の内容の適否
- ⑮ 担保差入れ、登録内容の適否
- ⑯ オーバーパー債券の適正な経理処理（アモチゼーション）の励行状況とその内容の適否
- ⑰ 価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の管理の実態とその適否

カ 貸付金

- ① 法令、定款又は理事会の定める貸付基準等に抵触する運用の有無とその発生要因、問題点の解明
- ② 内部けん制体制の適否
- ③ 貸付審査、貸付決定及び債権管理等信用リスク対応の適否
- ④ 貸付方針及び貸付対応の適否
- ⑤ 特定業種偏重等リスク分散対応の適否
- ⑥ 金利リスク対応の適否
- ⑦ 貸付金利息の計算の適否
- ⑧ 経営に重大な影響を与える大口貸付けの状況とその適否
- ⑨ 限度超過貸付けの状況とその発生要因、問題点等の解明
- ⑩ 問題債権の管理とその適否
- ⑪ 情実的貸付けやトップダウンによる貸付けの有無とその発生要因、問題点等の解明
- ⑫ 社会的批判を招くおそれのある債務者への貸付け等信用失墜につながるおそれのある取引の有無とその発生要因、問題点等の解明
- ⑬ 償却済貸付債権の管理状況の適否

キ 運用不動産

- ① 法令等に抵触する運用の有無とその発生要因、問題点の解明
- ② 取得・処分の手続の適否及び価格の妥当性

- ③ トップダウンによる取得及び処分の有無とその発生要因
- ④ 時価と取得簿価の大幅かい離の実態とその内容の適否
- ⑤ 運用利回りと調達コスト(予定利率)との整合性
- ⑥ 運用不動産の管理の適否(本要項別添4「系統共済検査マニュアル」の「資産運用リスク管理態勢の確認の検査用チェックリスト」による。)
- ⑦ 登記、損害保険付保等管理保全措置の適否
- ⑧ 減価償却の適否

ク その他

都道府県本部又は都道府県事務所等の資金の保有額の適否と共済連全体の資金効率の適否

(4) 財 務

ア 出資金及び自己資本

- ① 各会員別の出資額の適否(農協法第13条、水協法<準>第19条)
- ② 法令等で定める自己資本の基準の遵守状況とその適否(農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第29条、水産業協同組合法施行令(平成5年政令第328号)第19条)
- ③ 加入、脱退、解散、合併等に伴う処理の適法とその内容の適否
- ④ 回転出資金制度の適法性とその内容の適否

イ 準備金

- ① 責任準備金特別増加額の適否(農協法施行規則第31条、水協法施行規則第58条)
- ② 価格変動準備金の繰入額の妥当性(農協法施行規則第36条、水協法施行規則第63条)
- ③ 契約者割戻準備金の繰入額の妥当性(農協法施行規則第39条、水協法施行規則第66条)

ウ 諸引当金等

- ① 自己査定の結果に伴う償却、引当金等の状況とその内容の適否
- ② その他の諸引当金の基準の設定及びその内容の適否

エ 含み益

- ① 負債勘定における架空その他の支払不要額の有無とその内容の適否
- ② 不突合額（貸）中の含み益の有無とその内容の適否

オ 損益の動向及び分析

- ① 予算編成、配付及びその執行の適否
- ② 予算対実績の合理的手法による検討の有無とその結果の適否
- ③ 経費率の内容の妥当性
- ④ 推進費、保全費等の内容の妥当性
- ⑤ 利差、費差及び危険差の内容の妥当性
- ⑥ 経常収益と経常費用の内容の妥当性
- ⑦ 特別利益と特別損失の内容の妥当性
- ⑧ 月次損益検討の有無とその内容の適否
- ⑨ 経常収支率及び内部留保率の適否
- ⑩ 損益構成及び諸比率の適否

カ 会計処理・決算等

- ① 勘定科目の適否
- ② 帳簿及び伝票組織等会計システムの適否
- ③ 全国本部と都道府県本部又は本所と都道府県事務所を通ずる会計組織の適否
- ④ 仮勘定及び未達勘定の処理の適否
- ⑤ 重要な書類、帳簿及び用紙の保管・管理方法の適否
- ⑥ 試算表の作成、帳簿、伝票及び証ひょう書類の転記並びに照合の適否
- ⑦ 決算における責任準備金及び契約者割戻準備金の積立状況とその内容の適否

キ その他

- ① 諸積立金の基準の設定及びその内容の適否
- ② 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（以下この要領において「支払余力比率」という。）

(支払余力総額) / (リスクの合計額) × (1 / 2) × 100) の適法性 (農協法第11条の18、農協法施行規則第224条、第225条、農業協同組合法施行規程 (平成17年農林水産省告示第528号) 第2条、水協法<準>第15条の3、水協法施行規則第217条、第218条、水産業協同組合法施行規程 (平成20年農林水産省告示第316号) 第2条)

なお、本要項別添4「系統共済検査マニュアル」により、支払余力比率が適正に算定されているかを検証する。

また、支払余力比率は、共済金支払余力の観点からの、いわば経営状況を示す指標であり、共済連の経営の維持・安定を図ることが農水産業の健全な発展に深く関与するものであることから、同比率が大きく変動した場合、その要因を分析する等、的確に把握。

(5) その他

ア 固定資産 (業務用・業務外固定資産)

- ① 取得の合法性
- ② 取得・処分の手続の適否及び価格の妥当性
- ③ 時価と取得簿価の大幅かい離の実態とその内容の適否
- ④ 業務用・業務外固定資産管理の適否
- ⑤ 登記、損害保険付保等管理保全措置の適否
- ⑥ 減価償却方法 (継続性) の適否
- ⑦ 減損処理の実施状況

イ 外部出資

- ① 出資の合目的性、合理性の適合状況 (本要項別添3「経済事業資産等検査基準」を参照)
- ② 手続の適否
- ③ 出資先の経営状況等の把握等管理の適否

(別添1)

検査提出資料様式例

(共済事業を行う協同組合連合会用)

○ 略語とその定義一覧

略語	定義
農協法	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）
水協法	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）
農協法施行令	農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）
水協法施行令	水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）
農協法施行規則	農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）
水協法施行規則	水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）
全国本部	全国共済農業協同組合連合会全国本部
都道府県本部	全国共済農業協同組合連合会各都道府県本部
本所	全国共済水産業協同組合連合会本所
都道府県事務所	全国共済水産業協同組合連合会各都道府県事務所・事業本部

検査提出資料様式例の目次

留意事項
検査提出資料
Ⅰ 共済事業実施機関の経営管理
(1) 徴求資料
(2) 定型様式目次
Ⅰ－1 主要勘定の推移
Ⅰ－2 主要指標・経営効率の推移
Ⅰ－3 事業種類別部門別損益検討表
Ⅰ－4 財産運用損益検討表
Ⅰ－5 自己資本検討表
Ⅰ－6 支払余力比率の算出明細表
Ⅰ－7 財産運用方法等の適合状況
Ⅰ－8 共済掛金積立金の明細
Ⅰ－9 資金（運用）計画・実績対比表
Ⅰ－10 経費・予算実績対比表
Ⅰ－11 運用勘定別運用損益状況
Ⅰ－12 総合損益の推移
Ⅰ－13 内部留保検討表
Ⅰ－14 外部流出検討表
Ⅰ－15 利源計算検討表
Ⅰ－16 平均利回りと財務諸比率
Ⅱ 経営管理（ガバナンス）態勢～オペレーショナル・リスク管理態勢 定型様式目次
Ⅱ－1 各種規程・基準等の制定・改廃状況
Ⅱ－2 新規事業、新規共済（仕組み）に係るリーガル・チェック、リスク評価の実施状況
Ⅱ－3 内部監査の指摘事項に対する対応状況
Ⅱ－4 監事の指摘事項に対する対応状況
Ⅱ－5 外部監査での指摘事項に対する対応状況
Ⅱ－6 リスク種類別リスクの識別・測定・モニタリング・管理手法一覧表
Ⅱ－7 共済計理人の指摘事項に対する対応状況
Ⅱ－8 共済代理店の概要
Ⅱ－9 子会社等の概要
Ⅱ－10 子会社等のうち資金繰り管理対象先一覧表
Ⅱ－11 主要システムの概要

III	II以外の定型様式目次
	III-1 経営管理（ガバナンス）態勢 定型様式目次
	III-2 法令等遵守態勢 定型様式目次
	III-3 共済契約推進管理態勢 定型様式目次
	III-4 利用者保護等管理態勢 定型様式目次
	III-5 共済引受リスク管理態勢 定型様式目次
	III-6 資産運用リスク管理態勢 定型様式目次
	III-7 信用リスク管理態勢 定型様式目次
	III-8 オペレーショナル・リスク管理態勢 定型様式目次
IV	徴求資料編	
	1 経営管理（ガバナンス）態勢及び法令等遵守態勢（共通）
	2 経営管理（ガバナンス）態勢
	3 法令等遵守態勢
	4 共済契約推進管理態勢
	5 利用者保護等管理態勢
	6 統合的リスク管理態勢
	7 共済引受リスク管理態勢
	8 資産運用リスク管理態勢
	9 信用リスク管理態勢
	10 オペレーショナル・リスク管理態勢
	11 システム統合リスク管理態勢
V	自己査定、償却・引当体制 定型様式目次
VI	徴求資料編（資産査定時に準備する資料等）
	参考様式

留 意 事 項

I 基本的考え方

全国共済農業協同組合連合会及び全国共済水産業協同組合連合会（以下「共済連」という。）検査を実施するに当たって被検査共済連に提出を求める検査資料（以下「検査提出資料」という。）等は、原則として、現物検査着手時に依頼するものであります。

ただし、本検査の実施に当たり、検査の進捗や必要に応じて、検査責任者及び検査責任者から委任された検査官（以下「検査責任者等」という。）がその都度提出を求めることがありますので、留意してください。

本様式例は、検査提出資料等について、被検査共済連の検査を遂行する上で必要不可欠と思われるもののうち、最大公約数的なものを抜き出して一覧にしたものです。

したがって、本様式例はあくまでも標準的な目安を示しているにすぎないことに御留意ください。

なお、この検査提出資料に関し、

- ① 原則的に既存の資料等を活用する。
- ② 必要とする記載内容を満たす限り、提出された資料等の様式は問わない。
- ③ 検査遂行に支障がない限り、電子媒体による提出や、検査会場における既存資料等の備え置きによる対応を認める。
- ④ 被検査共済連の対応能力や事務負担に配慮した提出期限とする。
こととしています。

II 一般的留意事項

1 本様式例は、被検査共済連の検査に当たって、検査責任者が原則として現物検査着手時に依頼する「検査提出資料」等についての標準目安です。

2 検査責任者等は、被検査共済連の規模や特性など諸事情を勘案し、必要に応じ、その旨を告げた上で、検査提出資料を追加又は削減するほか、項目内容や提出期日などを変更することがあります。

3 検査提出資料等の作成提出が困難、あるいは期限内提出が困難といった場合のほか、電子媒体の利用や会場備え置きによる対応を要望される場合は、あらかじめ検査責任者等に御相談ください。特に、電子媒体を利用しようとする場合は、利用範囲や提出の具体的な方法などについて、十分打ち合わせてください。

なお、電子媒体の受渡に当たっては、授受を記録するなどの対応をお願いします。

4 各資料の右上欄外に作成した所管部・室・課名等を記載し、作成責任者が記名してください。会場備え置きや電子媒体を利用するものなどで作成部署名及び作成責任者名の記載ができないものについては、検査責任者等に御相談ください。

5 様式の規格は、原則としてA4版とし、資料等は、分量に応じて、適宜、各8センチを限度とした分冊にして提出してください。

6 複数のリスクカテゴリー等が相互に関連するものについて、重複して資料を作成することがないように、共通～その他の各項目に区分しているため、それぞれの区分ごとに主管部署を定め、当該主管部署が取りまとめた上で提出するようにしてください。

7 各種方針、規程、取引等を実行するに当たり、その決定手続をりん議で行っている場合には、そのりん議書等も必要に応じ提出（検査会場備置）を求めることがありますので、留意してください。

Ⅲ 一覧についての留意事項

- 1 「提出資料名」欄は必ずしも資料等の名称を特定し、個別に示したのではなく、例示、あるいは抽象的に示したもので、その必要内容を満たすものであれば、名称や様式などは問いません。
- 2 「提出部数」は、会場備え置きを除き、正本1部のほかに副本の提出をお願いしますが、その具体的な必要部数については、提出依頼時に検査責任者等から御説明します。なお、提出資料のうち「正本」は、提出期日が本検査開始時前の日等となっているものでも、本検査開始日以降に検査会場で受領するので、御留意ください。
- 3 「会場備え置き」の資料については、本検査開始後に変更及び追加があった場合、その旨を検査責任者等に申し出るとともに、当該資料の差し替え（変更及び追加があった資料につき期日を確認できるよう措置すること。）を行ってください。
- 4 資料等の提出に当たっては、一覧記載の順序で編集し、一覧の番号と符号させてください。

Ⅳ 計数処理の留意事項

- 1 諸計数については、行政庁への報告計数を基本とします。なお、計数（検査）基準日及び対象期間には、十分注意し、疑義があれば、検査責任者等に御確認ください。
- 2 端数整理については、原則として金額は単位未満を切り捨てます。また、諸比率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入してください。ただし、自己査定結果に関する比率のうち、引当実績率は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記入してください。
- 3 単位未満の計数がある場合には、「0」、皆無又は当該計数がない場合は「-」と表示してください。
- 4 表中の合計欄については、端数調整せず、そのまま切り捨ててください。

検査提出資料

1 概況説明資料様式

概況説明事項	連合会名
<p>[例]</p> <ol style="list-style-type: none">1 経営方針・事業計画の特徴2 財産運用方針3 系統共済事業のシステム安定化への取組4 系統共済検査マニュアル関係<ol style="list-style-type: none">(1) 経営管理（ガバナンス）態勢に係る取組(2) 法令等遵守態勢に係る取組(3) 共済契約推進管理態勢に係る取組(4) 利用者保護等管理態勢に係る取組(5) 統合的リスク管理態勢に係る取組(6) 財務の健全性・共済計理に関する管理態勢に係る取組(7) 共済引受リスク管理態勢に係る取組(8) 資産運用リスク管理態勢に係る取組(9) 信用リスク管理態勢に係る取組（自己査定、償却・引当等について）(10) オペレーショナル・リスク管理態勢に係る取組(11) システム統合リスク管理態勢に係る取組5 本会及び会員に係る諸問題（新聞報道等の問題を含む。）	

注：本検査実施に当たり、プレヒアリング（概況説明聴取）を行います。本概況説明に当たっては、上記資料を被検査団体において作成してください。

なお、用紙は、「A4版、横、横書き」とし、要点を簡潔に記載してください。

I 共済事業実施機関の経営管理

(1) 徴求資料

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	適用時期	提出の有無
1	中長期経営計画書（直近2期）及び業務報告書・経営効率表（過去3年分）並びに事業計画書（直近3年分）		資料説明後速やかに		年 月以降	
2	子会社等の中長期経営計画書（直近2期）及び業務報告書・経営効率表（過去3年分）並びに事業計画書（直近3年分）		資料説明後速やかに		年 月以降	
3	預金等の残高証明書（検査基準日）		資料説明後速やかに		年 月期	
4	前回検査指摘事項の改善状況		本検査開始時まで		年 月以降	
5	地区別（又はブロック別）説明会資料		本検査開始時まで		年 月以降	
6	残高試算表（決算日及び検査基準日）		資料説明後速やかに		年 月以降	
7	検査期間中の役員及び主要職員行動表		資料説明後速やかに		年 月期	
8	預け先別種類別預金一覧表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
9	金銭の信託一覧表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
10	金銭債権一覧表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
11	有価証券評価損益合計表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
12	有価証券種類別残高明細表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
13	株式残高明細表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
14	貸付先別貸付金一覧表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
15	運用不動産明細表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
16	共済資金明細表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
17	雑資産明細表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
18	雑負債明細表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
19	外部出資明細表【電算帳票】		本検査開始時まで		年 月期	
20	その他検査責任者が必要と認める資料					

(2) 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	適用時期	提出の有無
1	主要勘定の推移	検査官に配付	本検査開始時まで			
2	主要指標・経営効率の推移	検査官に配付	本検査開始時まで			
3	事業種類別部門別損益検討表	検査官に配付	本検査開始時まで			
4	財産運用損益検討表	検査官に配付	本検査開始時まで			
5	自己資本基準実績対照表	検査官に配付	本検査開始時まで			
6	支払余力比率の算出明細表	検査官に配付	本検査開始時まで			
7	財産運用方法等の適合状況	検査官に配付	本検査開始時まで			
8	共済掛金積立金の明細	検査官に配付	本検査開始時まで			
9	資金（運用）計画・実績対比表	検査官に配付	本検査開始時まで			
10	経費・予算実績対比表	検査官に配付	本検査開始時まで			
11	運用勘定別運用損益状況	検査官に配付	本検査開始時まで			
12	総合損益の推移	検査官に配付	本検査開始時まで			
13	内部留保検討表	検査官に配付	本検査開始時まで			
14	外部流出検討表	検査官に配付	本検査開始時まで			
15	利源計算検討表	検査官に配付	本検査開始時まで			
16	平均利回りと財務諸比率	検査官に配付	本検査開始時まで			
17	その他検査責任者が必要と認める資料					

〔全国共済農業協同組合連合会用〕

I-1-(A) 主要勘定の推移

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円、%)

区 分	前々年度末		前年度末		増減 (▲)		今回検査時	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	金額	構成比
現金								
預金								
系統預金								
系統外預金								
コールローン								
買現先勘定								
債券貸借取引支払保証金								
金銭の信託								
金銭債権								
有価証券								
国債								
地方債								
金融債								
政府保証債								
短期社債								
社債								
外国証券								
株式								
その他有価証券								
貸付金								
共済契約貸付								
一般貸付								
その他の貸付								
運用不動産								
有形固定資産								
無形固定資産								
業務外資産								
未収共済掛金								
未収再保険勘定								
共済資金								
その他資産								
金融派生商品								
金融商品等差入担保金								
前払費用								
未収収益								
その他の資産								
業務用固定資産								
有形固定資産								
無形固定資産								
外部出資								
系統出資								
系統外出資								
子会社等出資								
繰延資産								
前払年金費用								
繰延税金資産								
貸倒引当金 (▲)								
外部出資等損失引当金 (▲)								
資産合計		100		100				100

< 次葉へ続く >

< 続き >

(単位：百万円、%)

区 分	前々年度末		前年度末		増減 (▲)		今回検査時	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	金 額	構成比
共済契約準備金								
支払備金								
責任準備金								
契約者割戻準備金								
未払再保険勘定								
代理店勘定								
共済資金								
その他負債								
売現先勘定								
債券貸借取引受入担保金								
借入金								
未払法人税等								
金融派生商品								
金融商品等受入担保金								
前受収益								
未払費用								
その他の負債								
諸引当金								
賞与引当金								
退職給付引当金								
価格変動準備金								
繰延税金負債								
負債合計								
出資金								
回転出資金								
資本準備金								
利益剰余金								
利益準備金								
その他利益剰余金								
〇〇積立金								
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)								
うち当期剰余金 (又は当期損失金)								
その他有価証券評価差額金								
繰延ヘッジ損益								
純資産合計								
負債・純資産合計		100		100				100
(次期繰越剰余金)	()	()	()	()	()	()	()	()

[作成要領] 全国本部で作成する。

〔全国共済水産業協同組合連合会用〕

I-1-(B) 主要勘定の推移

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円、%)

区 分	前々年度末		前年度末		増減 (▲)		今回検査時	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	金額	構成比
現金								
預け金								
系統預け金								
系統外預け金								
買現先勘定								
債券貸借取引支払保証金								
金銭の信託								
金銭債権								
有価証券								
国債								
地方債								
金融債								
特別法人債								
短期社債								
社債								
外国証券								
株式								
その他有価証券								
貸付金								
共済契約貸付金								
金融機関貸付金								
未収共済掛金								
未収保険勘定								
事業仮払金								
その他資産								
金融派生商品								
金融商品等差入担保金								
前払費用								
未収収益								
その他の資産								
有形固定資産								
土地								
減価償却資産								
減価償却累計額 (▲)								
建設仮勘定								
無形固定資産								
外部出資								
系統出資								
系統外出資								
子会社等出資								
前払年金費用								
繰延資産								
繰延税金資産								
貸倒引当金 (▲)								
外部出資等損失引当金 (▲)								
資産合計		100		100				100

<次葉へ続く>

< 続き >

(単位：百万円、%)

区 分	前々年度末		前年度末		増減 (▲)		今回検査時	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	金額	構成比
共済契約準備金								
支払備金								
責任準備金								
割戻準備金								
未払保険勘定								
未払委託手数料								
事業未払金								
その他負債								
売現先勘定								
債券貸借取引受入担保金								
借入金								
未払法人税等								
金融派生商品								
金融商品等受入担保金								
前受収益								
未払費用								
リース債務								
その他の負債								
未払漁業者年金業務推進費								
諸引当金								
賞与引当金								
退職給付引当金								
価格変動準備金								
繰延税金負債								
負債合計								
出資金								
回転出資金								
資本準備金								
利益剰余金								
利益準備金								
その他利益剰余金								
・ 積立金								
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)								
うち当期剰余金 (又は当期損失金)								
処分未済持分								
会員資本合計								
その他有価証券評価差額金								
繰延ヘッジ損益								
純資産合計								
負債・純資産合計		100		100				100
(次期繰越剰余金)	()	()	()	()	()	()	()	()

[作成要領] 本所で作成する。

I - 2 主要指標・経営効率の推移

作成部・課：

作成責任者：

項目	単位	年度	年度	年度	年度	年度	備考
事業量							
長期共済新契約高(年金を除く。)	億(百万)円						
(対前年比)	%						
満期金額	億(百万)円						
(対前年比)	%						
保障金額	億(百万)円						
(対前年比)	%						
年金共済 新契約年金金額	億(百万)円						
(対前年比)	%						
短期共済掛金額(自賠責を除く。)	億(百万)円						
(対前年比)	%						
自賠責 台数	台						
(対前年比)	%						
支払共済金 金額	億(百万)円						
(対前年比)	%						
満期共済金	億(百万)円						
保障共済金	億 円						
自動車共済損害率							
対人	%						
搭乗者	%						
対物	%						
車両	%						
経営効率							
経費率 長期・短期計	%						
事業費率(長期)	%						
事業費率(短期)	%						
職員一人当たり契約金額	億(百万)円						
一件当たり平均共済金額	億(百万)円						
一件当たり支払共済金額	億(百万)円						
解約・失効率	%						
うち転換を除いた率	%						

<続き>

項目	単位	年度	年度	年度	年度	年度	備考
総資産	億(百万)円						
(対前年比)	%						
うち運用資産	億(百万)円						
(対前年比)	%						
総資産利回り	%						
うち運用資産	%						
共済契約準備金							
支払備金	億(百万)円						
責任準備金	億(百万)円						
割戻準備金	億(百万)円						
共済掛金積立状況							
純式計算額	億(百万)円						
実積立額	億(百万)円						
内訳 基本計算額	億(百万)円						
基本計算額超過額	億(百万)円						
積立率	%						
割戻率(利差)							
〇〇生命	%						
〇〇共済	%						
〇〇〇〇	%						
財務							
自己資本 施行令	%						
内部留保充足率 (合計)	%						
責任準備金 (基本計算額超過額)	%						
価格変動準備金	%						
異常危険準備金	%						
割戻準備金 (有税分)	%						
利益準備金	%						
任意積立金	%						
退職給付引当金	%						
役員退職慰労引当金	%						
繰越剰余金	%						

<次葉へ続く>

<続き>

項 目	単位	年度	年度	年度	年度	年度	備 考
総資産 A	億(百万)円						平残
運用資産 B	億(百万)円						平残
B/A	%						
有価証券 C	億(百万)円						平残
C/A	%						
貸付金 D	億(百万)円						平残
D/A	%						
運用不動産 E	億(百万)円						平残
E/A	%						
総資産利回り	%						
運用資産利回り	%						
現金・預金利回り	%						
コールローン利回り	%						
金銭の信託利回り	%						
金銭債権利回り	%						
有価証券利回り	%						
貸付金利回り	%						
うち一般貸付金利回り	%						
運用不動産利回り	%						
利差割戻率	%						
ラムダ割戻率	%						
費差割戻率	%						
建更危険差割戻率	%						
経常利益	億(百万)円						
当期剰余金	億(百万)円						
出資配当	億(百万)円						
事業利用分量配当	億(百万)円						

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 全国共済農業協同組合連合会は億円単位、全国共済水産業協同組合連合会は百万円単位で作成する。
- 3 「項目」欄の科目等は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

〔全国共済農業協同組合連合会用〕

I - 3 - (A) 事業種類別部門別損益検討表

年 月 日から
年 月 日まで

作成部・課 _____
作成責任者 _____

(単位：千円)

区 分 項 目	生命総合共済部門				その他生命共済部門				団体共済部門				長期損害共済部門				自動車共済部門				その他損害共済部門				自賠責共済部門				建物短期再共済部門				部門外勘定				合 計		
	連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会	検査官認定欄	差 額				
	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	(A)	(B)	(A-B)				
経常収益																																							
直接事業収益																																							
受入共済掛金																																							
再保険金																																							
再保険払戻金																																							
その他の直接事業収益																																							
共済契約準備金戻入額																																							
支払備金戻入額																																							
責任準備金戻入額																																							
契約者割戻準備金戻入額																																							
財産運用収益																																							
その他経常収益																																							
経常費用																																							
直接事業費用																																							
支払払戻金																																							
支払返戻金																																							
支払共済金																																							
支払割戻金																																							
再保険料																																							
その他の直接事業費用																																							
共済契約準備金繰入額																																							
支払準備金繰入額																																							
責任準備金繰入額																																							
割戻金留置利息繰入額																																							
財産運用費用																																							
価格変動準備金繰入額																																							
事業普及費																																							
事業管理費																																							
その他経常費用																																							
経常利益(又は経常損失)																																							
特別利益																																							
特別損失																																							
税引前当期剰余(又は税引前当期損失)																																							
法人税、住民税及び事業税																																							
法人税等調整額																																							
契約者割戻準備金繰入額																																							
当期剰余金(又は当期損失金)																																							
前期繰越剰余金(又は前期繰越損失金)																																							
〇〇積立金取崩額																																							
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)																																							

〔作成要領〕

- 1 全国本部で作成する。
- 2 「項目」欄の科目及び「区分」欄の各部門は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

[全国共済水産業協同組合連合会用]

I - 3 - (B) 事業種類別部門別損益検討表

年 月 日から
年 月 日まで

作成部・課 _____
作成責任者 _____

(単位：千円)

区 分 項 目	普通厚生共済				乗組員厚生共済				団体信用厚生共済				漁業者老齢福祉共済				国民年金基金共済				火災共済				生活総合共済				合 計		
	連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会		検査官認定欄		連合会	検査官認定欄	差 額
	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額	借方	貸方	認定額	計上額 (A)	認定額 (B)	(A-B)
経常収益																															
直接事業収益																															
受入共済掛金																															
保険金																															
保険返戻金																															
共済契約準備金戻入額																															
財産運用収益																															
その他経常収益																															
経常費用																															
直接事業費用																															
支払共済金																															
支払返戻金																															
割戻金																															
保険料																															
共済契約準備金繰入額																															
支払備金繰入額																															
責任準備金繰入額																															
割戻金積立利息繰入額																															
財産運用費用																															
価格変動準備金繰入																															
委託手数料																															
事務管理費																															
その他経常費用																															
経常利益(又は経常損失)																															
特別利益																															
特別損失																															
税引前当期剰余(又は税引前当期損失)																															
法人税、住民税及び事業税																															
法人税等調整額																															
割戻準備金繰入額																															
当期剰余金(又は当期損失)																															
前期繰越剰余金(又は前期繰越損失)																															
・・・積立金取崩額																															
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)																															

[作成要領]

- 1 本所で作成する。
- 2 「項目」欄の科目及び「区分」欄の各部門は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

〔全国共済農業協同組合連合会〕
I-4-(A) 財産運用損益検討表

作成部・課：

作成責任者：

(単位：千円)

区 分		前々年度末	前年度末	今回検査時	区 分		前々年度末	前年度末	今回検査時
科 目	合 計				科 目	合 計			
財産運用収益(A)					財産運用費用(B)				
預金利息					支払利息				
コールローン利息					為替差損				
買現先利息					金銭の信託運用費				
為替差益					金銭債権運用費				
金銭の信託運用益						計			
金銭債権						売却損			
	利息配当金					評価損			
	収 益					償還損			
	合 計				有価証券	その他費用			
有価証券	計					貸付事務費			
		国債				貸付雑費用			
		地方債				貸倒損失			
		金融債					計		
		政府保証債					管理費		
		短期社債				運用不動産	償却費		
		社債					処分損		
		外国証券				減損損失			
		株式				金融派生商品費用			
		貸付信託受益証券				運用関係税金			
		投資信託				貸倒引当金繰入(財務)			
			計				価格変動準備金繰入		
		国債					その他運用費用		
		地方債					当期財産運用損益(A-B)		
		金融債							
政府保証債									
短期社債									
社債									
外国証券									
株式									
貸付信託受益証券									
投資信託									
	計								
評価益									
償還益									
その他収益									
	計								
貸付金利息	計	〇〇貸付金							
			〇〇貸付金						
			〇〇貸付金						
			〇〇貸付金						
			〇〇貸付金						
			〇〇貸付金						
			〇〇貸付金						
	計								
運用不動産	計	賃貸料							
		売却益							
金融派生商品収益									
受入雑利息									
貸倒引当金戻入(財務)									
価格変動準備金戻入									
貸付雑収益									
その他運用収益									

〔作成要領〕

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 「科目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

〔全国共済水産業協同組合連合会用〕
I-4-(B) 財産運用損益検討表

作成部・課：
作成責任者：

(単位：千円)

分 科 目		区	前々年度末	前年度末	今回検査時	科 目		区 分	前々年度末	前年度末	今回検査時
財産運用収益(A)	合 計					財産運用費用(B)	合 計				
預金利息						支払利息					
コールローン利息						為替差損					
買現先利息						金銭の信託運用費					
為替差益						金銭債権運用費					
金銭の信託配当金						計					
受取特別配当金						有価証券	売却損				
金銭の信託運用益							評価損				
金銭債権	利息配当金						償還損				
	収 益						その他費用				
合 計						貸付事務費					
有 価 証 券	利 息 配 当 金	計				貸付雑費用					
		国債				貸倒損失					
		地方債				計					
		金融債				運用不動産	管理費				
		特別法人債					償却費				
		短期社債					処分損				
		社債				減損損失					
		外国証券				金融派生商品費用					
		株式				運用関係税金					
		計				貸倒引当金繰入(財務)					
		国債				割戻特別引当金繰入					
		地方債				価格変動準備金繰入					
		金融債				その他運用費用					
		特別法人債				当期財産運用損益(A-B)					
		短期社債									
社債											
外国証券											
株式											
計											
売却益											
評価益											
償還益											
その他収益											
有価証券評価戻入益											
計											
貸 付 金 利 息	〇〇貸付金	〇〇貸付金									
		〇〇貸付金									
		〇〇貸付金									
		〇〇貸付金									
		〇〇貸付金									
		〇〇貸付金									
		〇〇貸付金									
計											
運用不動産	賃貸料										
	売却益										
金融派生商品収益											
受入雑利息											
貸倒引当金戻入(財務)											
割戻特別引当金戻入											
価格変動準備金戻入											
貸付雑収益											
その他運用収益											

〔作成要領〕

- 1 本所で作成する。
- 2 「科目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

[全国共済農業協同組合連合会用]

I - 5 - (A) 自己資本基準実績対照表

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：千円)

項 目	根拠法令等	算 式	前々年度末	前年度末
自己資本の基準	農協法施行令第29条	固定資産の価額+払込済出資金 (A)	自己資本額 () (A) () 差引 ()	自己資本額 () (A) () 差引 ()

[作成要領]

- 1 「自己資本の基準」欄は、農協法施行規則第201条第1項に規定するところによる。
- 2 固定資産の価額の算定に当たっては、同規則第201条第2項の規定に留意する。

I - 5 - (B) 自己資本基準実績対照表

作成部・課： _____

作成責任者： _____

検査基準日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）現在

(単位：千円)

条 件	基 準 事 項	実 績	前々年度末	前年度末
自己資本の基準 (水協法施行令第十九条)	1 自己資本	出資金		
		期限付優先出資	▲	▲
		回転出資金		
		資本準備金		
		利益準備金		
		任意積立金		
		繰越剰余金		
		当期剰余金		
		外部流出予定額	▲	▲
		その他有価証券の評価差損	▲	▲
営業権相当額	▲	▲		
	① (計)			
2 固定資産	減価償却資産	うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		減価償却累積額	▲	▲
		土地		
		建設仮勘定		
		無形固定資産		
		うち資産除去債務相当資産	▲	▲
		外部出資		
		うち農林水産大臣指定外部出資	▲	▲
		うちその他有価証券評価差益 (時価のある外部出資に係るもの)	▲	▲
			② (計)	
3 固定資産取得借入金	③固定資産取得借入金			
4 リース債務	④リース債務			
	[基 準] 1 ≥ 2 - (3 + 4)	[実 績] ① - (② - (③ + ④))	±	±

[作成要領] 「その他有価証券評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り記載するものとする。

作成部・課：
作成責任者：

(1) 総括表

(単位：百万円、%)

	前々年度末	前年度末
(1) 支払余力の総額 (= ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)		
① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。)		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)の90%(負債の場合は100%)		
⑥ 土地の含み損益の85%(負債の場合は100%)		
⑦ 上記に準ずるものの額 (= (a)+(b)+(c)+(d)-(e))		
(a) 共済掛金積立金等余剰部分		
(b) 契約者割戻準備金未割当部分		
(c) 税効果相当額 (=イ-ロ)		
イ) 税効果相当額		
ロ) 税効果相当額の不算入額(-)		
(d) 負債性資本調達手段等 (=イ+ロ)		
イ) 負債性資本調達手段		
特定負債性資本調達手段		
ロ) 期限付劣後債務		
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-)		
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-) (= (a)+(b))		
(a) 繰延税金資産の不算入額(-)		
(b) 控除項目(-)		
(2) リスクの合計額 (= [(R ₁) ² + (R ₃ + R ₄) ²] ^{1/2} + R ₂ + R ₅)		
R ₁ 一般共済リスク相当額		
R ₂ 巨大災害リスク相当額		
R ₃ 予定利率リスク相当額		
R ₄ 財産運用リスク相当額 (= ①+②+③+④+⑤+⑥)		
① 価格変動等リスク等相当額		
② 信用リスク相当額		
③ 子会社等リスク相当額		
④ デリバティブ取引リスク相当額		
⑤ 信用スプレッドリスク相当額		
⑥ 上記に準ずるものの額 (= (a)+(b))		
(a) 再保険リスク相当額		
(b) 再保険回収リスク相当額		
R ₅ 経営管理リスク相当額		
(3) 支払余力比率 (= (1) / ((2) × 1/2))		

(参考) 実質資産負債差額

(単位：百万円)

	前々年度末	前年度末
(1) 資産の部に計上されるべき金額の合計額 (=①+②+③+④-⑤)		
① 貸借対照表の資産の部合計		
② 有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額		
③ 動産不動産含み損益		
④ 上記以外の資産の含み損益		
⑤ その他有価証券に係る繰延税金資産		
(2) 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (=①-②-③-④-⑤-⑥)		
① 貸借対照表の負債の部合計		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 共済掛金積立金等余剰部分		
⑤ 契約者割戻準備金未割当部分		

⑥ その他有価証券に係る繰延税金負債		
(3) 実質資産負債差額	(= (1) - (2))	

(2) 支払余力総額の内訳

①純資産の部合計

(単位：百万円)

	金額
貸借対照表の純資産の部の合計額	(a)
剰余金の処分として支出する金額	(b)
その他有価証券評価差額金	(c)
純資産の部の合計	(a) - (b) - (c)

②その他有価証券の評価差額金 (税効果控除前)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	帳簿価額	評価差額
国内株式	()	()	()
公社債	()	()	()
国債	()	()	()
地方債	()	()	()
政府保証債	()	()	()
金融債	()	()	()
短期社債	()	()	()
社債	()	()	()
外国証券	()	()	()
外国債券	()	()	()
外国株式	()	()	()
その他の外国証券	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	(a)
		係数 (b)	90%
		(マイナスの場合)	100%
その他有価証券評価差額金	(a) × (b)		

(備考) () 内には「時価があるもの」について記入すること。

③土地の含み損

(単位：百万円)

	評価額	帳簿価額	含み損益
土地			
借地権等			
合計			(a)
		係数 (b)	85%
		(マイナスの場合)	100%
土地の含み損益	(a) × (b)		

④共済掛金積立金等余剰部分

(単位：百万円)

	金額
共済掛金積立金及び未経過共済掛金の合計額	(a)

全期チルメル式により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金の額を加えた額又は共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額	(b)
追加責任準備金	
不算入額（共済計理人が行う確認により積立てが必要とされた額）	(c)
共済掛金積立金等余剰部分	(a) - ((b) + (c))

⑤契約者割戻準備金未割当部分 (単位：百万円)

	金額
契約者割戻準備金の額	(a)
契約者割戻金として割り当てた額	(b)
契約者割戻準備金未割当部分	(a) - (b)

⑥税効果相当額 (単位：百万円)

	金額
A 剰余金等の額（剰余金の処分として支出する額等を除く。）	
t 法定実効税率	
税効果相当額（調整前）	$A \times t / (1-t)$ (a)
算入限度額（繰延税金資産算入基準額 - 繰延税金資産不算入額）	(b)
税効果相当額不算入額（負債の場合は零）	(a) - (b) (c)
税効果相当額	(a) - (c)

⑦負債性資本調達手段等 (単位：百万円)

	金額
負債性資本調達手段	(a)
特定負債性資本調達手段	
期限付劣後債務	(b)
負債性資本調達手段等	(a) + (b)

⑧共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額 (単位：百万円)

	金額
共済掛金積立金等余剰部分(④)	(A)
負債性資本調達手段等(⑦)（特定負債性資本調達手段の額を除く。）	(B)
中核的支払余力	(a) - (b) (C)
算入限度額（繰延税金資産算入基準額 - 繰延税金資産不算入額）	(a)
共済掛金積立金等余剰部分（④の(a) - (b)）	(b)
共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額（負債の場合は零）	((A) + (B)) - (C)

⑨繰延税金資産 (単位：百万円)

	金額
繰延税金資産又は繰延税金負債	(a)
責任準備金に係る額	(b)
異常危険準備金に係る額	
追加責任準備金に係る額	
支払備金（既発生未報告備金）に係る額	(c)
価格変動準備金に係る額	(d)
契約者割戻準備金に係る額	(e)
評価・換算差額等に係る額	(f)
その他（繰延税金資産不算入対象額）	(a) - ((b) + (c) + (d) + (e) + (f)) (A)
繰延税金資産算入基準額	(B)
純資産の部の合計（剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。）	
価格変動準備金	
異常危険準備金	
その他有価証券評価差額金（税効果控除前）（負債の場合のみ）	
共済掛金積立金等余剰部分（④の(a) - (b)）	
契約者割戻準備金未割当部分	
控除額	(B) × 20% (C)
繰延税金資産不算入額（負債の場合は零）	(A) - (C)

(3) 一般共済リスク

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象	リスク対象金額 (a)	リスク係数 (b)	リスク相当額 (a)×(b)
普通死亡リスク	危険共済金額		0.060%	A
災害死亡リスク	災害死亡共済金額		0.006%	B
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額		1.000%	C
災害入院リスク	災害入院共済金額×平均予定給付日数		0.300%	D
疾病入院リスク	疾病入院共済金額×平均予定給付日数		0.750%	E

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象		リスク対象金額 (a)、(b)のいずれ か大きい方の額 (c)	リスク係数 (d)	リスク相当額 (c)×(d)
	正味経過危険共済掛金 (a)	正味支払共済金額 (b)			
火災リスク				33.000%	F
自動車リスク				22.000%	G
傷害リスク				33.000%	H
その他リスク (生命)				34.000%	I
その他リスク (損害)				41.000%	J

(単位：百万円)

一般共済リスク相当額	$\left\{ \left[\left((A+B)^2 + C^2 \right)^{1/2} + D + E + H + I \right]^2 + F^2 + G^2 + J^2 \right\}^{1/2}$	R ₁
------------	--	----------------

(4) 巨大災害リスク

(単位：百万円)

共済の種類	地震災害による推定支払共済金額	風水害による推定支払共済金額
建物更生共済		
火災共済		
団体建物火災共済		
建物短期再共済 (建物火災共済)		
建物短期再共済 (建物総合共済)		
農機具損害共済		
農機具更新共済		
自動車共済		
推定支払共済金額合計	A	

再保険回収予想額	B	
----------	---	--

推定支払共済金額－再保険回収予想額	A－B	(a)	(b)
-------------------	-----	-----	-----

巨大災害リスク相当額	(a)、(b)のいずれか大きい方の額	R ₂
------------	--------------------	----------------

(6) 財産運用リスク

①価格変動等リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額 (a)	デリバティブ取引によってリスクヘッジを行っている場合の当該デリバティブ取引高 (b)	リスク対象資産相当額 (c) (a)-(b)	リスク係数 (d) $\delta_i(\delta_j)$	リスク相当額 (a)-(b) × (d)
国内株式				20%	
外国株式				10%	
邦貨建債券（責任準備金対応債権以外）				2%	
邦貨建債券（責任準備金対応債権）				1%	
外貨建債券・外貨建貸付金等				1%	
不動産				10%	
為替リスクを含むもの				10%	
計					(e)

分散投資効果係数の分母

リスク対象資産	(A) (リスク対象資産相当額 (c))	(B) (リスク対象資産相当額の合計額)	構成割合(C) (A)/(B) $X_i(X_i)$	(D) (リスク係数(d)) $\delta_i(\delta_j)$	分母(E) (C) × (D)
国内株式		/	%	20%	
外国株式			%	10%	
邦貨建債券			%	2%又は1%	
外貨建債券・外貨建貸付金等			%	1%	
不動産			%	10%	
為替リスクを含むもの			%	10%	
計					

分散投資効果係数の分子

$X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}$	リスク対象資産 j						$X_i \times \delta_i$
	国内株式	外国株式	邦貨建債券	外貨建債券・外貨建貸付金等	不動産	為替リスクを含むもの	
国内株式							
外国株式							
邦貨建債券							
外貨建債券・外貨建貸付金等							
不動産							
為替リスクを含むもの							
$X_j \times \delta_j$							②()

(注) () には、分散投資効果係数の分子の値を記入する。

相関係数

ρ_{ij}	リスク対象資産 j					
	国内株式	外国株式	邦貨建債券	外貨建債券・外貨建貸付金等	不動産	為替リスクを含むもの
国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00
外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00
邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	0.00
外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	0.00
不動産	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00
為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

価格変動等リスク相当額

分散投資効果係数	$1 - \frac{②}{①}$	③
分散投資効果	(e) × ③	④
価格変動等リスク相当額	(e) - ④	

②信用リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
---------	-----------	-------	--------

貸付金	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
債券	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
預貯金	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		14.0%	
	ランク 4		30.0%	
	商品内容把握不十分		100.0%	
再証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		2.0%	
	ランク 3		28.0%	
	ランク 4		30.0%	
	商品内容把握不十分		100.0%	
短資取引	ランク 4 を除く		0.1%	
	ランク 4		30.0%	
信用リスク相当額				

③子会社等リスク

(単位：百万円)

法人の業務形態		リスク対象資産		リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
国内会社	金融業務	株式			30.0%	
		貸付金	邦貨建		1.5%	
			外貨建		9.5%	
	非金融業務	株式			20.0%	
		貸付金	邦貨建		1.0%	
			外貨建		9.0%	
海外会社	金融業務	株式			25.0%	
		貸付金	邦貨建		1.5%	
			外貨建		9.5%	
	非金融業務	株式			15.0%	
		貸付金	邦貨建		1.0%	
			外貨建		9.0%	
上記にかかわらず信用リスク		株式			100.0%	
ランク 4 に該当する子会社等		貸付金			30.0%	
子会社等リスク相当額						

④デリバティブ取引リスク

A. 先物取引及びオプション取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類	取引残高(a)		デリバティブ取引によってリスクヘッジを行っている場合の当該デリバティブ取引高(b)		対象取引残高(c)	リスク係数(d)	リスク相当額(e)	ヘッジ手段として取り扱われなかったデリバティブ取引残高(f)	リスク係数(g)	リスク相当額(h)	リスク相当額計(i)
	先物(買建)	フットオプション(売建)	先物(売建)	フットオプション(買建)							
外国通貨に係るデリバティブ取引						10.0%			10.0%		
株式に係るデリバティブ取引						20.0%			25.0%		
債券に係るデリバティブ取引						2.0%			8.0%		
上記に掲げられていないオプション取引						20.0%					
小 計											①

B スワップ取引等に係るリスク相当額
カレント・エクスポート方式

(単位：百万円)

取引の種類	想定元本	与信相当額	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引				
(1)異種通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2)為替先渡取引(FXA)			1.0%	
(3)先物外国為替取引			1.0%	
(4)通貨先物取引			1.0%	
(5)通貨オプションの買い			1.0%	
(6)その他			1.0%	
金利関連取引				
(1)同一通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2)金利先渡取引(FRA)			1.0%	
(3)金利先物取引			1.0%	
(4)金利オプションの買い			1.0%	
(5)債券関連のデリバティブ取引			1.0%	
(6)その他			1.0%	
株式関連取引				
(1)個別の株式や株価指数に基づく先渡取引			1.0%	
(2)個別の株式や株価指数に基づくスワップ			1.0%	
(3)個別の株式や株価指数に基づくオプションの買い			1.0%	
(4)その他			1.0%	
小 計				②

オリジナル・エクスポート方式

(単位：百万円)

取引の種類	想定元本	与信相当額	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引				
(1)異種通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2)為替先渡取引(FXA)			1.0%	
(3)先物外国為替取引			1.0%	
(4)通貨先物取引			1.0%	
(5)通貨オプションの買い			1.0%	
(6)その他			1.0%	
金利関連取引				
(1)同一通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2)金利先渡取引(FRA)			1.0%	
(3)金利先物取引			1.0%	
(4)金利オプションの買い			1.0%	
(5)債券関連のデリバティブ取引			1.0%	
(6)その他			1.0%	
株式関連取引			1.0%	
小 計				③

デリバティブ取引リスク相当額

(①+②+③)

⑤信用スプレッドリスク

(単位：百万円)

所在地	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
日本		5.6%	
米国		2.9%	
欧州		2.5%	
その他		5.6%	
合計			

⑥再保険リスク及び再保険回収リスク

A. 再保険リスク

(単位：百万円)

共済の種類	出再未経過共済掛金	正味未経過共済掛金	評価対象額 (注1)	リスク係数	リスク相当額
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
(i) 小計					

(単位：百万円)

共済の種類	出再支払備金	正味支払備金	評価対象額 (注2)	リスク係数	リスク相当額
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
(ii) 小計					

(単位：百万円)

①再保険リスク相当額 (i + ii)	
---------------------	--

(注1)
それぞれの共済種類について、上段を出再未経過共済掛金又は(正味未経過共済掛金+出再未経過共済掛金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再未経過共済掛金－(正味未経過共済掛金+出再未経過掛金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

(注2)
それぞれの共済種類について、上段を出再支払備金又は(正味支払備金+出再支払備金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再支払備金－(正味支払備金+出再支払備金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

B. 再保険回収リスク

(単位：百万円)

	リスク対象金額	リスク係数	再保険回収リスク相当額
未収再保険勘定		1%	

(7) 経営管理リスク

(単位：百万円)

リ ス ク 区 分	金 額
共済リスク相当額 $(R_1 + R_2)$	①
一般共済リスク相当額 (R_1)	
巨大災害リスク相当額 (R_2)	
予定利率リスク相当額 (R_3)	②
財産運用リスク相当額 (R_4)	③
小 計 $①+②+③$	④
リスク係数 2%	⑤ 2%
ただし、当期未処理損失を計上している場合は 3%	
経営管理リスク相当額 $④ \times ⑤$	R_5

I-6-(B) 支払余力比率の算出明細表

作成部・課：
作成責任者：

1 総括表

(単位：百万円、%)

	前々年度末	前年度末
(1) 支払余力の総額 (= ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)		
① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。)		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)の90%(負値の場合は100%)		
⑥ 土地の含み損益の85%(負値の場合は100%)		
⑦ 上記に準ずるものの額 (= (a) + (b) + (c) + (d) - (e))		
(a) 共済掛金積立金等余剰部分		
(b) 契約者割戻準備金未割当部分		
(c) 税効果相当額 (= ㄐ - ㄑ)		
ㄐ) 税効果相当額		
ㄑ) 税効果相当額の不算入額(-)		
(d) 負債性資本調達手段等 (= ㄐ + ㄑ)		
ㄐ) 負債性資本調達手段		
特定負債性資本調達手段		
ㄑ) 期限付劣後債務		
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-)		
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-) (= (a) + (b))		
(a) 繰延税金資産の不算入額(-)		
(b) 控除項目(-)		
(2) リスクの合計額 (= [(R ₁) ² + (R ₃ + R ₄) ²] ^{1/2} + R ₂ + R ₅)		
R ₁ 一般共済リスク相当額		
R ₂ 巨大災害リスク相当額		
R ₃ 予定利率リスク相当額		
R ₄ 財産運用リスク相当額 (= ①+②+③+④+⑤+⑥)		
① 価格変動等リスク相当額		
② 信用リスク相当額		
③ 子会社等リスク相当額		
④ デリバティブ取引リスク相当額		
⑤ 信用スプレッドリスク相当額		
⑥ 上記に準ずるものの額 (= (a) + (b))		
(a) 再保険リスク相当額		
(b) 再保険回収リスク相当額		
R ₅ 経営管理リスク相当額		
(3) 支払余力比率 (= (1) / ((2) × 1/2))		

(参考) 実質資産負債差額

(単位：百万円)

	前々年度末	前年度末
(1) 資産の部に計上されるべき金額の合計額 (= ①+②+③+④-⑤)		
① 貸借対照表の資産の部合計		
② 有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額		
③ 動産不動産含み損益		
④ 上記以外の資産の含み損益		
⑤ その他有価証券に係る繰延税金資産		
(2) 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (= ①-②-③-④-⑤-⑥)		
① 貸借対照表の負債の部合計		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 共済掛金積立金等余剰部分		
⑤ 契約者割戻準備金未割当部分		

⑥ 其他有価証券に係る繰延税金負債		
(3) 実質資産負債差額	(= (1) - (2))	

2 算出明細

(1) 支払余力総額の内訳

①純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、評価・換算差額等を除く。)から繰延資産を控除した額 (単位:百万円)

	金額
貸借対照表の純資産の部の合計額	(a)
剰余金の処分として支出する金額	(b)
評価・換算差額等	(c)
繰延資産	(d)
計	(a) - (b) - (c) - (d)

②その他有価証券の評価差額(税効果控除前) (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	帳簿価額	評価差額
国内株式	()	()	()
公社債	()	()	()
国債	()	()	()
地方債	()	()	()
金融債	()	()	()
特別法人債	()	()	()
短期社債	()	()	()
社債	()	()	()
外国証券	()	()	()
外国債券	()	()	()
外国株式	()	()	()
その他の外国証券	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	(a)
		係数 (b)	90%
		(マイナスの場合)	100%
その他有価証券評価差額		(a) × (b)	

(備考) () 内には「時価があるもの」について記入すること。

③土地の含み損益 (単位:百万円)

	評価額	帳簿価額	含み損益
土地			
借地権等			
合計			(a)
		係数 (b)	85%
		(マイナスの場合)	100%
土地の含み損益		(a) × (b)	

(2) 一般共済リスク

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象	リスク対象金額 (a)	リスク係数 (b)	リスク相当額 (a)×(b)
普通死亡リスク	危険共済金額		0.060%	A
災害死亡リスク	災害死亡共済金額		0.006%	B
生存保障リスク	年金共済期末責任準備金額		1.000%	C
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数		0.300%	D
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数		0.750%	E

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象		リスク対象金額 (a)、(b)のいずれ か大きい方の額 (c)	リスク係数 (d)	リスク相当額 (c)×(d)
	正味経過危険共済掛金 (a)	正味支払共済金額 (b)			
火災リスク				33.000%	F
傷害リスク				33.000%	G
その他リスク (生命)				34.000%	H
その他リスク (損害)				41.000%	I

(単位：百万円)

一般共済リスク相当額	$\left\{ \left[\left((A+B)^2 + C^2 \right)^{1/2} + D + E + G + H \right]^2 + F^2 + I^2 \right\}^{1/2}$	R ₁
------------	--	----------------

(3) 巨大災害リスク

(単位：百万円)

共済の種類	地震災害による推定支払共済金額	風水害による推定支払共済金額
推定支払共済金額合計	A	

再保険回収予想額	B	
----------	---	--

推定支払共済金額－再保険回収予想額	A－B	(a)	(b)
-------------------	-----	-----	-----

巨大災害リスク相当額	(a)、(b)のいずれか大きい方の額	R ₂
------------	--------------------	----------------

(5) 財産運用リスク

①価格変動リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産 の額 (i)	リスクヘッジ効果の額 (ii)		控除後の額 (i) - (ii)	リスク係数	リスク相当額
		先物取引	オプション取引			
国内株式					20%	
外国株式					10%	
邦貨建債券					2%	
外貨建債券、外貨建貸付金等					1%	
不動産 (国内土地)					10%	
為替リスクを含むもの					10%	
計					(a)	
分散投資効果 (-)		分散投資効果係数			(b)	
					(c) = (a) × (b)	
価格変動リスク相当額					(a) - (c)	

②信用リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産		リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
貸付金	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
債券	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
預貯金	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		14.0%	
	ランク 4		30.0%	
再証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		2.0%	
	ランク 3		28.0%	
	ランク 4		30.0%	
短資取引	ランク 4 を除く		0.1%	
	ランク 4		30.0%	
信用リスク相当額				

③子会社等リスク

(単位：百万円)

業務形態		リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
国内会社	金融業務	株式		30.0%	
	非金融業務	株式		20.0%	
海外会社	金融業務	株式		25.0%	
	非金融業務	株式		15.0%	
上記にかかわらず信用リスクランク4に該当する子会社等		株式		100.0%	
子会社等リスク相当額					

④デリバティブ取引リスク

A 先物取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類		取引残高	ヘッジ取引の額	意図的取引の額	対象取引残高	リスク係数	リスク相当額
外国通貨に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量				10%	
	買建	時価×取引単位×契約数量				10%	
株式に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量				25%	
	買建	時価×取引単位×契約数量				20%	
債券に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量				8%	
	買建	時価×取引単位×契約数量				2%	
小 計						(a)	

B オプション取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類		取引残高	ヘッジ取引の額	意図的取引の額	対象取引残高	リスク係数	リスク相当額
外国通貨に係るオプション取引	ブット売	行使価格×取引単位×契約数量				10%	
株式に係るオプション取引	ブット売	行使価格×取引単位×契約数量				20%	
債券に係るオプション取引	ブット売	行使価格×取引単位×契約数量				2%	
小 計						(b)	

C スワップ取引等に係るリスク相当額

(1) オリジナル・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

取引の種類	原契約期間の区分	想定元本	(与信相当額)	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引	1年以内			2.00%	
	1年超				
金利関連取引	1年以内			0.50%	
	1年超				
法的に有効なネットिंग契約下にある 外国為替関連取引	1年以内			1.50%	
	1年超				
法的に有効なネットिंग契約下にある 金利関連取引	1年以内			0.35%	
	1年超				
小 計					

[作成要領] 各取引の種類の前契約期間の区分が1年超の積算内訳となる資料を別途添付すること(任意様式)。

(2) カレント・エクスポージャー方式

(c') = ①、②、③ or ④

① 再構築コストの金額

② ネット再構築の金額

③ グロスのアドオンの額

(内訳)

取引の種類	原契約期間の区分	想定元本	(与信相当額)	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引	1年以内			1.00%	
	1年超5年以内			5.00%	
	5年超			7.50%	
金利関連取引	1年以内			0.00%	
	1年超5年以内			0.50%	
	5年超			1.50%	
株式関連取引	1年以内			6.00%	
	1年超5年以内			8.00%	
	5年超			10.00%	
小 計					

④ ネットのアドオンの額

[作成要領]

1 「①再構築コスト」、「②ネット再構築の金額」、「④ネットのアドオンの金額」の積算根拠となる資料を別途添付すること(任意様式)。

また、「③グロスのアドオンの額」の積算内訳となる資料を別途添付すること(任意様式)。

2 ①～④の欄は、採用した算出方式のみ記載すること。

デリバティブ取引リスク相当額	(a + b + c + c')
----------------	------------------

⑤信用スプレッドリスク

(単位：百万円)

取引の区分	リスク対象資産の所在地	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
クレジットデフォルト スワップ取引による プロテクションの売却	日本		5.6%	
	米国		2.9%	
	欧州		2.5%	
	その他		5.6%	
信用スプレッドリスク相当額				

⑥再保険リスク及び再保険回収リスク

A 再保険リスク

(単位：百万円)

共済の種類	出再未経過共済掛金	正味未経過共済掛金	評価対象額 (注1)	リスク係数	リスク相当額
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
(i) 小計					

(単位：百万円)

共済の種類	出再支払備金	正味支払備金	評価対象額 (注2)	リスク係数	リスク相当額
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
(ii) 小計					

(単位：百万円)

①再保険リスク相当額 (i + ii)	
---------------------	--

(注1)

それぞれの共済種類について、上段を出再未経過共済掛金又は(正味未経過共済掛金+出再未経過共済掛金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再未経過共済掛金－(正味未経過共済掛金+出再未経過掛金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

(注2)

それぞれの共済種類について、上段を出再支払備金又は(正味支払備金+出再支払備金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再支払備金－(正味支払備金+出再支払備金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

B 再保険回収リスク

(単位：百万円)

	リスク対象金額	リスク係数	再保険回収リスク相当額
未収再保険勘定		1%	

(6) 経営管理リスク

(単位：百万円)

リスク区分		金額
共済リスク相当額	$(R_1 + R_2)$	①
一般共済リスク相当額	(R_1)	
巨大災害リスク相当額	(R_2)	
予定利率リスク相当額	(R_3)	②
財産運用リスク相当額	(R_4)	③
小計	$①+②+③$	④
リスク係数	2%	⑤
ただし、当期末処理損失を計上している場合は	3%	2%
経営管理リスク相当額	$④ \times ⑤$	R_5

作成部・課：
作成責任者：

1 農協法施行規則第43条第2項

(単位：百万円)

運用種類	運用額 a	運用限度額 b	運用限度超過額 a-b	摘要
(一) 株式の取得 2/10 以下				
(二) 不動産の取得 2/10 以下				
(三) 外貨建資産の取得 2/10 以下				
(四) 債券の取得、金銭の貸付け及び有価証券の貸付け（農林水産大臣の指定するものに限る。） 1/10 以下				

2 農協法施行規則第43条第3項・第4項

(1) 10%規制（第3項）対象資産残高

(単位：百万円)

先名	第3項第1号に掲げるもの			第3項第2号に掲げるもの		第3項第3号に掲げるもの
	社債の取得	株式の取得	金銭の貸付け (社債又は株式を担保とするものに限る。)	金銭の貸付け (コールローン等を除く。)	有価証券の貸付け	貯金又は預金

第3項第4号に掲げるもの 金銭の貸付け (同一人が保証するものに限る。)	全対象資産計
	(A)

(2) 3%規制（第4項）対象資産残高

(単位：百万円)

先名	第3項第2号に掲げるもの		合計
	金銭の貸付け (コールローン等を除く。)	有価証券の貸付け	
			(B)

(3) 財産の総額、運用財産総額、構成比

(単位：百万円、%)

	合計額 (C)	構成比	
		A (A) / (C)	B (B) / (C)
財産の総額（特別勘定を除く。）			

[作成要領]

- 「2 農協法施行規則第43条第3項・第4項」表中の「社債」欄は、短期社債等を除く。また、「貯金又は預金」欄は、当座貯金及び普通貯金又は当座預金及び普通預金を除く。
- 特認がある場合は、「運用限度額欄 b」欄に当該特認額を記載し、その下に () を付して本則額を記載する。

[全国共済水産業協同組合連合会用]

I-7-(B) 財産運用方法等の適合状況 (年 月 月現在)

1 水協法施行規則第70条第2項

(単位：百万円)

運用種類	運用額 a	運用限度額 b	運用限度超過額 a-b	摘要
(一) 株式の取得 2/10 以下				
(二) 不動産の取得 1/10 以下				
(三) 外貨建資産の取得 2/10 以下				
(四) 債券の取得、金銭の貸付け及び有価証券の貸付け（農林水産大臣の指定するものに限る。） 1/10 以下				

2 水協法施行規則第70条第3項（10%規制対象資産残高）

(単位：百万円)

先名	第3項第1号に掲げるもの			第3項第2号に掲げるもの		第3項第3号に掲げるもの	対象資産合計
	社債の取得	株式の取得	金銭の貸付け (社債又は株式を担保とするものに限る。)	金銭の貸付け (共済契約に基づく貸付けを除く。)	有価証券の貸付け	貯金又は預金	

[作成要領]

- 「2 水協法施行規則第70条第3項（10%規制対象資産残高）」表中の「社債」欄は、短期社債等を除く。また、「貯金又は預金」欄は、当座貯金及び普通貯金又は当座預金及び普通預金を除く。
- 特認がある場合は、「運用限度額欄 b」欄に当該特認額を記載し、その下に（ ）を付して本則額を記載する。

I-8 共済掛金積立金の明細

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

(単位：百万円、%)

	生命総合		建物更生		その他		合計	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
純共済掛金式による額 A								
本年度積立額 B								
基本計算額 C								
基本計算額超過額 D								
償却不足額 E = A - B								
積立率 (1 - E) × 100								

[作成要領] 検査基準日直近前事業年度末及び前々事業年度末について全国本部で作成する。

I-9 資金（運用）計画・実績対比表

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円)

年度	区分	期首			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			備考
		計画	実績	差引	計画	実績	差引	計画	実績	差引	計画	実績	差引	計画	実績	差引	
	(資金ベース)																
	前期繰越金																
	期中受入																
	受入共済掛金																
	運用利息配当金																
	貸付償還金																
	有価証券売却益																
	その他																
	期中支出																
	支払共済金																
	新規貸付け																
	債券取得																
	株式取得																
	その他																
	(調達・運用ベース)																
	調達勘定																
	受入共済掛金																
	その他資金																
	運用勘定																
	系統定期預金																
	金銭の信託																
	金銭債権																
	有価証券																
	国債																
	地方債																
	金融債																
	政府保証債																
	短期社債																
	社債																
	外国証券																
	株式																
	貸付信託受益証券																
	投資信託																
	貸付金																
	運用不動産																
	短期資金																
	事業普及費																
	事業管理費その他																

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 前年度及び当年度検査基準日までの間、四半期ごとに記載する。
- 3 「区分」欄の科目等は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円)

年度	区分	期首			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			備考
		計画	実績	差引	計画	実績	差引	計画	実績	差引	計画	実績	差引	計画	実績	差引	
	事業普及費																
	推進費																
	推進奨励費																
	推進旅費																
	推進会議費																
	保全費																
	保全奨励費																
	保全旅費																
	保全会議費																
	審査費																
	査定費																
	〇〇事業費																
	事業管理費																
	人件費																
	業務費																
	旅費交通費																
	会議費																
	研修費																
	接待交際費																
	宣伝広告費																
	教育情報費																
	調査研究費																
	通信運搬費																
	消耗備品費																
	図書費																
	業務委託費																
	諸税負担金																
	租税公課																
	系統負担金																
	関係団体負担金																
	施設費																
	雑費																
	その他経常費用																
	寄付金																
	交通事故対策事業費																
	その他の経常費用																

[作成要領]

- 1 全国本部及び都道府県本部で作成する。
- 2 前年度及び当年度検査基準日までの間、四半期ごとに記載する。
- 3 「区分」欄の科目等は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

[全国共済水産業協同組合連合会用]

I-10-(B) 経費・予算実績対比表

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円)

年度 区 分	期 首			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			備 考
	計 画	実 績	差 引	計 画	実 績	差 引	計 画	実 績	差 引	計 画	実 績	差 引	計 画	実 績	差 引	
事業管理費																
人件費																
旅費交通費																
業務費																
会議費																
研修費																
協議会費																
交際費																
普及費																
通信費																
印刷費																
消耗品費																
図書費																
業務委託費																
行事費																
諸税負担金																
租税公課																
負担金																
施設費																
雑費																
その他経常費用																
漁業者年金業務推進費																
寄付金																
その他の経常費用																

[作成要領]

- 1 全国本部及び都道府県本部で作成する。
- 2 前年度及び当年度検査基準日までの間、四半期ごとに記載する。
- 3 「区分」欄の科目等は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

I-11 運用勘定別運用損益状況 (年度)

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

区 分	平均残高 ①	運用収益		運用費用		正 味 運 用 益				正 味 運 用 利 回 り				当年度計画		
		②	うち売却益	③	うち評価損 償却	④=②-③	うち利息・ 配当	うち売却益	対計画比	年度	年度	年度	年度	正味運用益	うち売却益	運用利回り
	千	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	%	%	%	%	千円	千円	%
預金																
金銭の信託																
金銭債権																
有価証券																
内																
国債																
地方債																
金融債																
政府保証債																
短期社債																
社債																
外国証券																
株式																
貸付信託受益証券																
投資信託																
貸付金																
運用不動産																
運用勘定合計																
年度																
年度																
年度																

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 前年度の状況を記載する。
 なお、「正味運用利回り」欄については、過去4事業年度分を記載する。
- 3 「区分」欄の科目等は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

〔全国共済農業協同組合連合会〕
 I-12-(A) 総合損益の推移

作成部・課：
 作成責任者：

(単位：百万円)

項 目		年度	年度	年度	備 考
費 差					
収入	経過付加掛金収入	長 期			
		短 期			
		計			
	その他収入				
計					
支出	事業費				
	共済掛金積立金 (基本計算額超過額)				
	割戻準備金				
	その他の支出				
	計				
収支差引残					
利 差					
収入	財産運用益	利息配当			
		売却益			
		計			
	その他の収入				
計					
支出	財産運用費	売却損			
		償 却			
		その他			
		計			
	予定利息				
	異常危険準備金				
	価格変動準備金				
	割戻準備金				
その他の支出					
計					
収支差引残					
危 険 差					
収入	経過危険掛金収入				
	その他の収入				
	計				
支出	正味支払共済金				
	異常危険準備金				
	割戻準備金				
	その他の支出				
	計				
収支差引残					
当期剰余金					

〔作成要領〕 全国本部で作成する。

[全国共済水産業協同組合連合会用]
I-12-(B) 総合損益の推移

作成部・課：
作成責任者：

(単位：百万円)

項 目		年度	年度	年度	備 考
費 差					
収入	付加掛金収入	長 期			
		短 期			
	計				
	その他の収入				
	計				
支出	事業管理費				
	委託手数料				
	割戻準備金				
	その他の支出				
	計				
収支差引残					
利 差					
収入	財産運用益	利息配当			
		売却益			
		その他			
		計			
	その他の収入				
	計				
支出	財産運用費	売却損			
		償還額			
		その他			
		計			
	予定利息				
	異常危険準備金				
	価格変動準備金				
	割戻準備金				
その他の支出					
	計				
収支差引残					
危 険 差					
収入	受入共済掛金				
	予定利息				
	その他の収入				
	計				
支出	支払共済金				
	付加掛金収入				
	異常危険準備金				
	責任準備金積増額				
	割戻準備金				
	その他の支出				
	計				
収支差引残					
当期剰余金					

[作成要領] 本所で作成する。

〔全国共済農業協同組合連合会用〕

I-13-(A) 内部留保検討表 (年 月 日)

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(1) 総資産に対する内部留保率

(単位：百万円、%)

区 分	年度 (A)	年度 (B)	年度 (C)	年度 (D)	対前年比			備 考
					(A) / (B)	(B) / (C)	(C) / (D)	
総 資 産 ①								
内部留保残高②								
内部留保率 ② / ①								

(2) 内部留保額の内訳 (年度末)

(単位：百万円、%)

区 分	積立目標額 (1)	期首残高	期中増減		期末残高 (2)	積立基準充足率 (2) / (1)	積立目標額計算方法	積立根拠
			増加額	減少額				
責任準備金 (基本計算額超過額)								
割戻準備金 (有税分)								
異常危険準備金								
価格変動準備金								
利益準備金								
任意積立金 (又は特別積立金)								
退職給付引当金								
役員退職慰労引当金								
繰越剰余金								
計								

〔作成要領〕

- 1 全国本部で作成する。
- 2 「区分」欄は、必要に応じて欄を追加、又は削除すること。

[全国共済水産業協同組合連合会用]

I-13-(B) 内部留保検討表 (年 月 日)

作成部・課: _____

作成責任者: _____

(1) 総資産に対する内部留保率

(単位: 百万円、%)

区 分	年度 (A)	年度 (B)	年度 (C)	年度 (D)	対前年比			備 考
					(A) / (B)	(B) / (C)	(C) / (D)	
総 資 産 ①								
内部留保残高②								
内部留保率 ② / ①								

(2) 内部留保額の内訳 (年度末)

(単位: 百万円、%)

区 分	事業計画 (1)	期首残高	期中増減		期末残高 (2)	積立基準充足率 (2) / (1)	備 考
			増加額	減少額			
責任準備金 (基本計算額超過額)							
割戻準備金 (有税分)							
異常危険準備金							
価格変動準備金							
利益準備金							
任意積立金 (又は特別積立金)							
退職給付引当金							
役員退職慰労引当金							
繰越剰余金							
計							

[作成要領]

- 1 本所で作成する。
- 2 「区分」欄は、必要に応じて欄を追加、又は削除すること。

〔全国共済農業協同組合連合会用〕
I-14-(A) 外部流出検討表

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円、%)

項目	年度	年度	年度	年度	年度	備考
経過付加収入 (1)						
長期共済						
短期共済						
事業費 (2)						
奨励費 (3)						
推進奨励費						
保全奨励費						
当期末処分剰余金 (4)						
配当 (5)						
出資配当						
特別配当						
外部流出額 (6) = (3) + (5)						
経费率 (7) = (2) / (1)						
外部流出率 (8) = (6) / (1)						

〔作成要領〕

- 1 全国本部で作成する。
- 2 「項目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

〔全国共済水産業協同組合連合会用〕
 I-14-(B) 外部流出検討表

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円、%)

項 目	年度	年度	年度	年度	年度	備 考
付加収入						
長期共済 ①						
短期共済 ②						
その他経常経費 ③						
計 (①+②+③) (1)						
事業管理費 ④						
うち奨励金・助成金計 (2)						
委託手数料 ⑤						
その他経常費用 ⑥						
計 (④+⑤+⑥) (3)						
当期末処分剰余金 (4)						
配 当 (5)						
出資配当						
特別配当						
外部流出額 (6) = (2) + (5)						
経 費 率 (7) = (3) / (1)						
外部流出率 (8) = (6) / (1)						

〔作成要領〕

- 1 本所で作成する。
- 2 「項目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

(2) 利源別損益の処理

(単位: 円)

事業種類	利源区分	費差・解約差		利 差		危 検 差		利源対象外		合 計	
		前々年度末	前年度末	前々年度末	前年度末	前々年度末	前年度末	前々年度末	前年度末	前々年度末	前年度末
事業種類	損益処理										
	収 支 残 高										
	部門外勘定からの配賦額										
	特別増加額繰入										
	価格変動準備金繰入										
	異常危険準備金繰入										
	税金配賦額										
	粗 差 益										
	利 源 振 替										
	特別危険積立金取崩額										
	利 源 間 補 填 額										
	割戻準備金からの補填額										
	差 額										
	割戻準備金入繰	非課税分 (維持費差額)									
		有 税 分									
	事業剰余										
	事業種類	損益処理									
収 支 残 高											
部門外勘定からの配賦額											
特別増加額等繰入											
価格変動準備金繰入											
異常危険準備金繰入											
税金配賦額											
粗 差 益											
利 源 振 替											
特別危険積立金取崩額											
利 源 間 補 填 額											
割戻準備金からの補填額											
差 額											
割戻準備金入繰		非課税分 (維持費差額)									
		有 税 分									
事業剰余											
事業種類		損益処理									
	収 支 残 高										
	部門外勘定からの配賦額										
	特別増加額等繰入										
	価格変動準備金繰入										
	異常危険準備金繰入										
	税金配賦額										
	粗 差 益										
	利 源 振 替										
	特別危険積立金取崩額										
	利 源 間 補 填 額										
	割戻準備金からの補填額										
	差 額										
	割戻準備金入	非課税分 (維持費差額)									
		有 税 分									
	事業剰余										
	事業種類	損益処理									
収 支 残 高											
部門外勘定からの配賦額											
特別増加額等繰入											
価格変動準備金繰入											
異常危険準備金繰入											
税金配賦額											
粗 差 益											
利 源 振 替											
特別危険積立金取崩額											
利 源 間 補 填 額											
割戻準備金からの補填額											
差 額											
割戻準備金入		非課税分 (維持費差額)									
		有 税 分									
事業剰余											
事業種類		損益処理									
	収 支 残 高										
	部門外勘定からの配賦額										
	特別増加額等繰入										
	価格変動準備金繰入										
	異常危険準備金繰入										
	税金配賦額										
	粗 差 益										
	利 源 振 替										
	特別危険積立金取崩額										
	利 源 間 補 填 額										
	割戻準備金からの補填額										
	差 額										
	割戻準備金入	非課税分 (維持費差額)									
		有 税 分									
	事業剰余										

[作成要領]

- 1 事業剰余は、特別危険積立金取崩額を除く。
- 2 「利源区分」又は「損益処理」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

I-16 平均利回りと財務諸比率（ 年度 ）

（単位：％）

区 分	項 目	連合会計算率	検査官認定
1 自己資本の基準	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}+\text{外部出資}}$		
2 固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}}$		
3 運用資産 平均残高構成率	(イ) 運用資産		
	(ロ) 預 金		
	(ハ) コールローン		
	(ニ) 金銭の信託		
	(ホ) 金 銭 債 権		
	(ヘ) 有 価 証 券		
	(ト) 貸 付 金		
	(チ) 運用不動産		
4 平均利回り	(イ) 総 資 産		
	(ロ) 運用資産Ⅰ		
	(ハ) 運用資産Ⅱ		
	(ニ) 運用資産Ⅲ		
	(ホ) 預 金		
	(ヘ) コールローン		
	(ト) 金銭の信託		
	(チ) 金 銭 債 権		
	(リ) 有 価 証 券		
	(ヌ) 貸 付 金		
	(ル) 運用不動産		

[作成要領]

1 1及び2の項目欄の自己資本の計算基礎については、農協法施行令第29条又は水協法施行令第19条を参照。

2 4の(ロ)、(ハ)、(ニ)は、以下の算式による。

- (1) (ロ)の運用資産Ⅰは 「 $\frac{\text{財産運用損益}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$ 」
- (2) (ハ)の運用資産Ⅱは 「 $\frac{\text{利息配当収入}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$ 」
- (3) (ニ)の運用資産Ⅲは 「 $\frac{\text{財産運用損益}-\text{利息配当収入}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$ 」

II 経営管理（ガバナンス）態勢～オペレーショナル・リスク管理態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	各種規程・基準等の制定・改廃状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	新規事業、新規共済（仕組み）に係るリーガル・チェック、リスク評価の実施状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	内部監査の指摘事項に対する対応状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
4	監事の指摘事項に対する対応状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
5	外部監査での指摘事項に対する対応状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
6	リスク種類別リスクの識別・測定・モニタリング・管理手法一覧表	検査官に配付	本検査開始時まで		
7	共済計理人の指摘事項に対する対応状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
8	共済代理店の概要	検査官に配付	本検査開始時まで		
9	子会社等の概要	検査官に配付	本検査開始時まで		
10	子会社等のうち資金繰り管理対象先一覧表	検査官に配付	本検査開始時まで		
11	主要システムの概要	検査官に配付	本検査開始時まで		
12	定款・諸規程集収録以外の規程、要領、内規等一覧	検査官に配付	本検査開始時まで		
13	その他検査責任者が必要と認める資料				

[作成要領]

- 資料No. 1 は、定型様式・徴求資料編に記載された各種規程・基準等に係る制定・改廃状況について、取りまとめ部署が作成する。
- 資料No. 2 は、当該事業あるいは共済（仕組み）の所管部署が法令等遵守、各種リスク評価を取りまとめた上で作成する。
- 資料No. 3～5 については、指摘を行った部署又は者による確認を受けた上で提出する。
- 資料No. 6 は、各リスクカテゴリーを所管する部署が取りまとめた上で作成する。
- 資料No. 9～10 中、「子会社等」とあるのは、農協法第93条第2項に定める子会社等及び水協法第122条第2項に定める子法人等をいう。

Ⅱ－１ 各種規程・基準等の制定・改廃状況

作成部・課： _____

作成責任者： _____

規程名 _____

制定・改廃 年月日	制定・改廃手続	制定・改廃した内容（概要）	制定・改廃事由（具体的な事実関係）	周知方法及び制定・改廃効果等評価

[作成要領]

- 1 年 月以降、制定・改廃したものについて、全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。
- 2 「制定・改廃手続」欄は、証拠書類となる「 年 月 日付（決裁日） 「〇〇〇」（表題） りん議・決裁文書、起案者、最終決裁者」又は「 年 月 日付理事会議事録」等と記載する。

Ⅱ－２ 新規事業、新規共済（仕組み）に係るリーガル・チェック、リスク評価の実施状況

作成部・課： _____

作成責任者： _____

新規事業・新規共済（仕組み）	実施期間 （年月日）	リーガル・チェック	リスク評価

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 年 月以降、取扱いを検討した新規事業、新規共済（仕組み）及び取扱いを予定している新規事業、新規共済（仕組み）を記載する。
- 3 「リーガル・チェック」欄は、実施主体、実施手続・方法、結果（取扱いの可否）、結果の報告、結果を踏まえた態勢の整備等を記載する。
- 4 「リスク評価」欄は、実施主体、実施手続・方法、結果（リスクの特定、リスクの程度、取扱いの可否）、結果の報告、結果を踏まえた態勢の整備等を記載する。

Ⅱ－３ 内部監査の指摘事項に対する対応状況

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

指摘年月日	指摘に係る証拠書類	指摘した内容（概要）	指摘を踏まえた対応状況	対応状況に係る証拠書類

[作成要領]

- 1 年 月以降、指摘があったものについて、全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。（指摘の内容について、単なる事務ミスに係るものは作成を要しない。当該連合会の規程、基準、通知等の制定、改廃等の必要があると内部監査担当部署が認識しているものについて作成する。）。
- 2 「指摘に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付監査報告書」など、指摘した方法等を記載する。
- 3 「対応状況に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付通知」など、対応した年月日、方法等を記載する。

Ⅱ－４ 監事の指摘事項に対する対応状況

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

指摘年月日	指摘に係る証拠書類	指摘した内容（概要）	指摘を踏まえた対応状況	対応状況に係る証拠書類

[作成要領]

- 1 全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。
- 2 年 月以降、指摘があったものについて記載する。
- 3 「指摘に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付監事会議事録」など、指摘した方法等を記載する。
- 4 「対応状況に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付通知」など、対応した年月日、方法等を記載する。

Ⅱ－５ 外部監査での指摘事項に対する対応状況

作成部・課：
作成責任者：

指摘年月日	指摘に係る証拠書類	指摘した内容（概要）	指摘を踏まえた対応状況	対応状況に係る証拠書類

[作成要領]

- 1 全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。
- 2 年 月以降、指摘があったものについて記載する。
- 3 「指摘に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付監査報告者」など、指摘した方法等を記載する。
- 4 「対応状況に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付通知」など、対応した年月日、方法等を記載する。
- 5 「指摘年月日」欄に（ ）書きで「監査法人」又は「公認会計士」の別を記載する。

Ⅱ－７ 共済計理人の指摘事項に対する対応状況

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

指摘年月日	指摘に係る証拠書類	指摘した内容（概要）	指摘を踏まえた対応状況	対応状況に係る証拠書類

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 年 月以降、指摘があったものについて記載する。
- 3 「指摘に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付共済計理人の報告書」など、指摘した年月日、方法等を記載する。
- 4 「対応状況に係る証拠書類」欄は、「 年 月 日付通知」など、対応した年月日、方法等を記載する。

II-9 子会社等の概要 (年 月 日現在)

作成部・課 _____
 作成責任者 _____

(単位：千円、%)

会社又は団体名	所在地	業種	設立 年月日	出資額	取得 年月日	総会議 付年月日	年間取扱高		取引契約 の有無	役職員の 兼職内容	実質的助 成措置	会社等の資本 金に対する組 合の出資比率	組合及び他の 子会社等の議 決権比率	取得理由	経営状況	
							会社の取扱高	うち当組合 に係る取扱高							配当	剰余金 (損失)

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 実質的助成措置とは、前渡金、仮払金等のほか助成費、推進費、人件費、手数料減、金利等のすべてを含むものとする。

II-11 主要システムの概要

作成部・課 _____

作成責任者 _____

システム区分	システム名	ユーザー部署	当該システムの概要	パッケージ利用の有無 (パッケージ名)

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 「システム区分」欄は、勘定系、情報系、対外接続系（顧客）等に区分して記載する。

Ⅲ Ⅱ以外の定型様式目次

- 1 経営管理（ガバナンス）態勢 定型様式
- 2 法令等遵守態勢 定型様式
- 3 共済契約推進管理態勢 定型様式
- 4 利用者保護等管理態勢 定型様式
- 5 共済引受リスク管理態勢 定型様式
- 6 資産運用リスク管理態勢 定型様式
- 7 信用リスク管理態勢 定型様式
- 8 オペレーショナル・リスク管理態勢 定型様式

Ⅲ―1 経営管理（ガバナンス）態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	会員の総会・総代会出席状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	役員等台帳	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	役員の理事会等への出席状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
4	主要職員調	検査官に配付	本検査開始時まで		
5	出向職員及び被出向職員調	検査官に配付	本検査開始時まで		
6	常勤役職員の兼職・兼業状況調	検査官に配付	本検査開始時まで		
7	内部監査の状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
8	監事監査の状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
9	各種委員会・事務局引受等関係団体一覧	検査官に配付	本検査開始時まで		
10	その他検査責任者が必要と認める資料				

Ⅲ－１－２ 役員等台帳

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

(直前改選期： _____ 年 _____ 月期)

(次期改選期： _____ 年 _____ 月期)

	定数 A	実員 B	うち 業務精通者 C	(C/B)	うち員外 D	(D/B)	うち女性 E	(E/B)
経営管理委員								
理事								
監事								
合計								

区分	役職名	勤務形態		選出区分			氏名	年齢	生年月日	略歴	兼職の状況			現職就任		組合 役員歴	任期 満了日	報酬 (年額)
		常勤	非常勤	組織代表	業務精通	うち員外					連合会	子会社等	その他	年月日	経過年数			
経営管理委員																		
	小計																	
理事																		
	小計																	
監事																		
	小計																	
合計																		
参事																		
参与																		

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 代表権を有する理事については「常勤」欄に○印を付する。
- 3 「略歴」欄には最終学歴（出身校）及び主要経歴（役職を含む。）を、「組合役員歴」欄には役職名（就任年月日）を記載する。
- 4 「兼職の状況」欄には兼職先及び役職名（就任年月日）記載し、「その他」欄には民間企業名と役職、国会議員、国会議員、国会議員、市町村長・議員、公認会計士、税理士等（いずれも就任年月日を付す。）を具体的に記載する。

Ⅲ－１－６ 常勤役職員の兼職・兼業状況調

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：千円)

連合会の役職等						兼職の状況						報酬 (A+B)	備考
役職名	氏名	年齢	現職就任 年月日	在任期間 (年月)	報酬(A)	法人等名	役職名	常勤非 常勤別	就任 年月日	在任期間 (年月)	報酬(B)		

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部及び都道府県本部で作成する。
- 2 「兼職の状況」欄は、農協系統組織（出身農協、県連、全国連、同関係機関及び子会社等）と議員等の公職を対象として記載する。
 なお、関係機関のうち、委員会（県本部運営委員会を含む。）、協議会等については、報酬を伴うものについて記載するものとし、貸出先管理等のために取引先の役員等を兼務している場合（除出向者）も同様とする。
- 3 報酬は、今回検査実施日直前決算期末から前期1年間の報酬を、また、新規就任の場合は当期の年間収入見込額を（見込；○○○）として記載する。なお、無報酬の場合は「無」と記載する。

Ⅲ－１－８ 監事監査の状況

作成部・課：

作成責任者：

定期 監 査	人員(延べ人員)	補助者の人員(延べ人員)	監査期間	指 摘 事 項			回 答 内 容		
臨 時 監 査 の 実 施 状 況	監査の領域 ①事務監査のみ ②経営監査のみ ③経営監査と事務監査(うち①事務監査重点 ②経営監査重点)								
	監査の予告(被監査部門に対して) ①予告する ②予告しない								
	監査対象名	監 査 項 目		人員(延べ人員)	補助者の人員 (延べ人員)	監査期間	前回監査から の経過月数	備 考	
	監査指摘事項に対する回答の徴求 ①必ず徴求する ②場合により徴求する ③全く徴求しない								
	指摘事項				回答内容				

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 検査対象期間に実施したすべての監査についてを記載する。

Ⅲ— 2 法令等遵守態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	決算期における主要勘定推移表	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	接近事故発生状況（自賠償を除く。）	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	高額支払事案（自賠償を除く。）	検査官に配付	本検査開始時まで		
4	難解・係争事案	検査官に配付	本検査開始時まで		
5	不祥事件等の発生状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
6	その他検査責任者が必要と認める資料				

Ⅲ－２－１ 決算期における主要勘定推移表

作成部・課： _____

作成責任者： _____

____年 ____月期

(単位：百万円)

区 分		/	/	/	/	/30又は31	/	/	/	/
現金										
預金										
当座預金										
普通預金										
通知預金										
別段預金										
外貨預金										
その他預金										
コールローン										
有価証券										
うち国債										
うち貸付有価証券										
貸付金										
共済資金	資 産									
	負 債									
債券先物	買 建									
	売 建									
株式先物	買 建									
	売 建									

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 検査対象期間に到来した中間決算期(9月末)及び決算期(3月末)の前後4営業日の残高を記載する。
- 3 期別に別業とする。
- 4 「区分」欄は、必要に応じて欄を追加、又は削除すること。

Ⅲ－２－３ 高額支払事案（自賠責を除く。）（ 年 月 日～ 年 月 日）

作成部・課： _____

作成責任者： _____

会 員 名 (元受組合名)	共済種類	契約番号	事故発生 年月日	支払年月日	支払共済金額 (千円)	事 故 の 概 要

[作成要領]

- 1 検査対象期間のうち（ 年 月～ 年 月）について、全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。
- 2 全国共済農業協同組合連合会については、原則として、検査対象期間において1契約につき①生命関係3千万円、②自動車共済〔対人3千万円、対物3百万円、搭乗5百万円〕、③建物更生共済5千万円を超えて支払ったものすべてを記載する。なお、該当がない場合には各々上位5先について記載する。
- 3 全国共済水産業協同組合連合会については、検査対象期間において1契約につき _____百万円以上支払ったものすべてを記載する。
- 4 自動車共済については、完了した事案とする。

Ⅲ－２－４ 難解・係争事案

作成部・課：
 作成責任者：

会員名 (元受組合名)	共済種類	契約番号	事故発生年月日	受付日	決定日	事案の概要	対処方針

[作成要領]

- 1 検査対象期間について、全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。
- 2 検査基準日現在対応しているすべての事案について記載する。なお、生命関係、建物関係については、係争、仲裁、調停事案を記載する。
- 3 検査対象期間内に発生し、解決した事案については別葉に作成する。
- 4 「受付日」欄については、生命関係、建物関係は「訴訟提起日」と読み替える。

Ⅲ－２－５ 不祥事件等の発生状況

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

発覚年月日	組合名・都道府県本部又は都道府県事務所名	所属	氏名	年齢（歳）	事故金額（円）	現在残高（円）	理事会への報告	行政庁への報告	警察等への通報
(事件等の概要)									
(再発防止策等)									

[作成要領]

- 1 全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。
- 2 前回検査以降に発覚したものすべてについて1件ごとに記載するとともに、前回検査時前に発覚したものでいまだ未解決のものも記載する。
- 3 「事故金額」欄は、事件等にかかわる累積金額を記載する。
- 4 「現在残高」欄は、今回検査実施日の直前において回収ができていない金額を記載し、うち実損が見込まれる額を当欄に（ ）内書きする。
- 5 「理事会への報告」「行政庁への報告」「警察等への通報」欄には、その報告日を記載する。
- 6 「(事件等の概要)」欄には、当事者及び関係者の役職名、採用年月日のほか事件等の発覚の端緒、事件の概要、事件発生の原因、実被害額の回収又は処理、事件関係者の処分等を簡潔に記載する。

Ⅲ－3 共済契約推進管理態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	役員出身組合の普及推進状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	見舞金等支払状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	会員別推進形態及び部門確立と職員数調	検査官に配付	本検査開始時まで		
4	会員別奨励金等交付状況調	検査官に配付	本検査開始時まで		
5	員外者に対する奨励金・助成金支出状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
6	その他検査責任者が必要と認める資料				

Ⅲ－３－２ 見舞金等支払状況

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：千円)

共済種類	支払日	支出科目	支出額	支出先	支出理由 (例. ○○○見舞金等)	事故発生までの共済掛金額	支払返戻金 (返戻金)	支出についての 内部規程の有無

[作成要領]

- 1 検査対象期間について、全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。
- 2 「自然災害に係る見舞金」については、「支出額」欄に金額を、それ以外の欄には「別紙のとおり」と記載し、「見舞金助成金申請書に係る支払明細書」を添付する。

Ⅲ—4 利用者保護等推進管理態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	謝絶の処理状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	契約取消処理状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	原因別取消（無効）処理件数調	検査官に配付	本検査開始時まで		
4	告知義務・通知義務違反契約調	検査官に配付	本検査開始時まで		
5	契約確認の処理状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
6	長期共済解約・失効状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
7	共済契約早期解約・失効処理状況調	検査官に配付	本検査開始時まで		
8	その他検査責任者が必要と認める資料				

Ⅲ－４－５ 契約確認の処理状況

(検査基準日： 年 月 日)

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：件)

区 分		年度	年度	年度	合計		
調査実施件数							
調査結果・ 処理状況	告知事実に相違なし						
	告知事実に相違あり						
	上記のうち再告知依頼						
	再告知依頼 案件の処理 内訳	異常なし又は引受可					
		謝絶(又は告知義務違反)案件					
		上 記 の 処 理 状 況	契約謝絶(又は解除)				
			入院謝絶(又は解除)				

[作成要領] 検査対象期間について全国本部で作成する。

2 払込回数別解約

(月 払)

(単位：件、%)

		1回	2回	3～5回	6～12回	1年以上2年	2年以上3年	3年以上	備考
長期 共済	件数								
	構成比								
うち 終身	件数								
	構成比								

(半年 払) (全国共済水産業協同組合連合会のみ)

(単位：件、%)

		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	備考
長期 共済	件数								
	構成比								
うち 終身	件数								
	構成比								

(年 払)

(単位：件、%)

		1回 (1年未満)	2回 (1年以上2年)	3回 (2年以上3年)	4回以上 (3年以上)	備考
長期 共済	件数					
	構成比					
うち 終身	件数					
	構成比					

3 長期共済経過期間別失効

(単位：件、%)

		1年未満	1年以上3年	3年以上	備考
件数					
構成比					
終身					
構成比					

[作成要領] 検査対象期間について全国本部及び都道府県本部又は本所及び都道府県事務所で作成する。

Ⅲー5 共済引受リスク管理態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	事業種別別支払備金積立状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	支払備金支出状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	その他検査責任者が必要と認める資料				

Ⅲ—6 資産運用リスク管理態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	有価証券等の状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	種類別有価証券売却損益の内訳	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	種類別有価証券売買高及び損益の状況（その1）	検査官に配付	本検査開始時まで		
4	種類別有価証券売買高及び損益の状況（その2）	検査官に配付	本検査開始時まで		
5	有価証券売戻条件付買一覧	検査官に配付	本検査開始時まで		
6	有価証券買戻条件付売却一覧	検査官に配付	本検査開始時まで		
7	金銭の信託の運用状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
8	オフバランス取引の推移	検査官に配付	本検査開始時まで		
9	債券先物取引の状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
10	(1) 運用不動産明細	検査官に配付	本検査開始時まで		
	(2) 運用不動産（保養所）明細	検査官に配付	本検査開始時まで		
11	業務用不動産明細	検査官に配付	本検査開始時まで		
12	不稼働固定資産一覧表	検査官に配付	本検査開始時まで		
13	その他検査責任者が必要と認める資料				

[作成要領]

- 資料No.10-(2)「運用不動産(保養所)明細」は、全国共済農業協同組合連合会のみ作成・提出する。
- 資料No.12は、V-12「固定資産の自己査定結果(業務用)」との兼用様式とし、別に定める。

Ⅲ-6-1 有価証券等の状況 (年 月末、償却後)

作成部・課：
作成責任者：

(1) 有価証券

(単位:百万円)

区 分		売 買 目 的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	責任準備金対応債券	合 計
国 債	未 残						
	評価益						
	評価損						
地 方 債	未 残						
	評価益						
	評価損						
政 府 保 証 債	未 残						
	評価益						
	評価損						
金 融 債	未 残						
	評価益						
	評価損						
社 債	未 残						
	評価益						
	評価損						
うち短期社債	未 残						
	評価益						
	評価損						
うち公社公団債	未 残						
	評価益						
	評価損						
うち金融機関債	未 残						
	評価益						
	評価損						
うち事業債	未 残						
	評価益						
	評価損						
新株予約権付社債	未 残						
	評価益						
	評価損						
株 式	未 残						
	評価益						
	評価損						
うち上場株式	未 残						
	評価益						
	評価損						
外 国 証 券	未 残						
	評価益						
	評価損						
その他の証券	未 残						
	評価益						
	評価損						
小 計	未 残						
	評価益						
	評価損						
貸付有価証券	未 残						
	評価益						
	評価損						
有価証券計	未 残						
	評価益						
	評価損						

[作成要領]

- 1 「未残」には、期末の時価評価後の帳簿価額を記載する。
- 2 売買目的有価証券については、当期損益に含まれた「評価損益」を記載する。
- 3 「その他目的」の有価証券については、全部資本直入法、部分資本直入法の採用に関係なく本表に記載する。
- 4 満期保有目的、子会社・関連会社株式についても、時価のあるものは、評価損益を記載する。
- 5 「市場価格のない株式等」は、取得原価で記載する。
- 6 「科目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

(2) 金銭の信託

(単位:百万円)

区 分		売 買 目 的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	責任準備金対応債券	合 計
特定金銭信託	未 残						
	評価益						
	評価損						
金 外 信	未 残						
	評価益						
	評価損						
合 計	未 残						
	評価益						
	評価損						

Ⅲ－６－２ 種類別有価証券売却損益の内訳

No. _____

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

(種類 _____)

(単位：百万円)

区 分	年 月 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末		今回検査時	
	金額	損益	金額	損益	金額	損益	金額	損益	金額	損益
売 却 益	益出し									
	決算対策									
	ポートフォリオ改善策									
	直利アップ									
	その他									
計										
売 却 損	損 切									
	資金手当									
	ポートフォリオ改善策									
	直利アップ									
	その他									
計										
売却損益										

[作成要領] 全国本部又は本所で作成する。

Ⅲ－６－３ 種類別有価証券売買高及び損益の状況（その１）

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円)

区 分		年 月 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末		今回検査時		
		金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	
債 券	買	余資金運用										
		ポートフォリオ対策										
		利回り対策										
		その他										
		計										
	売	ポジション対策										
		ポートフォリオ対策										
		収益対策										
		うち有価証券対策										
		その他										
	計											
	期中平均残高 (A)											
	(上記売買高) (B)											
	売買回転率 (B/A)											
外 国 債 券	買	変動債										
		固定債										
		その他										
		計										
	売	変動債										
		固定債										
		その他										
		計										
	期中平均残高 (A)											
	(上記売買高) (B)											
	売買回転率 (B/A)											

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 検査実施日直近前月末日及び毎年度決算ベースで記載する。

Ⅲ－６－４ 種類別有価証券売買高及び損益の状況（その２）

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円)

区 分		年 月 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末		今回検査時	
		金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益	金 額	損 益
受 益 証 券	買 い	余資金運用									
		ポートフォリオ対策									
		利回り対策									
		その他									
		計									
	売 り	ポジション対策									
		ポートフォリオ対策									
		収益対策									
		うち有価証券対策									
		その他									
	券	計									
		期中平均残高 (A)									
		(上記売買高) (B)									
		売買回転率 (B/A)									
株 式	買 い	純投資									
		政策投資									
		その他									
		計									
		売 り	収益対策								
	債権償却対策										
	うち有価証券対策										
	益出し										
	その他										
	計										
	式	期中平均残高 (A)									
		(上記売買高) (B)									
		売買回転率 (B/A)									
		買現先									
買現先	うち直現先										
	うち国債価格変動対策										
売現先											
CD現先											
着地取引	うち買着地										
	うち売着地										

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 検査実施日直近前月末日及び毎年度決算ベースで記載する。

Ⅲ－6－8 オフバランス取引の推移

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円)

オフバランス取引区分			前々年度末	前年度末	増減額	今回検査基準日	
						評価益	評価損
金利取引	現先	買現先（簿価）	CP				
			CD				
			その他				
		計					
株式取引	先物	株式先物	売				
			買				
		計					
	オプション	株式コール	売				
			買				
		株式プット	売				
買							
	計						
債券取引	債券現先						
	債券先物	売					
		買					
		計					
	オプション	店頭コール	売				
			買				
		店頭プット	売				
			買				
		先物コール	売				
			買				
	計						
為替取引	為替予約		売建				
			買建				
		計					
	オプション	通貨コール	売				
			買				
		通貨プット	売				
			買				
	計						
通貨先物		売					
		買					
	計						

[作成要領] 全国本部又は本所で作成する。

Ⅲ－６－９ 債券先物取引の状況

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円)

区 分		年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	検査基準日
売 建	新規売建							
	期中決済							
	買戻し							
	品渡し							
	期 末 残							
買 建	新規買建							
	期中決済							
	買戻し							
	品渡し							
	期 末 残							
期中実現損益								
(売 建)								
(買 建)								
期末評価損益								
(売 建)								
(買 建)								
期中建玉総計								

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 検査対象期間について、四半期ごとに記載する。

Ⅲ—7 信用リスク管理態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	上位貸付金の状況（一般貸付金）	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	貸付種類別貸付金推移表	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	金額階層別貸付金推移表	検査官に配付	本検査開始時まで		
4	金利変動貸付金推移表	検査官に配付	本検査開始時まで		
5	業種別貸付金推移表	検査官に配付	本検査開始時まで		
6	リスク管理債権及び債務者区分による債権の状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
7	その他検査責任者が必要と認める資料				

[全国共済農業協同組合連合会用]

Ⅲ— 7 — 2 — (A) 貸付種類別貸付金推移表

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円、%)

種 類 別	前々期末 (年 月)				直前期末 (年 月)				増 減			
	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
共済契約貸付												
共済証書貸付												
共済振替貸付												
住宅建築共済貸付												
一般貸付												
金融機関貸付												
公共団体貸付												
外国政府等貸付												
農村還元等貸付												
農住資金貸付												
農村還元貸付												
団体貸付												
貸付総計		100		100		100		100		100		100

(単位：百万円、%)

種 類 別	前回検査基準日 (年 月)				今回検査基準日 (年 月)				増 減			
	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
共済契約貸付												
共済証書貸付												
共済振替貸付												
住宅建築共済貸付												
一般貸付												
金融機関貸付												
公共団体貸付												
外国政府等貸付												
農村還元等貸付												
農住資金貸付												
農村還元貸付												
団体貸付												
貸付総計		100		100		100		100		100		100

[作成要領] 全国本部で作成する。

[全国共済水産業協同組合連合会用]

Ⅲ—7—2—(B) 貸付種類別貸付金推移表

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円、%)

種 類 別	前々期末 (年 月)				直前期末 (年 月)				増 減			
	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
普通厚生証書貸付												
普通厚生振替貸付												
漁業者老齢福祉貸付												
生活総合証書貸付												
生活総合振替貸付												
金融機関貸付												
貸付総計		100		100		100		100		100		100

(単位：百万円、%)

種 類 別	前回検査基準日 (年 月)				今回検査基準日 (年 月)				増 減			
	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
普通厚生証書貸付												
普通厚生振替貸付												
漁業者老齢福祉貸付												
生活総合証書貸付												
生活総合振替貸付												
金融機関貸付												
貸付総計		100		100		100		100		100		100

[作成要領] 本所で作成する。

Ⅲ－7－3 金額階層別貸付金推移表

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円、%)

規 模 別	前々期末 (年 月)				直前期末 (年 月)				増 減			
	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
50億円以上												
15億円以上 50億円未満												
5億円以上 15億円未満												
1億円以上 5億円未満												
5千万円以上 1億円未満												
1千万円以上 5千万円未満												
1千万円未満												
一般貸付計												
貸付総計		100		100		100		100		100		100

規 模 別	前回検査基準日 (年 月)				今回検査基準日 (年 月)				増 減			
	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
50億円以上												
15億円以上 50億円未満												
5億円以上 15億円未満												
1億円以上 5億円未満												
5千万円以上 1億円未満												
1千万円以上 5千万円未満												
1千万円未満												
一般貸付計												
貸付総計		100		100		100		100		100		100

[作成要領] 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。

Ⅲ－７－４ 金利変動貸付金推移表

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円)

区 分	前回検査基準日 (年 月末)	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	今回検査基準日 (年 月末)	摘 要
総貸付金 A								
うち金利変動貸付金 B								
長プラ連動								
短プラ連動								
タイボ・ライボ連動								
その他連動								
金利変動貸付金割合 B/A								

[作成要領] 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。

Ⅲ—7—5 業種別貸付金推移表

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円、%)

業種別	前々期末 (年 月)				直前期末 (年 月)				増 減			
	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
貸付金総計		100		100		100		100		100		100

業種別	前回検査基準日 (年 月 日)				今回検査基準日 (年 月 日)				増 減			
	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比	債務者数	構成比	貸付金額	構成比
貸付金総計		100		100		100		100		100		100

[作成要領] 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。

〔全国共済農業協同組合連合会用〕

Ⅲ— 7 — 6 — (A) 農協法に基づく開示債権の状況

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(1) 農協法施行規則第204条第1項第2号へ(2)関係

(単位：百万円)

区 分	前々年度末		前年度末	
	債務者数	金 額	債務者数	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権				
危険債権				
三月以上延滞債権				
貸付条件緩和債権				
小 計				
正常債権				
合 計				

〔作成要領〕 全国本部で作成する。

〔全国共済水産業協同組合連合会用〕

Ⅲ—7—6—(B) リスク管理債権及び債務者区分による開示債権の状況

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(1) 水協法施行規則第207条第1項第6号ロ関係

(単位：百万円)

区 分	前々年度末		前年度末	
	債務者数	金 額	債務者数	金 額
リスク管理債権				
破綻先債権				
延滞債権				
3か月以上延滞債権				
貸付条件緩和債権				
計 A				
貸倒引当金 B				
うち個別貸倒引当金				
B/A				

[作成要領] 本所で作成する。

(2) 水協法施行規則第207条第1項第6号ハ関係

(単位：百万円)

区 分	前々年度末		前年度末	
	債務者数	金 額	債務者数	金 額
債務者区分による債権				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権				
危険債権				
要管理債権				
小 計				
正常債権				
計				

[作成要領] 本所で作成する。

Ⅲ—8 オペレーショナル・リスク管理態勢 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	引受事務処理の状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
2	共済金支払事務処理の状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
3	引受・支払等の事務処理日数調	検査官に配付	本検査開始時まで		
4	契約処理の遅延等の状況（2か月以上遅延したもの）	検査官に配付	本検査開始時まで		
5	共済契約異動処理状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
6	会員の共済掛金立替金残高の推移	検査官に配付	本検査開始時まで		
7	会員別共済掛金の立替金状況	検査官に配付	本検査開始時まで		
8	主要契約書一覧表	検査官に配付	本検査開始時まで		
9	その他検査責任者が必要と認める資料				

Ⅲ－８－６ 会員の共済掛金立替金残高の推移

作成部・課：

作成責任者：

項 目	調査時							
	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
① 会員組合数								
② ①のうち 報告会員組合数								
③ ②のうち 立替発生会員組合数								
④ 立替発生会員組合 比率 ③／②								
⑤ 立替金残高								
⑥ 1 会員組合当たり 立替金残高 ⑤／③								
⑦ ⑥の対前年同期比								

[作成要領]

- 1 都道府県本部又は都道府県事務所で作成する。
- 2 検査対象期間について、四半期ごとに記載する。

IV 徴求資料編 (1 経営管理 (ガバナンス) 態勢及び法令等遵守態勢 (共通))

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	機構・組織図 (配置人員を付記)		本検査開始時まで		
2	経営管理委員会規程 (付議基準を含む。)		本検査開始時まで		
3	経営管理委員会議事録 (検査対象期間該当)		本検査開始時まで		
4	理事会規程 (付議基準を含む。)		本検査開始時まで		
5	理事会議事録 (検査対象期間該当)		本検査開始時まで		
6	監事会規程 (付議基準を含む。)		本検査開始時まで		
7	監事会議事録 (検査対象期間該当)		本検査開始時まで		
8	監事監査体制 (組織図、職員構成)		本検査開始時まで		
9	内部監査書 (検査対象期間該当)		本検査開始時まで		
10	外部監査書 (検査対象期間該当)		本検査開始時まで		
11	中央会又は会計監査人、弁護士等との会議録 (検査対象期間該当)		本検査開始時まで		
12	ディスクロージャー誌 (過去3年分)		本検査開始時まで		
13	四半期事業概況報告 (契約高・財産運用状況)		本検査開始時まで		
14	経営方針を定める文書 (経営理念・方針等)		本検査開始時まで		
15	経営計画を定める文書 (中・長期計画、単年度事業計画等)		本検査開始時まで		
16	年頭所感、部支所長会議等資料		本検査開始時まで		
17	人事管理方針、人事管理規程 (内部出向制度、人事ローテーションを含む。)		本検査開始時まで		
18	業績表彰制度等に関する規程		本検査開始時まで		
19	事務分掌規程		本検査開始時まで		
20	監査規程 (全国本部又は本所監査、子会社等への監査権限規程、自都道府県本部又は都道府県事務所検査権限規定)		本検査開始時まで		
21	監査報告書 (全国本部又は本所監査、子会社等への監査結果報告を含む。)		本検査開始時まで		
22	不祥事件処理報告書		本検査開始時まで		
23	事務事故処理報告書		本検査開始時まで		
24	定款、規約		本検査開始時まで		
25	総 (代) 会議事録		本検査開始時まで		
26	共済計理人から提出された意見書及び付属報告書		本検査開始時まで		
27	文書保管規程		本検査開始時まで		
28	責任準備金積立承認申請書		本検査開始時まで		
29	会員名簿及び会員別出資口数表		本検査開始時まで		
30	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編（2 経営管理（ガバナンス）態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	戦略目標を定める文書（単年度事業計画、事業予算計画等）		本検査開始時まで		
2	リスク管理の方針を定める文書（総合的な管理方針）		本検査開始時まで		
3	リスク管理に係る組織・権限規程（レポーティングライン等）		本検査開始時まで		
4	リスク管理委員会議事録		本検査開始時まで		
5	リスク管理に係る研修プログラム		本検査開始時まで		
6	ALM委員会議事録（ALM委員会を設置している場合）		資料説明後速やかに		
7	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編（3 法令等遵守態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	コンプライアンス・マニュアル		本検査開始時まで		
2	コンプライアンス・プログラム		本検査開始時まで		
3	コンプライアンスに係る組織体系図（コンプライアンス委員会等）		本検査開始時まで		
4	コンプライアンスに係る組織・権限規程（レポーティングライン等）		本検査開始時まで		
5	コンプライアンス委員会等議事録		本検査開始時まで		
6	懲罰規程		本検査開始時まで		
7	懲罰委員会議事録		本検査開始時まで		
8	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編（4 共済契約推進管理態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	共済契約推進に関する法令等の遵守に係る取組方針		本検査開始時まで		
2	事業推進及び共済契約推進に関する規程		本検査開始時まで		
3	外務専任職員等の教育、管理、指導に関する方針・基準等		本検査開始時まで		
4	共済契約推進担当者等に対するコンプライアンス・マニュアル等		本検査開始時まで		
5	契約推進用資料に対するリーガルチェック規程		本検査開始時まで		
6	事業拠点等監査実施報告書		本検査開始時まで		
7	共済（仕組み）パンフレット、共済（仕組み）約款等		本検査開始時まで		
8	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編（5 利用者保護等管理態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	苦情・トラブル処理記録簿、同報告書				
2	利益相反管理態勢の取組に関する規程		資料説明後速やかに		
3	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編（6 統合的リスク管理態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	リスク管理の方針を定める文書（統合的なリスク管理）		本検査開始時まで		
2	統合リスク管理に関する規程		本検査開始時まで		
3	リスク管理全般に係る体制・組織図		本検査開始時まで		
4	A L Mの体制、手法等		本検査開始時まで		
5	A L M等委員会議事録		本検査開始時まで		
6	リスクカテゴリー別のリスク計測基準		本検査開始時まで		
7	リスク全体及びリスクカテゴリー別のストレステスト、バックテストの実施状況		本検査開始時まで		
8	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編（7 共済引受リスク管理態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	職務権限規程（共済計理人に関する権限を含む。）		本検査開始時まで		
2	決裁規程、付議基準		本検査開始時まで		
3	収支予測基準		本検査開始時まで		
4	共済引受リスク（再保険を含む。）管理方針		本検査開始時まで		
5	再保険取引に係る事務規程		本検査開始時まで		
6	再保険先リスト		本検査開始時まで		
7	その他検査責任者が必要と認める資料				

（注）資料No.6「再保険先リスト」については、全国共済水産業協同組合連合会のみ提出する。

IV 徴求資料編（8 資産運用リスク管理態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	資産運用リスク管理方針		本検査開始時まで		
2	資産運用リスク管理規程		本検査開始時まで		
3	市場リスク管理方針		本検査開始時まで		
4	事業運営方針（ポジション枠、リスクリミット、損失限度額等）		本検査開始時まで		
5	市場リスク管理規程（権限、手続、枠・限度額設定、緊急事対応）		本検査開始時まで		
6	公正価値算定マニュアル		本検査開始時まで		
7	不動産運用リスク管理規程（要領）		本検査開始時まで		
8	運用不動産管理規程（要領）		本検査開始時まで		
9	流動性リスク管理方針		本検査開始時まで		
10	組織図（流動性リスク管理体制）		本検査開始時まで		
11	資金繰り管理部門の権限規程（レポーティングライン等）		本検査開始時まで		
12	資金繰り管理規程（リミット(枠)等を管理しているもの）		本検査開始時まで		
13	資金繰り管理状況に係る各種報告書		本検査開始時まで		
14	資金繰り計画表（日次、週次、月次、四半期）		本検査開始時まで		
15	流動性危機管理対応マニュアル		本検査開始時まで		
16	再保険取引に係る事務規程		本検査開始時まで		
17	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編（9 信用リスク管理態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	信用リスク管理方針		資料説明後速やかに		
2	信用リスク管理規程（信用リスクリミットの管理、審査の方針、監査の方法等）		資料説明後速やかに		
3	貸付事務規程		資産査定開始日まで		
4	債権管理・回収規程		資産査定開始日まで		
5	自己査定に係る業務フロー、組織体制図		資料説明後速やかに		
6	自己査定基準・実施細目		資料説明後速やかに		
	担保評価基準		資料説明後速やかに		
	自己査定実施に当たっての内部監査、内部統制規程		資料説明後速やかに		
	信用格付と債務者区分との関連表		資料説明後速やかに		
7	自己査定マニュアル（自己査定用ワークシート、Q&Aを含む。）		資料説明後速やかに		
8	償却・引当に係る業務フロー、組織体制図		資料説明後速やかに		
9	償却・引当基準		資料説明後速やかに		
10	償却・引当マニュアル（Q&Aを含む。）		資料説明後速やかに		
11	法人税申告書（写）		本検査開始時まで		
12	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編 (10 オペレーショナル・リスク管理態勢)

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	適切なリスク評価のための開発・研究に関する資料		本検査開始時まで		
2	事務規程・マニュアル（異例扱取引等処理規程を含む。）		本検査開始時まで		
3	事務指導要領（支店（支所）指導を含む。以下同じ。）		本検査開始時まで		
4	都道府県本部又は都道府県事務所監査実施報告書(事務リスク・適宜抽出)		本検査開始時まで		
5	経理処理・事務処理のフローチャート		本検査開始時まで		
6	経営目標（戦略目標）（中・長期のシステム戦略方針・計画を含む。）		本検査開始時まで		
7	システムリスク管理方針（セキュリティポリシーを含む。）		本検査開始時まで		
8	システム運用規程・マニュアル（データ管理、ネットワーク管理等）		本検査開始時まで		
9	コンティンジェンシー・プラン		本検査開始時まで		
10	電算出力帳票一覧及びコード番号説明書		本検査開始時まで		
11	その他検査責任者が必要と認める資料				

IV 徴求資料編（1 1 システム統合リスク管理態勢）

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	統合プロジェクトに係る機構・組織図（外部委託先を含む）		本検査開始時まで		
2	統合方針、統合計画、実施計画（進捗状況が確認できるものを含む）		本検査開始時まで		
3	各種規程の整備に係る資料（セキュリティ管理に係る規程を含む）		本検査開始時まで		
4	リスクアセスメントに係る資料（リスクアセスメント基準、結果を含む）		本検査開始時まで		
5	顧客対応体制に係る資料		本検査開始時まで		
6	商品・サービスの統合に係る資料		本検査開始時まで		
7	レビューテストに係る資料（対外接続先とのテストに係る資料を含む）		本検査開始時まで		
8	外部委託先管理に係る資料		本検査開始時まで		
9	移行に係る資料		本検査開始時まで		
	移行判定に係る資料		本検査開始時まで		
	データの移行に係る資料		本検査開始時まで		
	業務の移行に係る資料		本検査開始時まで		
10	事業部店統廃合に係る資料		本検査開始時まで		
11	業務集中拠点の整備に係る資料		本検査開始時まで		
12	事務手続の整備に係る資料（用語の整備を含む）		本検査開始時まで		
13	コンティンジェンシープランの整備に係る資料		本検査開始時まで		
14	その他検査責任者が必要と認める資料				

（注） システム統合リスクに関する検査を実施する場合には、各リスク共通、事務リスク、システムリスク等、他のリスクに係る提出資料等も必要に応じ提出を求めることに留意すること。

V 自己査定、償却・引当体制 定型様式目次

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	債権の自己査定実施状況	検査官に配付	資料説明後速やかに		
2	総資産の自己査定結果	検査官に配付	資料説明後速やかに		
3	子会社等の自己査定結果	検査官に配付	資料説明後速やかに		
4	総資産の自己査定結果の推移	検査官に配付	資料説明後速やかに		
5	信用格付状況と自己査定結果	検査官に配付	資料説明後速やかに		
6	債務者区別先数の推移	検査官に配付	資料説明後速やかに		
7	分類債権と償却・引当の状況	検査官に配付	資料説明後速やかに		
8	後発事象（倒産等）発生状況及び自己査定への反映状況	検査官に配付	資料説明後速やかに		
9	有価証券明細（株式）	検査官に配付	資料説明後速やかに		
10	外部出資明細	検査官に配付	資料説明後速やかに		
11	有価証券の自己査定結果	検査官に配付	資料説明後速やかに		
12	固定資産の自己査定結果（兼不稼動固定資産一覧表）	検査官に配付	資料説明後速やかに		
13	外部出資の自己査定結果	検査官に配付	資料説明後速やかに		
14	出向者の状況	検査官に配付	資料説明後速やかに		
15	抽出の状況（債権単体ベース）	検査官に配付	資料説明後速やかに		
15-2	抽出の状況（子会社等営業貸付金）	検査官に配付	資料説明後速やかに		
16	書抜範囲（抽出基準）	検査官に配付	資料説明後速やかに		
16-2	書抜範囲（子会社等）	検査官に配付	資料説明後速やかに		
17	自己査定検証作業日程表	検査官に配付	資料説明後速やかに		
18	その他検査責任者が必要と認める資料				

V-1 債権の自己査定実施状況（ 年 月末）

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円、%)

科 目	引当処理前 (a)	自己査定実施額 (b)	実施率 (b)/(a)
貸 付 金		()	()
貸 付 有 価 証 券			
与 信 関 連 未 収 利 息			
与 信 関 連 仮 払 金			
債 権 合 計			
債 務 者 数 等	() 件	() 件	()

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 債権とは、貸付金及び貸付金に準ずる債権（貸付有価証券、未収利息、貸付金に準ずる仮払金）をいう。
- 3 引当処理前とは、決算期末時点における残高試算表額であり、個別貸倒引当金（部分直接償却を含む。）引当前の計数を記載する。したがって、直接償却や債権売却等による期中の不良債権処理については考慮しないものとする。
- 4 「貸付金」欄の（ ）には、簡易な基準による査定分の計数を内数で記載する。
- 5 債務者数等には、プロジェクト・ファイナンス及びソブリン債権を含む。また、（ ）には、簡易な基準による査定分の計数を内数で記載する。

V-2 総資産の自己査定結果（ 年 月末・単体）

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円)

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
貸 付 金					
運 用 不 動 産					
業 務 用 固 定 資 産					
未 収 再 保 険 勘 定					
そ の 他 資 産					
うち与信関連未収利息					
うち与信関連仮払金					
その他の資産					
貸倒引当金 (▲)		/			
うち一般貸倒引当金(▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 表示されている資産科目以外に分類している科目がある場合には、欄を設けて当該科目を記載する。
- 3 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 4 「債権合計」欄は一般貸倒引当金を控除しない。
- 5 「資産」欄は、必要に応じて欄を追加、又は削除すること。

V-3 子会社等の自己査定結果

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：百万円)

子会社、関連会社名	業種	決算月	支配関係	総資産	子会社、関連会社資産の査定結果			純資産勘定	当連合会 保有債権額	当連合会債権の自己査定結果			特定債務者 支援引当金 繰入額
					II	III	IV			II	III	IV	

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 子会社、関連会社資産につき、当連合会自己査定による資産査定を行った先について記載する。
- 3 「支配関係」欄は、子会社、関連会社等の別を記載する。
- 4 「子会社、関連会社資産の査定結果」欄は、直近決算における償却・引当後の総資産ベースで記載する。
- 5 「純資産勘定」欄は、直近決算ベースで記載する。
- 6 「当連合会保有債権額」欄は、勘定（貸付金、未収利息、仮払金、貸付有価証券）ベースで記載する。
- 7 「特定債務者支援引当繰入額」欄には、個別貸倒引当金を含む。

V-4 総資産の自己査定結果の推移

作成部・課：

作成責任者：

(単位：百万円、%)

資 産	前回検査 (年 月末)		年 月末		年 月末		今回検査 (年 月末)	
	帳簿額	分類額	帳簿額	分類額	帳簿額	分類額	帳簿額	分類額
金 銭 債 権								
有 価 証 券								
うち貸付有価証券								
貸 付 金								
運 用 不 動 産								
業務用固定資産								
未収再保険勘定								
そ の 他 資 産								
うち与信関連未収利息								
うち与信関連仮払金								
その他の資産								
貸倒引当金 (▲)								
うち一般貸倒引当金 (▲)								
その他の引当金 (▲)								
資 産 合 計								
債 権 合 計								

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 前回検査実施日の直前の決算期末から今回検査実施日の直前の決算期末までの自己査定結果を記載する。
- 3 表示されている資産科目以外に分類している科目がある場合は、欄を設けて当該科目を記載すること。
- 4 「分類額」欄は、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類額の合計額を記載する。
- 5 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 6 債権合計は一般貸倒引当金を控除しない。

V-5 信用格付状況と自己査定結果 (年 月末)

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：先)

債務者格付 ランク	格付 符号	定 義	自 己 査 定 結 果				
			正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
計							

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。
- 2 当連合会の格付ランク数に合わせて作成する。
- 3 今回検査実施日の直近の決算期末の自己査定における債務者区分に基づき記載する。

V-6 債務者区分別先数の推移

作成部・課：

作成責任者：

(単位：先)

		今回検査 (年 月 月末)						
		正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先	取引解消等先	計
前回検査 (年 月 末)	正常先							
	要注意先							
	破綻懸念先							
	実質破綻先							
	破綻先							
	計							* 1
前回検査時以降取引開始先								
合計								* 2

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。
- 2 今回検査実施日の直近決算期末に貸付金残高等を有する者を基準として、前回検査実施日の直近決算期末以降の債務者区分の推移を記載する（「取引解消等先」欄には、今回検査実施日の直近決算期末の自己査定時に貸付金残高が零となっている先を含む。）。なお、先数は、与信枠でなく残高ベースで把握することとし、総合農協、農協孫会員及び員外個人を除くこと。
- 3 今回検査実施日の直近決算期末の自己査定先について、前回検査実施日の直近決算期末の自己査定結果等を記載する。（前回検査時において、債務者区分を変更している場合は、変更後の区分による。）
- 4 前回検査時以降取引開始先には、前回検査実施日の直近決算期末において自己査定を行っていない先で、今回検査実施日の直近決算期末において、自己査定を行っている先を含む。
- 5 * 1は前回検査時の債務者数と、* 2は今回検査時の債務者数と一致する。

V-7 分類債権と償却・引当の状況（ 年 月末）

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(1) 当期処理前

(単位：千円)

	I	II	III	IV	左記合計
破綻先					
うち当期貸付金部分直接償却実施額	—	—	—		
うち当期個別貸倒引当金等繰入額	—	—			
実質破綻先					
うち当期貸付金部分直接償却実施額	—	—	—		
うち当期個別貸倒引当金等繰入額	—	—			
破綻懸念先	()	()	()	()	()
うち当期個別貸倒引当金等繰入額	—			—	
うち当期特定債務者支援引当金繰入額	—				
要注意先	()	()	()	()	()
うち当期一般貸倒引当金繰入額			—	—	
うち当期特定債務者支援引当金繰入額	—	—			
正常先		—	—	—	
うち当期一般貸倒引当金繰入額		—	—	—	
上記計					
うち当期貸付金部分直接償却実施額	—	—	—		
うち当期個別貸倒引当金等繰入額	—	—			
うち当期特定債務者支援引当金繰入額	—	—			
うち当期一般貸倒引当金繰入額			—	—	

償却・引当後債権残高（非区分債権分） 千円

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。
- 2 債権合計（総与信科目及びその合計額）ベースで記載する。
- 3 引当処理前ベースで記載する。
- 5 「要注意先」及び「破綻懸念先」欄の（ ）書きは、特定債務者支援引当金を計上している債務者分を外数で記載する。
- 6 「うち当期特定債務者支援引当金繰入額」欄は、債権放棄に対応する引当金繰入額を記載する。

作成部・課：

作成責任者：

(2) 当期処理後残高

(単位：千円)

	I	II	III	IV	左記合計	個別貸倒引当金
破綻先						
実質破綻先						
破綻懸念先				—		
要注意先			—	—		
正常先		—	—	—		
上記計						

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。
- 2 各債務者区分の「左記合計」欄は、個別貸倒引当金（特定債務者支援引当金（債権放棄方式）を含む。）を控除した後の計数を記載し、I分類に個別貸倒引当金繰入額を含めないことに留意すること。
- 3 プロジェクトファイナンスがあれば、下段（ ）うち書きで分類額を記載する。

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(3) 一般貸倒引当金の状況

(単位：千円、%)

	対象債権残高	引当金残高	引当実績率
合 計			
└─ 要注意先			
└─ うち要管理先			
└─ 正常先			

[作成要領]

- 1 予想損失率計算表（様式任意）を作成する。
- 2 償却・引当基準を添付する。

(4) 特定債務者支援引当金（現金贈与方式）の状況

(単位：千円)

支援先名	支援実施予定額	うち特定債務者引当金繰入額	支援予定期間

[作成要領] 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(5) 直接償却実施状況（全額及び部分直接償却）（ 年 月期） (単位：千円)

債務者名	債権額	うち前期引当金繰入額	償却理由
計			
計			
計			
合計			

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。
- 2 前回検査実施日を含む事業年度から今回検査実施日を含む事業年度（当期）までの間について作成し、貸付金と貸付金以外を別様とする。
- 3 「うち前期引当金繰入額」欄は、個別貸倒引当金及び特定債務者支援（債権放棄方式）引当金繰入額を記載する。
- 4 全額直接償却、部分直接償却ごとに小計を記載する。
- 5 自己査定を実施している場合には、直近のワークシートを添付する。

V-8 後発事象（倒産等）発生状況及び自己査定への反映状況

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額 (月末)	自己査定		変更後査定		後発事象の内容
		区分	金額	区分	金額	
本所・支所名 ()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
本所・支所名 ()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
本所・支所名 ()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
本所・支所名 ()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
本所・支所名 ()		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		
開示後発事象 合計 _____先		I		I		
		II		II		
		III		III		
		IV		IV		

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。
- 2 「自己査定」の「金額」欄には 年 月末の償却・引当後の計数を記載し、「変更後査定」の「金額」欄には後発事象の発生を勘案した連合会の査定額を記載する。
- 3 連合会において、「修正後発事象」（「後発事象に関する監査上の取扱い」（平成15年3月25日・日本公認会計士協会））であると認識しているものは、個別債務者ごとに上記に従い記載する。
 また、「開示後発事象」として認識しているものは、合計ベースで記載する。

V-11 有価証券の自己査定結果（ 年 月末）

作成部・課：

作成責任者：

（単位：百万円）

資 産	帳 簿 額	分 類 状 況			
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
国 債					
地 方 債					
政 府 保 証 債					
金 融 債					
社 債					
うち短期社債					
うち公社公団債					
うち金融機関債					
うち事業債					
新株予約権付社債					
株 式					
うち上場株式					
外 国 証 券					
その他の証券					
小 計					
貸付有価証券					
合 計					

[作成要領]

- 1 全国本部又は本所で作成する。
- 2 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 3 「資産」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

V-15 抽出の状況（債権単体ベース）

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

決算期末（件、百万円）

総債務者数 A	
債権総額 B	
貸付金	
与信関連未収利息	
与信関連仮払金	
貸付有価証券	

抽出符号	抽出金額基準	債務者数 C	債権額 D	C/A*100(%)	D/B*100(%)	累計1(%)	累計2(%)
正	百万円以上						
正（不・建）	百万円以上						
要	百万円以上						
懸							
実							
破							
ブ							
簡易査定 正							
要							
懸							
実							
破							
小計							

前	百万円以上						
中	百万円以上						
D-破							
D-危（又は延）							
D-三（又は3）							
D-一条							
後							
大	百万円以上						
赤	百万円以上						
債超	百万円以上						
無配	百万円以上						
株	百万円以上						
法	百万円以上						
実同	百万円以上						
条							
利息							
延	日以上						
役							
連							
不							
特							
暴							
分							
他貯							
土地	百万円以上						
財	上位先						
ノ	上位先						
ソ							
小計							

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。
- 2 抽出符号が複数ある債務者については、項目の上から順に優先してカウントすること。

V-15-2 抽出の状況（子会社等営業貸付金）

作成部・課：
作成責任者：

決算期末（件、百万円）

総債務者数	A	
営業貸付金総額	B	

抽出符号	抽出金額基準		債務者数C	債権額D	C/A*100(%)	D/B*100(%)	累計1(%)	累計2(%)
正		百万円以上						
正（不・建）		百万円以上						
要		百万円以上						
懸								
実								
破								
ブ								
簡易査定 正								
要								
懸								
実								
破								
小計								

後								
大		百万円以上						
赤		百万円以上						
債超		百万円以上						
無配		百万円以上						
株		百万円以上						
法		百万円以上						
実同		百万円以上						
条								
利息								
延		目以上						
役								
不								
特								
暴								
分								
他貯								
土地		百万円以上						
財		上位先						
ノ		上位先						
ソ								
小計								

合計								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

[作成要領]

- 1 全国共済農業協同組合連合会のみとし、全国本部で作成する。
- 2 抽出符号が複数ある債務者については、項目の上から順に優先してカウントすること。

V-16 書抜範囲 (抽出基準)

[債権 (単体ベース)]

『例』

[〇〇〇〇〇〇連合会]

基準日: . . .

番号	書抜の範囲 (抽出基準)	符 号															
1	<p>自己査定における債務者区分</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">イ 正常先</td> <td style="width: 30%;">債権</td> <td style="width: 40%;">百万円以上の先</td> </tr> <tr> <td>ロ うち不動産業・建設業</td> <td>各上位</td> <td>先、計 先</td> </tr> <tr> <td>ハ 要注意先</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">} 全債務者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 破綻懸念先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 実質破綻先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ 破綻先</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1) 信用格付を導入している場合は、使用している数字・記号等を抽出符号の脇に () 書きすること。</p> <p>(注2) イロのうち、自己査定で抽出し検証した先は「自正」と符号を付すこと。</p>	イ 正常先	債権	百万円以上の先	ロ うち不動産業・建設業	各上位	先、計 先	ハ 要注意先	} 全債務者		ニ 破綻懸念先		ホ 実質破綻先		ヘ 破綻先		<p>正 正(不・建) 要 懸 実 破</p> <p>自 正</p>
イ 正常先	債権	百万円以上の先															
ロ うち不動産業・建設業	各上位	先、計 先															
ハ 要注意先	} 全債務者																
ニ 破綻懸念先																	
ホ 実質破綻先																	
ヘ 破綻先																	
2	<p>前回検査において要注意先以下に区分された取引先のうち、</p> <p>債権 百万円以上の先</p> <p>(注) 調査表上に債務者区分、債権額 (4 勘定別・貸付金科目別) 及び分類額 (4 勘定別・貸付金科目別及び分類符号) を注記すること。</p>	<p>前</p>															
3	<p>中央会又は会計監査人の監査において要注意先以下に区分された取引先のうち、</p> <p>債権 百万円以上の先</p> <p>(注) 調査表上に債務者区分、債権額 (4 勘定別・貸付金科目別) 及び分類額 (4 勘定別・貸付金科目別及び分類符号) を注記すること。</p>	<p>中</p>															
4	<p>農協法に基づく開示債権 (又はリスク管理債権)</p> <p>イ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (又は破綻先債権)</p> <p>ロ 危険債権 (又は延滞債権)</p> <p>ハ 三月以上延滞債権 (又は3か月以上延滞債権)</p> <p>ニ 貸付条件緩和債権</p>	<p>D-破 D-危 (又は延) D-三 (又は3) D-条</p>															
5	<p>決算期末日以降の後発事象 (貸付金調査表未作成先は新たに作成すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者区分が悪化するもの ・不動産担保の処分若しくは処分可能見込額の低下等によって、著しく分類額の増加が見込まれる先 (下位分類区分への移行を含む。) 	<p>後</p>															
6	<p>大口貸付金</p> <p>債権残高_____百万円以上の先</p>	<p>大</p>															
7	<p>赤字決算先</p> <p>検査基準日直前決算期において赤字 (經常段階での赤字及び連結赤字を含む。) 又は、繰越欠損のある先 (粉飾決算等で実質赤字となっている先を含む。) のうち、債権残高_____百万円以上の先</p> <p>ただし、会員総合農協については、_____百万円以上のものについて貸付金調査表を作成するものとする。</p>	<p>赤</p>															
8	<p>債務超過先</p> <p>検査基準日直前決算期において債務超過 (不稼働資産、不良資産等により実体B/S上債務超過となっている先 (連結ベースでの債務超過を含む。)) の先で、債権残高_____百万円以上の先</p>	<p>債 超</p>															

<次葉へ続く>

<続き>

番号	書抜の範囲（抽出基準）	符 号
9	無配会社 上場又は店頭気配取引のある先で債権残高_____百万円以上の先	無 配
10	株価が額面を割っている先 上場又は店頭気配取引のある先で債権残高_____百万円以上の先	株
11	調査表作成先の法人の役員又は従業員に対する債権で、 債権残高_____百万円以上の先	法
12	調査表作成先の連結子会社や代表者等実質同一債務者に対する債権で 債権残高 _____百万円以上の先。なお、自己査定抽出チェックシ ートによる査定を原則とするが、検査責任者が指示する場合は、貸付 金調査表を作成の上、査定を行う。	実 同
13	融資条件を変更した先 注：基本的に貸付条件緩和先（期限延長等）とする。なお、判断に 迷う案件については、個別案件ごとに検査責任者に相談の上、 抽出するものとする。	条
14	利息貸付のある先（地方公共団体等を除く。）	利 息
15	延滞債務者 債権で支払期日経過後____日以上延滞している先 ただし、 ① 割賦弁済契約の債権については、各支払期日経過後____日 以上延滞している先 ② 農業信用基金協会等保証付貸付金は、支払期日経過後 日以上延滞している先 ③ 定型の消費者ローン、事業者ローン及び住宅ローン(以下 「消費者ローン等」という。)は、支払期日経過後____日以上 延滞している先（ただし、簡易な方法により債務者区分をせ ずに分類している場合で、延滞以外の事象を自己査定基準で 規定している場合は当該事象を加えて一覧表等により別途抽 出することもできる。）	延
16	自連合会の役員、役員の子親等以内の親族（個人・役員企業）関係貸付 貸付時又は退職後3年以内の自連合会役員及び事実上自連合会の 役員と認められる者に対する債権（ただし、預貯金担保貸付及び定 型の消費者ローン等のみの者は除く。） ただし、会員農協の組合長が代表権・支配権を有する企業の場合 は、上記12に準ずるものとする。	役
17	子会社等への債権 連結の対象となる子会社等（関係会社）への債権のある先	連
18	不祥事件関係債権 いわゆる不祥事件のほか連合会の信用を著しく失墜した事件等に 関係した債権	不
19	いわゆる特殊出資者（総会屋。雑誌等で名指しされている個人・団体 を含む。）	特
20	暴力団関係に対する債権	暴
21	名義分割となっている債権（迂回融資、名義貸等によって分割して貸し 出しているもの）	分

<次葉へ続く>

<続き>

番号	書抜の範囲（抽出基準）	符 号
22	他連合会等預貯金担保貸付	他 貯
23	土地関連融資 国土利用計画法に基づく監視区域の届出対象土地取引に係る貸付 しで、債権残高_____百万円以上の先	土 地
24	財テク資金融資	財
25	ノンバンク融資_____百万円以上の先	ノ
26	ソブリン債権（リスク対象国及びアジアに限る。） [その他付記すべき符号]	ソ
27	自己査定において抽出し、実際に検証した先	自
28	上場会社に対する債権の表示 イ 一部上場会社に対する債権 ロ 二部上場会社に対する債権	一 部 二 部
29	取引深度の表示 イ 自連合会が主力取引先の場合 ロ 自連合会が準主力取引先の場合 (注) すべての債務者について自連合会の融資シェア (%) を付記す るとともに、主力以外の場合には、主力金融機関名及びそのシェ アも付記すること。	主 準
30	貸付金以外の債権を有する先 貸付有価証券（別途調査表作成） 未収利息 仮払金	貸 有 未 収 仮 払
31	その他検査責任者が指示する事項 (例) イ 1 2月末の仮基準日査定資料については、基を右肩に付すこ と。 ロ 3月末決算時時点における時点修正及び事情修正のある査定 資料については、修を右肩に付すこと。 ハ 後発事象に係る査定資料については、後を右肩に付すこと。 ニ 自己査定の抽出基準以外で今回検査において新たに上記基準 により抽出したのものについては、抽を右肩に付すこと。	基 修 後 抽

[作成要領] 本表において「検査基準日」とは、自己査定日（直近決算期末日）を表す。

V-16-2 書抜範囲（子会社等）

〔子会社等〕

『例』

番号	抽出基準	
1	国内法人 ① 親連合会からの債権残高 億円以上の先 ② 当該子会社等の保有する営業貸付金残高 _____ 億円以上の先	リスト作成 (以下同じ)

〔抽出された子会社等の資産〕

番号	抽出基準	
1	営業貸付金 以下「営業貸付金」の基準により抽出	
2	その他の資産 各勘定科目ごとの期末残高が 億円以上の科目 (注) 親連合会と同様又は準じた方法により個別明細書等を作成	

〔営業貸付金〕

『例』

番号	書抜の範囲（抽出基準）	符 号
1	自己査定において抽出し債務者区分を行った先 イ 正常先 営業貸付金 _____ 百万円以上の先 ロ うち不動産業・建設業 営業貸付金 _____ 百万円以上の先 ハ 要注意先 営業貸付金 _____ 百万円以上の先 ニ 破綻懸念先 ホ 実質破綻先 ヘ 破綻先 (注1) 信用格付を導入している場合は、使用している数字・記号等を抽出符号の脇に () 書きすること。 (注2) イロのうち、自己査定で抽出し検証した先は「自正」と符号を付すこと。	正 正(不・建) 要 懸 実 破 自 正
2	決算期末日以降の後発事象	後
3	大口貸付金 営業貸付金 _____ 百万円以上の先	大
4	赤字決算先 検査基準日直前決算期において赤字(経常段階での赤字を含む。)又は、繰越欠損のある先(粉飾決算等で実質赤字となっている先を含む。)で、 営業貸付金 _____ 百万円以上の先	赤
5	債務超過先 検査基準日直前決算期において債務超過(不稼働資産、不良資産等により実体B/S上債務超過となっている先を含む。)の先で、 営業貸付金 _____ 百万円以上の先	債 超
6	無配会社 上場又は店頭気配取引のある先で債権残高 _____ 百万円以上の先	無 配

<次葉へ続く>

<続き>

番号	書抜の範囲（抽出基準）	符 号
7	株価が額面を割っている先 上場又は店頭気配取引のある先で債権残高_____百万円以上の先	株
8	調査表作成先の法人の役員又は従業員に対する債権で、 債権残高_____百万円以上の先	法
9	調査表作成先の連結子会社や代表者等実質同一債務者に対する債権で 債権残高_____百万円以上の先	実 同
10	融資条件を変更した先	条
11	利息貸付のある先（地方公共団体等を除く。）	利 息
12	延滞債務者 営業貸付金で支払期日経過後____日以上延滞している先 ただし、簡易な方法により分類している場合で、延滞以外の事象を自己査定基準で規定している場合は当該事象を加味して一覧表等により別途抽出することもできる。	延
13	自連合会の役員、役員の子親等3親等以内の親族（個人・役員企業）関係貸付 貸付時又は退職後3年以内の自連合会役員及び事実上自連合会の役員と認められる者に対する債権（ただし、預貯金担保貸付及び定型の消費者ローン等のみの者は除く。）	役
14	不祥事件関係貸付 いわゆる不祥事件のほか連合会等の信用を著しく失墜した事件等に関係した営業貸付金	不
15	いわゆる特殊出資者（総会屋。雑誌等で名指しされている個人・団体を含む。）	特
16	暴力団関係に対する営業貸付金	暴
17	名義分割となっている債権	分
18	土地関連融資 国土利用計画法に基づく監視区域の届出対象土地取引に係る融資で、債権残高_____百万円以上の先	土 地
19	財テク資金融資上位____先（各支所単位）	財
20	ノンバンク融資上位____先（各支所単位）	ノ
21	ソブリン債権（リスク対象国及びアジアに限る）	ソ
22	プロジェクトファイナンスの債権	プ
23	[その他付記すべき符号] 他の連結の対象となる子会社等（子法人等、関連法人等を含む。）からの営業貸付金のある先 当該子会社等名を表示すること（略式可）。	連 受

VI 徴求資料編 (資産査定時に準備する資料等) (1)

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	日計表	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
2	自己査定結果(総括表)及び明細(債務者区分一覧表)	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
3	貸付金調査表目次(参考様式1)	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
4	貸付金調査表(債務者の概要、不動産担保明細等)(参考様式2)	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
5	有価証券明細	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
6	固定資産明細	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
7	買入金銭債権明細	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
8	その他資産明細	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
9	延滞債権リスト	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
10	破綻先リスト	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
11	償却・引当実績(総括表及び明細)(検査対象期間該当分)	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
12	農協法に基づく開示債権(又はリスク管理債権)リスト	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
13	非区分債権リスト	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
14	再保険貸リスト	検査官に配付	資産査定日前日まで	1	
15	その他検査責任者が必要と認める資料				

VI 徴求資料編 (資産査定時に準備する資料等) (2)

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
1	りん議書	必要に応じ			
2	決算書及びその附属明細書、納税申告書(写)	必要に応じ			
3	その他資金繰り表等の債務者作成資料で、自己査定判定資料	必要に応じ			
4	当連合会作成の自己査定関係資料(ワークシート等)	必要に応じ			
5	担保台帳及び担保評価書	必要に応じ			
6	保証書(取締役会議事録、事故報告書、代弁申請書を含む。)	必要に応じ			
7	督促記録や本所報告資料等の当連合会作成の債権管理資料	必要に応じ			
8	提案書(契約に至らなかったものも含む。)	必要に応じ			
9	契約書類等	必要に応じ			
	〔流動化した債権(信託方式)に係るもの〕				
	一般貸付債権信託契約書	必要に応じ			
	一般貸付債権信託(事務委任に関する契約書)	必要に応じ			
	包括信託契約書	必要に応じ			
	覚書	必要に応じ			
	Exchange Agreement	必要に応じ			
	Commitment Agreement	必要に応じ			
	包括信託決算についての確認書	必要に応じ			
	指図書(受益権証書売却、債権購入)	必要に応じ			
	一般貸付債権信託受益権譲渡承諾依頼書兼取引店指定及び償還元本・収益金処理依頼書	必要に応じ			
	一般貸付債権証書その他関係書類引渡書	必要に応じ			
	代理保管受領書	必要に応じ			

<次葉へ続く>

<続き>

No.	提出資料名	提出方法	提出期限	提出部数	提出の有無
	一般貸付債権信託決算についての確認書	必要に応じ			
	マンデート・レター	必要に応じ			
	〔流動化した債権（SPC方式）に係るもの〕				
	Purchase Agreement	必要に応じ			
	貸付有価証券契約書	必要に応じ			
	スワップ契約書	必要に応じ			
	Service Agreement	必要に応じ			
	Total Return Swap Transaction Agreement	必要に応じ			
	Securities Lending Agreement	必要に応じ			
	マンデート・レター	必要に応じ			
	金外信託契約書	必要に応じ			
	包括信託契約書	必要に応じ			
	〔流動化した債権（ローン・パーティシペーション方式）に係るもの〕				
	貸付参加契約書	必要に応じ			
10	その他検査責任者が必要と認める資料				

(注) 貸付金等調査票を提出した債務者等について必要に応じ提示。

(参考様式1)

貸付金調査表目次 (債権額ベース) ①

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：千円)

ラインシートNO	債務者名	業種	資格区分	抽出符号	勘定科目	債権額	検査官査定										自己査定																		
							債務者区分	引当金処理前				計 A	償却・引当すべき額				債務者区分	引当金処理前				計 B	償却・引当額												
								I分類	II分類	III分類	IV分類		I分類	II分類	III分類	IV分類		I分類	II分類	III分類	IV分類		I分類	II分類	III分類	IV分類									
1	貸付金																																		
	未収利息																																		
	仮払金																																		
	貸有																																		
	債権合計																																		
2	貸付金																																		
	未収利息																																		
	仮払金																																		
	貸有																																		
	債権合計																																		
3	貸付金																																		
	未収利息																																		
	仮払金																																		
	貸有																																		
	債権合計																																		
4	貸付金																																		
	未収利息																																		
	仮払金																																		
	貸有																																		
	債権合計																																		

[作成要領]

- 本表は、抽出債務者を対象に作成する。
- 単位未満切り捨て。単位未満の計数がある場合は「0」、皆無又は当該計数がない場合「-」と表示する。表中の合計欄について、端数調整をせず、そのまま切り捨てる。
各勘定科目の債権額は、引当処理前(検査官査定・自己査定)のI～IV分類の合計額に一致する(なお、一致しない場合は、I分類を端数調整する。)
- 引当処理前とは、個別貸倒引当金(部分直接償却を含む。)引当前の計数を記載する。したがって、直接償却、債権売却等による期中の不良債権処理については考慮しないものとする。
(部分直接償却実施額は、償却引当額IV分類欄において()書きで内書き表示する。)
- 要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、債務者区分に()書きで記載する。

(参考様式1)

貸付金等調査表目次 (債権額ベース・合計表) ②-2

作成部・課： _____

作成責任者： _____

(単位：件、千円)

債務者区分 変更理由計	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		合計	
分類区分・金額 変更理由計	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		合計	
上記のうち債務者区分及び分類区分・金額ともに変更した件数										債務者区分及び分類区分・金額ともに変更していない件数										

		検査官査定結果							
		正常先	要注意先	要管理先	その他	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先	合計
自己 査定 結果	正常先								
	要注意先								
	要管理先								
	その他								
	破綻懸念先								
	実質破綻先								
	破綻先								
	合計								

[作成要領]

- 1 単位未満切り捨て。単位未満の計数がある場合には「0」、皆無又は当該計数がない場合「-」と表示する。表中の合計欄については、端数調整をせず、そのまま切り捨てる。
- 2 本表は、抽出債務者を対象に作成する。
- 3 「債務者区分変更理由」欄及び「分類区分・金額変更理由」欄には、次に掲げる理由から主なものを1つ選び記号で記入する(⑨については、理由を付記)。
①財務分析不足、②債務者実態把握不十分、③自己査定基準の不備、④保証能力検討不十分、⑤担保評価不正確、⑥自己査定基準の適用誤り、⑦単純な事務ミス、⑧仮基準日以降の未補正、⑨その他
- 4 貸付調査表目次②については、全支所ベースで集計した総括表を作成する。

(参考様式1)

貸付金調査表目次 (債権額ベース・合計表) ③-1

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

(単位：千円)

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	貸付金計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	貸付金計・引当処理前					償却・引当額				
	I分類	II分類	III分類	IV分類	計A	I分類	II分類	III分類	IV分類	I分類		II分類	III分類	IV分類	計B	I分類	II分類	III分類	IV分類		
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
実質破綻先 ()						-	-				実質破綻先 ()						-	-			
破綻先 ()						-	-				破綻先 ()						-	-			
合計						-	-				合計						-	-			

検 査 官 査 定											自 己 査 定										
債 務 者 区 分	未収利息計・引当処理前					償却・引当すべき額					債 務 者 区 分	未収利息計・引当処理前					償却・引当すべき額				
	I分類	II分類	III分類	IV分類	計A	I分類	II分類	III分類	IV分類	I分類		II分類	III分類	IV分類	計B	I分類	II分類	III分類	IV分類		
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
実質破綻先 ()						-	-				実質破綻先 ()						-	-			
破綻先 ()						-	-				破綻先 ()						-	-			
合計						-	-				合計						-	-			

貸付金調査表目次（債権額ベース・合計表）③-2

作成部・課： _____
 作成責任者： _____
 (単位：千円)

検査官査定											自己査定										
債務者区分	仮払金計・引当処理前					償却・引当すべき額					債務者区分	仮払金計・引当処理前					償却・引当すべき額				
	I分類	II分類	III分類	IV分類	計A	I分類	II分類	III分類	IV分類	I分類		II分類	III分類	IV分類	計B	I分類	II分類	III分類	IV分類		
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
実質破綻先 ()											実質破綻先 ()										
破綻先 ()											破綻先 ()										
合計							-	-			合計							-	-		

検査官査定											自己査定										
債務者区分	貸付有価証券計・引当処理前					償却・引当すべき額					債務者区分	貸付有価証券計・引当処理前					償却・引当すべき額				
	I分類	II分類	III分類	IV分類	計A	I分類	II分類	III分類	IV分類	I分類		II分類	III分類	IV分類	計B	I分類	II分類	III分類	IV分類		
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
実質破綻先 ()											実質破綻先 ()										
破綻先 ()											破綻先 ()										
合計							-	-			合計							-	-		

貸付金調査表目次（債権額ベース・合計表）③－3

作成部・課： _____
 作成責任者： _____

(単位：千円)

検査官査定											自己査定										
債務者区分	債権合計・引当処理前				償却・引当すべき額						債務者区分	債権合計・引当処理前				償却・引当すべき額					
	I分類	II分類	III分類	IV分類	計A	I分類	II分類	III分類	IV分類	I分類		II分類	III分類	IV分類	計B	I分類	II分類	III分類	IV分類		
正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	-	正常先 ()			-	-	-	-	-	-	-	
要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要注意先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	要管理先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	破綻懸念先 ()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
実質破綻先 ()							-	-			実質破綻先 ()							-	-		
破綻先 ()							-	-			破綻先 ()							-	-		
合計							-	-			合計							-	-		

[作成要領]

- 1 本表は、貸付金調査表目次①の勘定科目集計表（支所ベース）であり、全所ベースで集計した総括表を作成すること。
- 2 要注意先及び破綻懸念先に係る自己査定欄の各勘定科目及び債権合計並びに償却・引当額の（ ）書きは、特定債務者支援引当金（債権放棄方式）を計上している先を記載する。特定債務者支援引当金（現金贈与方式）分は、検査基準日直近前事業年度末での当連合会の保有債権見合いの引当でないことから、考慮しない（（ ）書きは外書き、合計欄は内書きで合計して差し支えない。）。
- 3 債務者区分欄の（ ）書きは、先数を記載すること。
- 4 債権合計の表について、債務者区分の（ ）書きは4勘定の単純合計数にならないことに留意すること。

No. _____

[前回分類]
科目 与信残高 分類記号 分類額

融資シェア _____ %
(主力、準主力、その他)

担当部署 (支所) _____
作成責任者: _____

主力行 _____ 銀行 _____ %、準主力行 _____ 銀行 _____ %、その他 _____ 銀行 _____ %、 _____ 銀行 _____ %

(参考様式2)

(1) 貸付金調査表

[抽出区分] _____

[債務者区分] _____

(資格区分: 正、准、員外)

(単位: 千円)

科目	当初貸出 年月日	分類		貸付金残高		期日	利率 (%)	保証人又は商手支払人			使途・ その他
		*1	*2	*1	*2			氏名	続柄・職業	支払場所	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
合計											

[作成要領] *1は自己査定基準日を、*2は第2検査基準日(検査実施日直近前月末日をいう。)を表す。なお、*1と*2を別業とすることは可。

期別貸付金等の残高推移

(単位: 千円)

科目/期別	前回検査時	年3・9月末	年3・9月末	年3・9月末	年3・9月末
共済掛金積立金					
貸付金					

担保(見返、見合を含む)その他の注記

	個別貸倒引当額
	千円

債務者: _____	(代表者): _____
業種: _____	取引開始日 _____
住所: _____	

資産負債調 (単位: 百万円)

科目	年月	月日	増減(△)
現金・預け金			
受取手形			
売掛金			
製品・商品			
原材料・仕掛金			
その他流動資産			
流動資産計			
土地・建物			
機械器具備品等			
建設仮勘定			
投資有価証券			
その他固定資産			
固定資産計			
繰延勘定			
資産総計(A)			
支払手形			
買掛金			
短期借入金			
その他流動負債			
流動負債計			
長期借入金			
引当金			
その他固定負債			
負債総計(B)			
純財産(A-B)			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
(当期純益金)			
売上高			
売上総利益			
営業利益			
経常利益			
税引前当期利益			
当期利益			
固定資産減価償却額			
固定資産減価償却不足累計額			
課税標準			
従業員数			

(担当検査官 _____)

担当部署(支所) _____

作成責任者: _____

(作成部・課_____作成責任者_____)

(2) 債務者の概況等

債務者： _____

1 取引の経過等	
2 債務者の現況（業況及び財務内容等。破綻先であれば、その原因等） [後発事象]	
3 今後の業況等の見通し（赤字、延滞等の解消の見込み） [後発事象]	
4 組合等の今後の取引方針（回収であれば、その方法、貸倒の見込み額等） [後発事象]	
5 債務者区分の判定・変更理由 （1）第1次査定における判定理由	（2）第2次査定以降において債務者区分を変更した場合、その理由

[作成要領] 後発事象欄は、自己査定時以降、変更があったもののみ記載する。

(作成部・課 _____ 作成責任者 _____)

(3) 不動産担保明細

債務者：
(代表者)

(単位: m²、千円)

区分	符号	種類	用途	所在地	面積	単価	評価額	掛目	処分可能 見込額	先 順 位				火災 付保 期限・金額	担保設定		第三者担保 提供者氏名
		土地々目 建物(構造)								抵当権者	設定金額	順位	担保余力		設定金額	順位	
自 己 査 定 時																	
小計																	
後 発 事 象																	
小計																	
合計																	

[作成要領] 「後発事象」欄は、自己査定時以降、変更があったもののみ記載する。

(別添2)

検査結果取りまとめ表様式例
(共済事業を行う協同組合連合会用)

○ 略語とその定義一覧

略語	定義
農協法施行規則	農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）
水協法施行規則	水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）

全国共済〇〇協同組合連合会 検査結果取りまとめ表

(検査基準日 年 月 日)

目 次

- 1 財産運用方法等の適合状況
- 2 債務者区分変更先の債権額上位20先
- 3 償却・引当額の相違額の大きい上位20先
- 4 子会社等の分類額(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額)の相違額の大きい上位20先
- 5 大口与信先の上位20先
- 6 農協法に基づく開示債権(又はリスク管理債権及び債務者区分による開示債権)の縦覧状況
- 7 総資産の自己査定の正確性(年 月末)
- 8 債権の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性(年 月末)
- 9 分類貸付金の状況
 - (1) 科目別内訳
 - (2) 債務者区分別内訳
- 10 分類有価証券の内訳
- 11 分類固定資産の内訳
- 12 利源計算検討表(前年度)
 - (1) 利源収支修正の明細
 - (2) 利源別損益の処理
- 13 平均利回りと財務諸比率(年度)

(注) 計数処理の留意事項

- (1) 端数整理については、原則として金額は単位未満を切り捨てます。
また、諸比率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入してください。ただし、自己査定結果に関する比率のうち、引当実績率は小数点以下第3位を四捨五入して、少数点以下第2位まで記入してください。
- (2) 単位未満の計数がある場合には「0」、皆無又は当該計数がない場合は「-」と表示してください。
- (3) 表中の合計欄については、端数調整せず、そのまま切り捨ててください。

[全国共済農業協同組合連合会用]

1 - (A) 財産運用方法等の適合状況 (年 月 月現在)

1 農協法施行規則第43条第2項

(単位：百万円)

運用種類	運用額 a	運用限度額 b	運用限度超過額 a - b	摘要
(一) 株式の取得 2/10 以下				
(二) 不動産の取得 2/10 以下				
(三) 外貨建資産の取得 2/10 以下				
(四) 債券の取得、金銭の貸付け及び有価証券の貸付け（農林水産大臣の指定するものに限る。） 1/10 以下				

2 農協法施行規則第43条第3項・第4項

(1) 10%規制（第3項）対象資産残高

(単位：百万円)

先名	第3項第1号に掲げるもの			第3項第2号に掲げるもの		第3項第3号に掲げるもの
	社債の取得	株式の取得	金銭の貸付け (社債又は株式を担保とするものに限る。)	金銭の貸付け (コールローン等を除く。)	有価証券の貸付け	貯金又は預金

第3項第4号に掲げるもの	全対象資産計
金銭の貸付け (同一人が保証するものに限る。)	
(A)	

(2) 3%規制（第4項）対象資産残高

(単位：百万円)

先名	第3項第2号に掲げるもの		合計
	金銭の貸付け (コールローン等を除く。)	有価証券の貸付け	
			(B)

(3) 財産の総額、運用財産総額、構成比 (単位：百万円、%)

財産の総額（特別勘定を除く。）	合計額 (C)	構成比	
		A (A) / (C)	B (B) / (C)

[作成要領]

1 「2 農協法施行規則第43条第3項・第4項」表中の「社債」欄は、短期社債等を除く。また、「貯金又は預金」欄は、当座貯金及び普通貯金又は当座預金及び普通預金を除く。

2 特認がある場合は、「運用限度額欄 b」欄に当該特認額を記載し、その下に () を付して本則額を記載する。

[全国共済水産業協同組合連合会用]

1-(B) 財産運用方法等の適合状況 (年 月 月現在)

1 水協法施行規則第70条第2項

(単位：百万円)

運用種類	運用額 a	運用限度額 b	運用限度超過額 a - b	摘要
(一) 株式の取得 2/10 以下				
(二) 不動産の取得 1/10 以下				
(三) 外貨建資産の取得 2/10 以下				
(四) 債券の取得、金銭の貸付け及び有価証券の貸付け（農林水産大臣の指定するものに限る。） 1/10 以下				

2 水協法施行規則第70条第3項（10%規制対象資産残高）

(単位：百万円)

先名	第3項第1号に掲げるもの			第3項第2号に掲げるもの		第3項第3号に掲げるもの	対象資産合計
	社債の取得	株式の取得	金銭の貸付け (社債又は株式を担保とするものに限る。)	金銭の貸付け (共済契約に基づく貸付けを除く。)	有価証券の貸付け	貯金又は預金	

[作成要領]

- 「2 水協法施行規則第70条第3項（10%規制対象資産残高）」表中の「社債」欄は、短期社債等を除く。また、「貯金又は預金」欄は、当座貯金及び普通貯金又は当座預金及び普通預金を除く。
- 特認がある場合は、「運用限度額欄 b」欄に当該特認額を記載し、その下に () を付して本則額を記載する。

2 債務者区分変更先の債権額上位20先

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定		
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	

[作成要領]

要注先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を()書きで記載する。

3 償却・引当額の相違額の大きい上位20先

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額		
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額	自己査定	検査官査定	相違額
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				

[作成要領]

- 1 自己査定と検査官査定で、償却・引当額が相違した先で相違額でみた上位20先につき記載する。
- 2 償却・引当額には一般貸倒引当金を含まない。
- 3 要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を()書きで記載する。

4 子会社等の分類額（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額）の相違額の大きい上位20先

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定		
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	
			I			I	
			II			II	
			III			III	
			IV			IV	

[作成要領]

要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を（ ）書きで記載する。

5 大口与信先の上位20先

(単位：千円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額	
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額	自己査定	検査官査定
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			
			I			I			
			II			II			
			III			III			
			IV			IV			

[作成要領]

- 1 債権額でみた上位20先につき記載する（非抽出先も含む）。
- 2 要注意先のうち、要管理先として管理しているものがある場合には、「債務者区分」欄にその旨を（ ）書きで記載する。
- 3 「償却・引当額」欄には、一般貸倒引当金を含まない。

[全国共済農業協同組合連合会用]

6 農協法に基づく開示債権の縦覧状況

(1) 農協法施行規則第204条第1項第2号へ(2)関係

① 縦覧状況

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
三 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

[作成要領] 債権額は、ディスクロベースで、直接償却額控除後の額を記入する。

② 検査官検証結果

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
三 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

③ 差額 (① - ②)

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
三 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

[全国共済水産業協同組合連合会用]

6 リスク管理債権及び債務者区分による開示債権の縦覧状況

(1) 水協法施行規則第207条第1項第6号口関係

① 縦覧状況

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破 綻 先 債 権	
延 滞 債 権	
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

[作成要領] 債権額は、ディスクロベースで、直接償却額控除後の額を記入する。

② 検査官検証結果

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破 綻 先 債 権	
延 滞 債 権	
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

③ 差額 (① - ②)

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破 綻 先 債 権	
延 滞 債 権	
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	
貸 付 条 件 緩 和 債 権	
合 計	

(2) 水協法施行規則第207条第1項第6号ハ関係

① 縦覧状況

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
要 管 理 債 権	
正 常 債 権	
合 計	

[作成要領] 債権額は、ディスクロベースで、直接償却額控除後の額を記入する。

② 検査官検証結果

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
要 管 理 債 権	
正 常 債 権	
合 計	

③ 差額 (① - ②)

(単位：百万円)

区 分	前 年 度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
要 管 理 債 権	
正 常 債 権	
合 計	

7 総資産の自己査定 of 正確性 (年 月末)

(1) 総資産の検査官査定結果 (検査官査定に基づく償却・引当処理実施前) (単位: 千円)

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		II	III	IV	計
金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
貸 付 金					
運 用 不 動 産					
業務用固定資産					
未収再保険勘定					
そ の 他 資 産					
うち与信関連未収利息					
うち与信関連仮払金					
そ の 他 の 資 産					
貸 倒 引 当 金 (▲)		/			
うち一般貸倒引当金(▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

(2) 総資産の自己査定結果 (自己査定に基づく償却・引当処理後) (単位: 千円)

資 産	帳簿額	分 類 状 況			
		II	III	IV	計
金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
貸 付 金					
運 用 不 動 産					
業務用固定資産					
未収再保険勘定					
そ の 他 資 産					
うち与信関連未収利息					
うち与信関連仮払金					
そ の 他 の 資 産					
貸 倒 引 当 金 (▲)		/			
うち一般貸倒引当金(▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

(3) 検査官査定結果と自己査定結果の相違額 (1) - (2)

(単位：千円)

資 産	分 類 状 況				帳簿額
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計	
金 銭 債 権					
有 価 証 券					
うち貸付有価証券					
貸 付 金					
運 用 不 動 産					
業 務 用 固 定 資 産					
未 収 再 保 険 勘 定					
そ の 他 資 産					
うち与信関連未収利息					
うち与信関連仮払金					
そ の 他 の 資 産					
貸 倒 引 当 金 (▲)	/				
うち一般貸倒引当金(▲)					
その他の引当金 (▲)					
資 産 合 計					
債 権 合 計					

[作成要領]

- 表示されている資産科目以外に分類した科目があった場合には、当該科目を追加して記載する。
- なお、検査官が自己査定のチェックを行っていないものについては、連合会の自己査定額を追認し、その額をそのまま記載する。
- 資産控除されない特定債務者支援引当金繰入額（債権放棄方式）については、分類状況においてⅠ分類としてカウントする。
- 「資産合計」欄は、各引当金を控除する。
- 「(1) 総資産の検査官査定結果（検査官査定に基づく償却・引当処理実施前）」は、「(2) 総資産の自己査定結果（自己査定に基づく償却・引当処理後）」に、検査官査定結果と自己査定結果との相違額を加減して記載する。
- 「(2) 総資産の自己査定結果」の「債権合計」の「分類状況」欄は、連合会の自己査定の償却・引当後の金額であるが、個別貸倒引当金及び償却額を控除し、一般貸倒引当金は控除しない。
- 「(3) 検査官査定結果と自己査定結果の相違額 (1) - (2)」の「債権合計Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、「8. 債権の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性」の「③差額 (①-②)」の「合計（検査官査定による分類増減額）Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類」と一致する。
- 「帳簿額」欄は、業務報告書数値と一致する。

8 債権の自己査定の正確性及び償却・引当の適切性 (年 月末)

① 検査官査定

(単位:百万円)

債務者区分	償却・引当処理前					償却・引当すべき額				
	債権計	I分類	II分類	III分類	IV分類	計	I分類	II分類	III分類	IV分類
正常先	『i'』 ()	()	-	-	-	『h'』 ()	()	-	-	-
要注意先	『k'』 ()	()	()	-	-	『j'』 ()	()	()	-	-
うちその他	『o'』 ()	()	()	-	-	『n'』 ()	()	()	-	-
うち要管理先	『m'』 ()	()	()	-	-	『l'』 ()	()	()	-	-
破綻懸念先	()	()	()	『q'』 ()	-	()	-	-	『p'』 ()	-
実質破綻先	()	()	()	『t'』 ()	『u'』 ()	()	-	-	『r'』 ()	『s'』 ()
破綻先	()	()	()	『x'』 ()	『y'』 ()	()	-	-	『v'』 ()	『w'』 ()
合計						『e』				

② 自己査定

(単位:百万円)

債務者区分	償却・引当処理前					償却・引当額				
	債権計	I分類	II分類	III分類	IV分類	計	I分類	II分類	III分類	IV分類
正常先	『i』 ()	()	-	-	-	『h』 ()	()	-	-	-
要注意先	『k』 ()	()	()	-	-	『j』 ()	()	()	-	-
うちその他	『o』 ()	()	()	-	-	『n』 ()	()	()	-	-
うち要管理先	『m』 ()	()	()	-	-	『l』 ()	()	()	-	-
破綻懸念先	()	()	()	『q』 ()	-	()	-	-	『p』 ()	-
実質破綻先	()	()	()	『t』 ()	『u』 ()	()	-	-	『r』 ()	『s』 ()
破綻先	()	()	()	『x』 ()	『y』 ()	()	-	-	『v』 ()	『w』 ()
合計						『f』				

③ 差額 (①-②)

(単位:百万円)

債務者区分	償却・引当後 債権残高	検査官査定による分類増減額				要追加償却・引当額				
		I分類	II分類	III分類	IV分類	計	I分類	II分類	III分類	IV分類
正常先	()	()	-	-	-	()	()	-	-	-
要注意先	()	()	()	-	-	()	()	()	-	-
うちその他	()	()	()	-	-	()	()	()	-	-
うち要管理先	()	()	()	-	-	()	()	()	-	-
破綻懸念先	()	()	()	()	-	()	-	-	()	-
実質破綻先	()	()	()	()	()	()	-	-	()	()
破綻先	()	()	()	()	()	()	-	-	()	()
合計	『a』		『b』	『c』	『d』	『g』				

償却・引当後債権残高 (非区分債権分)

百万円

(作成要領)

- 1 本表は、全債権ベースを記載する。
- 2 カッコ書きには、それぞれプロジェクト・ファイナンスに係る債権額、分類額及び償却・引当額を内書きで記載する。
- 3 償却・引当処理前とは、個別貸倒引当金 (部分直接償却を含む。) 引当前の計数を記載する。したがって、直接償却、債権売却等による期中の不良債権処理については考慮しない (控除した額を記載する) ものとする。
- 4 償却・引当すべき額、償却・引当額及び要追加償却・引当額については特定海外債権引当勘定を含む。
- 5 償却・引当後債権残高には一般貸倒引当金は控除しない。
- 6 償却・引当後債権残高の合計には、非区分債権分も加算する。

『

(一般貸倒引当金の状況)

(単位:百万円)

検査官査定引当すべき額 a	自己査定引当額 b	要追加引当額 a - b

』

④ 分析結果

ア 自己査定と検査官査定の比較

(単位：件、%)

検査官査定件数 a	検査官査定と自己査定が相違した件数		検査官査定と自己査定の不一致割合	
	b	うち債務者区分が相違するもの c	b/a	うち債務者区分が相違するもの c/b

『

(査定にかかる抽出の状況)

(単位：件、百万円、%)

	当連合会全体	当連合会の自己査定実施分	自己査定実施率
	a	b	$b/a \times 100$
債務者等数			
債権残高			

検査官査定実施分	抽出率
c	$c/a \times 100$

『作成要領』 cは上記④ア表中のaの債務者等数である。

』

イ 自己査定の正確性

(単位：%)

	II	III	IV	II～IV合計
3 差額/債権残高	$[(b)/(a)*100]$	$[(c)/(a)*100]$	$[(d)/(a)*100]$	$[(b) \sim (d)/(a)*100]$

・ 貸付金分類額の増加率

(単位：千円、%)

自己査定 (a)	検査官査定 (b)	かい離額 (c) = (b) - (a)	増加率 (c) / (a)

『(a)及び(b)は、「10 総資産の自己査定の正確性」の貸付金の分類状況計を記入する。』

ウ 償却・引当の適切性

(単位：千円、%)

債権残高	要追加償却・引当額	不足率
『(a)』	『(g)』	$[(g)/(a)*100]$

・ 償却・引当額の増加率

(単位：千円、%)

自己査定 (a)	検査官査定 (b)	かい離額 (c) = (b) - (a)	増加率 (c) / (a)

エ 一般貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
正常先	$[(h)/(i)*100]$	$[(h')/(i')*100]$
要注意先	$[(j)/(k)*100]$	$[(j')/(k')*100]$
うちその他要注意	$[(n)/(o)*100]$	$[(n')/(o')*100]$
うち要管理先	$[(l)/(m)*100]$	$[(l')/(m')*100]$

オ 破綻懸念先Ⅲ分類の個別貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
実績率	$[(p)/(q)*100]$	$[(p')/(q')*100]$

カ 実質破綻先Ⅲ、Ⅳ分類の償却・個別貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
実績率	$[(r)+(s)/((t)+(u))*100]$	$[(r')+(s'))/((t')+(u'))*100]$

キ 破綻先Ⅲ、Ⅳ分類の償却・個別貸倒引当実績率

(単位：%)

	自己査定	検査官査定
実績率	$[(v)+(w)/((x)+(y))*100]$	$[(v')+(w'))/((x')+(y'))*100]$

9 分類貸付金の状況

(1) 科目別内訳

① 検査官査定結果 (年 月末)

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
〇〇〇〇貸付金					
〇〇〇〇貸付金					
：					
合 計					

② 自己査定結果

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
〇〇〇〇貸付金					
〇〇〇〇貸付金					
：					
合 計					

③ 検査官査定結果と自己査定結果の差 (①-②)

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
〇〇〇〇貸付金					
〇〇〇〇貸付金					
：					
合 計					

[作成要領] 償却・引当処理後ベースで記載する。

(2) 債務者区分別内訳

① 検査官査定結果 (年 月末)

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
要注意先債権					
破綻懸念先債権					
実質破綻先債権					
破綻先債権					
合 計					

② 自己査定結果

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
要注意先債権					
破綻懸念先債権					
実質破綻先債権					
破綻先債権					
合 計					

③ 検査官査定結果と自己査定結果の差 (①-②)

(単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
要注意先債権					
破綻懸念先債権					
実質破綻先債権					
破綻先債権					
合 計					

[作成要領] 償却・引当処理後ベースで記載する。

10 分類有価証券の内訳

① 検査官査定結果 (年 月末) (単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
金融債					
政府保証債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
合計					

② 自己査定結果 (単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
金融債					
政府保証債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
合計					

③ 検査官査定結果と自己査定結果の差 (①-②) (単位：千円)

項 目	帳簿額	分 類 状 況			
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計
国債					
地方債					
金融債					
政府保証債					
短期社債					
社債					
外国証券					
株式					
合計					

[作成要領]

- 1 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 2 「科目」欄は、必要に応じて欄を追加、又は削除する。

11 分類固定資産の内訳

① 検査官査定結果

(単位：千円)

項目	帳簿額 A	分類状況			評価額 B	差 B - A
		Ⅱ分類	Ⅳ分類	計		
運用	建物					
	構築物					
	その他運用動産					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
業務用	建物					
	構築物					
	機械装置					
	車両運搬具					
	器具備品					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
合計						

② 自己査定結果

(単位：千円)

項目	帳簿額 A	分類状況			評価額 B	差 B - A
		Ⅱ分類	Ⅳ分類	計		
運用	建物					
	構築物					
	その他運用動産					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
業務用	建物					
	構築物					
	機械装置					
	車両運搬具					
	器具備品					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
合計						

③ 検査官査定結果と自己査定結果の差 (①-②)

(単位：千円)

項目	帳簿額 A	分類状況			評価額 B	差 B - A
		Ⅱ分類	Ⅳ分類	計		
運用	建物					
	構築物					
	その他運用動産					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
	小計					
業務用	建物					
	構築物					
	機械装置					
	車両運搬具					
	器具備品					
	土地					
	建物仮勘定					
	無形固定資産					
小計						
合計						

[作成要領]

- 1 償却・引当処理後ベースで記載する。
- 2 「項目」欄は、必要に応じて欄を追加、又は削除する。

(2) 利源別損益の処理

(単位：円)

事業種類	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
	損益処理		連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	差 額
事業種類	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
	損益処理		連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	差 額
	収 支 残 高												
	部門外勘定からの配賦額												
	特別増加額等繰入												
	価格変動準備金繰入												
	異常危険準備金繰入												
	税金配賦額												
	粗 差 益												
	利 源 振 替												
	特別危険積立金取崩額												
	利 源 間 補 填 額												
	割戻準備金からの補填額												
	差 額												
	処理内訳												
割戻準備金入	非課税分 (維持費差額)												
	有税分												
事業剰余													
事業種類	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
損益処理		連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	差 額	
収 支 残 高													
部門外勘定からの配賦額													
特別増加額等繰入													
価格変動準備金繰入													
異常危険準備金繰入													
税金配賦額													
粗 差 益													
利 源 振 替													
特別危険積立金取崩額													
利 源 間 補 填 額													
割戻準備金からの補填額													
差 額													
処理内訳													
割戻準備金入	非課税分 (維持費差額)												
	有税分												
事業剰余													
事業種類	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
損益処理		連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	差 額	
収 支 残 高													
部門外勘定からの配賦額													
特別増加額等繰入													
価格変動準備金繰入													
異常危険準備金繰入													
税金配賦額													
粗 差 益													
利 源 振 替													
特別危険積立金取崩額													
利 源 間 補 填 額													
割戻準備金からの補填額													
差 額													
処理内訳													
割戻準備金入	非課税分 (維持費差額)												
	有税分												
事業剰余													
事業種類	利源区分		費差・解約差		利 差		危 険 差		利源対象外		合 計		
損益処理		連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	連合会計 上処理	検査官認定 額と処理	差 額	
収 支 残 高													
部門外勘定からの配賦額													
特別増加額等繰入													
価格変動準備金繰入													
異常危険準備金繰入													
税金配賦額													
粗 差 益													
利 源 振 替													
特別危険積立金取崩額													
利 源 間 補 填 額													
割戻準備金からの補填額													
差 額													
処理内訳													
割戻準備金入	非課税分 (維持費差額)												
	有税分												
事業剰余													

[作成要領]

- 1 事業剰余は、特別危険積立金取崩額を除く。
- 2 「利源区分」又は「損益処理」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

1.3 平均利回りと財務諸比率（ 年度 ）

(単位：%)

区 分	項 目	連合会計算率	検査官認定
1 自己資本の基準	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産} + \text{外部出資}}$		
2 固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}}$		
3 運用資産 平均残高構成率	(イ) 運用資産		
	(ロ) 預 金		
	(ハ) コールローン		
	(ニ) 金銭の信託		
	(ホ) 金 銭 債 権		
	(ヘ) 有 価 証 券		
	(ト) 貸 付 金		
	(チ) 運用不動産		
4 平均利回り	(イ) 総 資 産		
	(ロ) 運用資産Ⅰ		
	(ハ) 運用資産Ⅱ		
	(ニ) 運用資産Ⅲ		
	(ホ) 預 金		
	(ヘ) コールローン		
	(ト) 金銭の信託		
	(チ) 金 銭 債 権		
	(リ) 有 価 証 券		
	(ヌ) 貸 付 金		
(ル) 運用不動産			

1 1及び2の項目欄の自己資本の計算基礎については、農協法施行令第29条又は水協法施行令第19条を参照。

2 4の(ロ)、(ハ)、(ニ)は、以下の算式による。

- (1) (ロ)の運用資産Ⅰは 「 $\frac{\text{財産運用損益}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$ 」
- (2) (ハ)の運用資産Ⅱは 「 $\frac{\text{利息配当収入}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$ 」
- (3) (ニ)の運用資産Ⅲは 「 $\frac{\text{財産運用損益} - \text{利息配当収入}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100$ 」

(別添3)

検査結果取りまとめ表参考資料様式例
(共済事業を行う協同組合連合会用)

全国共済〇〇協同組合連合会 検査結果取りまとめ表参考資料

(検査基準日 年 月 日)

目 次

- 1 指摘事項に対する被検査連合会の事実認識
- 2 被検査連合会と検査官との考え方の相違点
- 3 資産査定において、被検査連合会と検査官の意見の一致をみなかった
債務者に係る査定状況
- 4 有価証券等の状況（ 年 月末、償却後）
- 5 子会社等の状況
- 6 支払余力比率の算出明細表
- 7 要追加償却・引当額内訳等
- 8 貸付金等検証結果特記メモ

(注) 計数処理の留意事項

(1) 端数整理については、原則として金額は単位未満を切り捨てます。

また、諸比率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記入してください。ただし、自己査定結果に関する比率のうち、引当実績率は小数点以下第3位を四捨五入して、少数点以下第2位まで記入してください。

(2) 単位未満の計数がある場合には「0」、皆無又は当該計数がない場合は「-」と表示してください。

(3) 表中の合計欄については、端数調整せず、そのまま切り捨ててください。

1 指摘事項に対する被検査連合会の事実認識

協同組合等検査基本要綱別記様式 2 - 1 の別紙 2 (確認書) を添付する。

2 被検査連合会と検査官との考え方の相違点

項 目	被検査連合会の考え方	検査官の考え方
I 内部管理態勢		
II 法令等遵守態勢		
III 共済契約推進 管理態勢		
IV 利用者保護等 管理態勢		
V 財務の健全性・ 共済計理に関する 管理態勢		

<次葉へ続く>

<続き>

項 目	被検査連合会の考え方	検査官の考え方
VI 仕組開発管理 態勢		
VII 共済引受リスク 管理態勢		
VIII 資産運用リスク 管理態勢		
IX 信用リスク管理 態勢		
イ 自己査定基準		
ロ 償却・引当基準		

<次葉へ続く>

<続き>

項 目	被検査連合会の考え方	検査官の考え方
ハ 債務者区分		
ニ 分類金額		
ホ その他		
X オペレーショナル リスク管理態勢		

[作成要領] 検査終了時において検査官指摘と連合会の見解が一致をみなかったものについて記載する。
なお、本表は、「意見申出制度」に係る審理資料になるので、留意すること。

3 資産査定において、被検査連合会と検査官の意見の一致をみなかった債務者に係る査定状況

(単位：百万円)

債務者名 (業種)	債権額	自己査定			検査官査定			償却・引当額		相違理由
		債務者区分	分類	金額	債務者区分	分類	金額	自己査定	検査官査定	
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				
			I			I				
			II			II				
			III			III				
			IV			IV				

[作成要領] 「2 被検査連合会と検査官との考え方の相違点」の別紙資料であり、意見相違のままとなってる先すべてについて記載する。

なお、本表は、「意見申出制度」に係る審理資料となるので、留意すること。

4 有価証券等の状況(年 月末、償却後)

(1) 有価証券

(単位:百万円)

区 分		売 買 目 的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	合 計
国 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
地 方 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
政 府 保 証 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
金 融 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
社 債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち短期社債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち公社公団債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち金融機関債	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち事業債	未 残					
	評価益					
	評価損					
新株予約権付社債	未 残					
	評価益					
	評価損					
株 式	未 残					
	評価益					
	評価損					
うち上場株式	未 残					
	評価益					
	評価損					
外 国 証 券	未 残					
	評価益					
	評価損					
その他の証券	未 残					
	評価益					
	評価損					
小 計	未 残					
	評価益					
	評価損					
貸付有価証券	未 残					
	評価益					
	評価損					
有価証券計	未 残					
	評価益					
	評価損					

【作成要領】

- 1 「未残」には、期末の時価評価後の帳簿価額を記載する。
- 2 売買目的有価証券については、当期損益に含まれた「評価損益」を記載する。
- 3 「その他目的」の有価証券については、全部資本直入法、部分資本直入法の採用に関係なく本表に記載する。
- 4 満期保有目的、子会社・関連会社株式についても、時価のあるものは、評価損益を記載する。
- 5 「市場価格のない株式等」は、取得原価で記載する。
- 6 「科目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除すること。

(2) 金銭の信託

(単位:百万円)

区 分		売 買 目 的	満期保有目的	子会社・関連会社	その他目的	合 計
特定金銭信託	未 残					
	評価益					
	評価損					
金 外 信	未 残					
	評価益					
	評価損					
合 計	未 残					
	評価益					
	評価損					

5 子会社等の状況

(単位：百万円)

子会社、関連会社名	業種	決算月	支配関係	総資産	資産査定結果（自己査定）			資産査定結果（行政庁検査）			純資産勘定	グループからの 資金調達残高 (うち連合会)	グループからの 債務保証残高 (うち連合会)
					Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ			
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	
											()	()	

[作成要領]

- 1 本表は、子会社等の資産につき行政庁検査による検証を行った先について、記載する。
- 2 支配関係は、子会社、子法人等及び関連法人等の別を記載し、行政庁検査において新たに連結対象先として査定を行った先については、◎を付する。
- 3 「総資産」及び「純資産勘定」欄は直近決算ベースで記載すること（ただし、被検査系統金融機関と決算期が3か月超ずれている場合は、仮決算ベースで記載する。）。
- 4 「資産査定結果」欄は、直近決算における償却・引当後の総資産ベースで記載する。

6-(A) 支払余力比率の算出明細表

(1) 総括表

(単位：百万円、%)

	前々年度末	前年度末
(1) 支払余力の総額 $(= ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)$		
① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。)		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)の90%(負債の場合は100%)		
⑥ 土地の含み損益の85%(負債の場合は100%)		
⑦ 上記に準ずるものの額 $(= (a) + (b) + (c) + (d) - (e))$		
(a) 共済掛金積立金等余剰部分		
(b) 契約者割戻準備金未割当部分		
(c) 税効果相当額 $(=イ-ロ)$		
イ) 税効果相当額		
ロ) 税効果相当額の不算入額(-)		
(d) 負債性資本調達手段等 $(=イ+ロ)$		
イ) 負債性資本調達手段		
特定負債性資本調達手段		
ロ) 期限付劣後債務		
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-)		
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-) $(= (a) + (b))$		
(a) 繰延税金資産の不算入額(-)		
(b) 控除項目(-)		
(2) リスクの合計額 $(= [(R_1)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_2 + R_5)$		
R ₁ 一般共済リスク相当額		
R ₂ 巨大災害リスク相当額		
R ₃ 予定利率リスク相当額		
R ₄ 財産運用リスク相当額 $(= ①+②+③+④+⑤+⑥)$		
① 価格変動等リスク等相当額		
② 信用リスク相当額		
③ 子会社等リスク相当額		
④ デリバティブ取引リスク相当額		
⑤ 信用スプレッドリスク相当額		
⑥ 上記に準ずるものの額 $(= (a) + (b))$		
(a) 再保険リスク相当額		
(b) 再保険回収リスク相当額		
R ₅ 経営管理リスク相当額		
(3) 支払余力比率 $(= (1) / ((2) \times 1/2))$		

(参考) 実質資産負債差額

(単位：百万円)

	前々年度末	前年度末
(1) 資産の部に計上されるべき金額の合計額 $(=①+②+③+④-⑤)$		
① 貸借対照表の資産の部合計		
② 有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額		
③ 動産不動産含み損益		
④ 上記以外の資産の含み損益		
⑤ その他有価証券に係る繰延税金資産		
(2) 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 $(=①-②-③-④-⑤-⑥)$		
① 貸借対照表の負債の部合計		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 共済掛金積立金等余剰部分		

	⑤ 契約者割戻準備金未割当部分		
	⑥ その他有価証券に係る繰延税金負債		
(3)	実質資産負債差額	(= (1) - (2))	

(2) 支払余力総額の内訳

①純資産の部合計

(単位：百万円)

	金額
貸借対照表の純資産の部の合計額	(a)
剰余金の処分として支出する金額	(b)
その他有価証券評価差額金	(c)
純資産の部の合計	(a) - (b) - (c)

②その他有価証券の評価差額金 (税効果控除前)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	帳簿価額	評価差額
国内株式	()	()	()
公社債	()	()	()
国債	()	()	()
地方債	()	()	()
政府保証債	()	()	()
金融債	()	()	()
短期社債	()	()	()
社債	()	()	()
外国証券	()	()	()
外国債券	()	()	()
外国株式	()	()	()
その他の外国証券	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	(a)
		係数 (b) 90%	(マイナスの場合 100%)
その他有価証券評価差額金	(a) × (b)		

(備考) () 内には「時価があるもの」について記入すること。

③土地の含み益

(単位：百万円)

	評価額	帳簿価額	含み損益
土地			
借地権等			
合計			(a)
		係数 (b) 85%	(マイナスの場合 100%)
土地の含み損益	(a) × (b)		

④共済掛金積立金等余剰部分

(単位：百万円)

	金額
共済掛金積立金及び未経過共済掛金の合計額	(a)

全期チルメル式により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金の額を加えた額又は共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額	(b)
追加責任準備金	
不算入額（共済計理人が行う確認により積立てが必要とされた額）	(c)
共済掛金積立金等余剰部分	(a) - ((b) + (c))

⑤ 契約者割戻準備金未割当部分 (単位：百万円)

	金額
契約者割戻準備金の額	(a)
契約者割戻金として割り当てた額	(b)
契約者割戻準備金未割当部分	(a) - (b)

⑥ 税効果相当額 (単位：百万円)

	金額
A 剰余金等の額（剰余金の処分として支出する額等を除く。）	
t 法定実効税率	
税効果相当額（調整前）	$A \times t / (1-t)$ (a)
算入限度額（繰延税金資産算入基準額 - 繰延税金資産不算入額）	(b)
税効果相当額不算入額（負値の場合は零）	(a) - (b) (c)
税効果相当額	(a) - (c)

⑦ 負債性資本調達手段等 (単位：百万円)

	金額
負債性資本調達手段	(a)
特定負債性資本調達手段	
期限付劣後債務	(b)
負債性資本調達手段等	(a) + (b)

⑧ 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額 (単位：百万円)

	金額
共済掛金積立金等余剰部分(④)	(A)
負債性資本調達手段等(⑦)（特定負債性資本調達手段の額を除く。）	(B)
中核的支払余力	(a) - (b) (C)
算入限度額（繰延税金資産算入基準額 - 繰延税金資産不算入額）	(a)
共済掛金積立金等余剰部分(④)の(a) - (b)	(b)
共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額（負値の場合は零）	((A) + (B)) - (C)

⑨ 繰延税金資産 (単位：百万円)

	金額
繰延税金資産又は繰延税金負債	(a)
責任準備金に係る額	(b)
異常危険準備金に係る額	
追加責任準備金に係る額	
支払備金（既発生未報告備金）に係る額	(c)
価格変動準備金に係る額	(d)
契約者割戻準備金に係る額	(e)
評価・換算差額等に係る額	(f)
その他（繰延税金資産不算入対象額）	(a) - ((b)+(c)+(d)+(e)+(f)) (A)
繰延税金資産算入基準額	(B)
純資産の部の合計（剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。）	
価格変動準備金	
異常危険準備金	
その他有価証券評価差額金（税効果控除前）（負値の場合のみ）	
共済掛金積立金等余剰部分(④)の(a) - (b)	
契約者割戻準備金未割当部分	
控除額	(B) × 20% (C)
繰延税金資産不算入額（負値の場合は零）	(A) - (C)

(3) 一般共済リスク

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象	リスク対象金額 (a)	リスク係数 (b)	リスク相当額 (a)×(b)
普通死亡リスク	危険共済金額		0.060%	A
災害死亡リスク	災害死亡共済金額		0.006%	B
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額		1.000%	C
災害入院リスク	災害入院共済金額×平均予定給付日数		0.300%	D
疾病入院リスク	疾病入院共済金額×平均予定給付日数		0.750%	E

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象		リスク対象金額 (a)、(b)のいずれ か大きい方の額 (c)	リスク係数 (d)	リスク相当額 (c)×(d)
	正味経過危険共済掛金 (a)	正味支払共済金額 (b)			
火災リスク				33.000%	F
自動車リスク				22.000%	G
傷害リスク				33.000%	H
その他リスク (生命)				34.000%	I
その他リスク (損害)				41.000%	J

(単位：百万円)

一般共済リスク相当額 $\left\{ \left[\left((A+B)^2 + C^2 \right)^{1/2} + D+E+H+I \right]^2 + F^2 + G^2 + J^2 \right\}^{1/2}$	R ₁
---	----------------

(4) 巨大災害リスク

(単位：百万円)

共済の種類	地震災害による推定支払共済金額	風水害による推定支払共済金額
建物更生共済		
火災共済		
団体建物火災共済		
建物短期再共済 (建物火災共済)		
建物短期再共済 (建物総合共済)		
農機具損害共済		
農機具更新共済		
自動車共済		
推定支払共済金額合計	A	

再保険回収予想額	B	
----------	---	--

推定支払共済金額－再保険回収予想額	A－B (a)	(b)
-------------------	---------	-----

巨大災害リスク相当額 (a)、(b)のいずれか大きい方の額	R ₂
-----------------------------------	----------------

(6) 財産運用リスク

① 価格変動等リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額 (a)	デリバティブ取引によってリスクヘッジを行っている場合の当該デリバティブ取引高(b)	リスク対象資産相当額 (c) (a)-(b)	リスク係数 (d) $\delta_i(\delta_j)$	リスク相当額 (e) $((a)-(b)) \times (d)$
国内株式				20%	
外国株式				10%	
邦貨建債券（責任準備金対応債権以外）				2%	
邦貨建債券（責任準備金対応債権）				1%	
外貨建債券・外貨建貸付金等				1%	
不動産（国内土地）				10%	
為替リスクを含むもの				10%	
計					(e)

分散投資効果係数の分母

リスク対象資産	(A) (リスク対象資産相当額(c))	(B) (リスク対象資産相当額の合計額)	構成割合(C) (A)/(B) $X_i(X_j)$	(D) (リスク係数(d)) $\delta_i(\delta_j)$	分母(E) (C) × (D)
国内株式		/	%	20%	
外国株式			%	10%	
邦貨建債券			%	2%又は1%	
外貨建債券・外貨建貸付金等			%	1%	
不動産			%	10%	
為替リスクを含むもの			%	10%	
計					

分散投資効果係数の分子

$X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}$	リスク対象資産 j						$X_i \times \delta_i$
	国内株式	外国株式	邦貨建債券	外貨建債券・外貨建貸付金等	不動産	為替リスクを含むもの	
国内株式							
外国株式							
邦貨建債券							
外貨建債券・外貨建貸付金等							
不動産							
為替リスクを含むもの							
$X_i \times \delta_i$							② ()

(注) () には、分散投資効果係数の分子の値を記入する。

相関係数

ρ_{ij}	リスク対象資産 j					
	国内株式	外国株式	邦貨建債券	外貨建債券・外貨建貸付金等	不動産	為替リスクを含むもの
国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00
外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00
邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	0.00
外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	0.00
不動産	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00
為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

価格変動等リスク相当額

分散投資効果係数	$1 - (②/①)$	③
分散投資効果	$(e) \times ③$	④
価格変動等リスク相当額	$(e) - ④$	

② 信用リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
貸付金	ランク 1		0.0%
	ランク 2		1.0%

	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
債券	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
預貯金	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		4.0%	
	ランク 4		30.0%	
証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		1.0%	
	ランク 3		14.0%	
	ランク 4		30.0%	
	商品内容把握不十分		100.0%	
再証券化商品	ランク 1		0.0%	
	ランク 2		2.0%	
	ランク 3		28.0%	
	ランク 4		30.0%	
	商品内容把握不十分		100.0%	
短資取引	ランク 4 を除く		0.1%	
	ランク 4		30.0%	
信用リスク相当額				

③子会社等リスク

(単位：百万円)

法人の業務形態		リスク対象資産		リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
国内会社	金融業務	株式			30.0%	
		貸付金	邦貨建		1.5%	
			外貨建		9.5%	
	非金融業務	株式			20.0%	
		貸付金	邦貨建		1.0%	
			外貨建		9.0%	
海外会社	金融業務	株式			25.0%	
		貸付金	邦貨建		1.5%	
			外貨建		9.5%	
	非金融業務	株式			15.0%	
		貸付金	邦貨建		1.0%	
			外貨建		9.0%	
上記にかかわらず信用リスク		株式			100.0%	
ランク 4 に該当する子会社等		貸付金			30.0%	
子会社等リスク相当額						

④デリバティブ取引リスク

A. 先物取引及びオプション取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類	取引残高(a)		デリバティブ取引によってリスクヘッジを行っている場合の当該デリバティブ取引残高(b)		対象取引残高(c)	リスク係数(d)	リスク相当額(e)	ヘッジ手段として取り扱われなかったデリバティブ取引残高(f)	リスク係数(g)	リスク相当額(h)	リスク相当額計(i)
	先物(買建)	フットオプション(売建)	先物(売建)	フットオプション(買建)							
外国通貨に係る デリバティブ取引						10.0%			10.0%		
株式に係る デリバティブ取引						20.0%			25.0%		
債券に係る デリバティブ取引						2.0%			8.0%		
上記に掲げられていないオプション取引						20.0%					
小 計											①

B スワップ取引等に係るリスク相当額

カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

取引の種類	想定元本	与信相当額	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引				
(1) 異種通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2) 為替先渡取引 (FXA)			1.0%	
(3) 先物外国為替取引			1.0%	
(4) 通貨先物取引			1.0%	
(5) 通貨オプションの買い			1.0%	
(6) その他			1.0%	
金利関連取引				
(1) 同一通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2) 金利先渡取引 (FRA)			1.0%	
(3) 金利先物取引			1.0%	
(4) 金利オプションの買い			1.0%	
(5) 債券関連のデリバティブ取引			1.0%	
(6) その他			1.0%	
株式関連取引				
(1) 個別の株式や株価指数に基づく先渡取引			1.0%	
(2) 個別の株式や株価指数に基づくスワップ			1.0%	
(3) 個別の株式や株価指数に基づくオプションの買い			1.0%	
(4) その他			1.0%	
小 計				②

オリジナル・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

取引の種類	想定元本	与信相当額	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引				
(1) 異種通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2) 為替先渡取引 (FXA)			1.0%	
(3) 先物外国為替取引			1.0%	
(4) 通貨先物取引			1.0%	
(5) 通貨オプションの買い			1.0%	
(6) その他			1.0%	
金利関連取引				
(1) 同一通貨間の金利スワップ			1.0%	
(2) 金利先渡取引 (FRA)			1.0%	
(3) 金利先物取引			1.0%	
(4) 金利オプションの買い			1.0%	
(5) 債券関連のデリバティブ取引			1.0%	
(6) その他			1.0%	
株式関連取引				
			1.0%	
小 計				③

デリバティブ取引リスク相当額	(①+②+③)
----------------	---------

⑤信用スプレッドリスク

(単位：百万円)

所在地	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
日本		5.6%	
米国		2.9%	
欧州		2.5%	
その他		5.6%	
合計			

⑥再保険リスク及び再保険回収リスク

A. 再保険リスク

(単位：百万円)

共済の種類	出再未経過共済掛金	正味未経過共済掛金	評価対象額(注1)	リスク係数	リスク相当額
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
(i) 小計					

(単位：百万円)

共済の種類	出再支払備金	正味支払備金	評価対象額(注2)	リスク係数	リスク相当額
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
			(イ)	1%	
			(ロ)	2%	
(ii) 小計					

(単位：百万円)

①再保険リスク相当額 (i + ii)	
---------------------	--

(注1)

それぞれの共済種類について、上段を出再未経過共済掛金又は(正味未経過共済掛金+出再未経過共済掛金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再未経過共済掛金－(正味未経過共済掛金+出再未経過共済掛金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

(注2)

それぞれの共済種類について、上段を出再支払備金又は(正味支払備金+出再支払備金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再支払備金－(正味支払備金+出再支払備金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

B. 再保険回収リスク

(単位：百万円)

	リスク対象金額	リスク係数	再保険回収リスク相当額
未収再保険勘定		1%	

(7) 経営管理リスク

(単位：百万円)

リ ス ク 区 分	金 額
共済リスク相当額 $(R_1 + R_2)$	①
一般共済リスク相当額 (R_1)	
巨大災害リスク相当額 (R_2)	
予定利率リスク相当額 (R_3)	②
財産運用リスク相当額 (R_4)	③
小 計 $①+②+③$	④
リスク係数 2%	⑤
ただし、当期末処理損失を計上している場合は 3%	2%
経営管理リスク相当額 $④ \times ⑤$	R_5

6-(B) 支払余力比率の算出明細表

1 総括表

(単位：百万円、%)

	前々年度末	前年度末
(1) 支払余力の総額 $(= ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)$		
① 純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。)		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券の評価差額金(税効果控除前)の90%(負債の場合は100%)		
⑥ 土地の含み損益の85%(負債の場合は100%)		
⑦ 上記に準ずるものの額 $(= (a) + (b) + (c) + (d) - (e))$		
(a) 共済掛金積立金等余剰部分		
(b) 契約者割戻準備金未割当部分		
(c) 税効果相当額 $(= i - \text{ロ})$		
イ) 税効果相当額		
ロ) 税効果相当額の不算入額(-)		
(d) 負債性資本調達手段等 $(= i + \text{ロ})$		
イ) 負債性資本調達手段		
特定負債性資本調達手段		
ロ) 期限付劣後債務		
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-)		
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-) $(= (a) + (b))$		
(a) 繰延税金資産の不算入額(-)		
(b) 控除項目(-)		
(2) リスクの合計額 $(= [(R_1)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_2 + R_5)$		
R ₁ 一般共済リスク相当額		
R ₂ 巨大災害リスク相当額		
R ₃ 予定利率リスク相当額		
R ₄ 財産運用リスク相当額 $(= ①+②+③+④+⑤+⑥)$		
① 価格変動等リスク相当額		
② 信用リスク相当額		
③ 子会社等リスク相当額		
④ デリバティブ取引リスク相当額		
⑤ 信用スプレッドリスク相当額		
⑥ 上記に準ずるものの額 $(= (a) + (b))$		
(a) 再保険リスク相当額		
(b) 再保険回収リスク相当額		
R ₅ 経営管理リスク相当額		
(3) 支払余力比率 $(= (1) / ((2) \times 1/2))$		

(参考) 実質資産負債差額

(単位：百万円)

	前々年度末	前年度末
(1) 資産の部に計上されるべき金額の合計額 $(=①+②+③+④-⑤)$		
① 貸借対照表の資産の部合計		
② 有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額		
③ 動産不動産含み損益		
④ 上記以外の資産の含み損益		
⑤ その他有価証券に係る繰延税金資産		
(2) 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 $(=①-②-③-④-⑤-⑥)$		
① 貸借対照表の負債の部合計		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 共済掛金積立金等余剰部分		

	⑤ 契約者割戻準備金未割当部分		
	⑥ その他有価証券に係る繰延税金負債		
(3)	実質資産負債差額	(= (1) - (2))	

2 算出明細

(1) 支払余力総額の内訳

①純資産の部の合計(剰余金の処分として支出する金額、評価・換算差額等を除く。)から繰延資産を控除した額 (単位: 百万円)

	金額
貸借対照表の純資産の部の合計額	(a)
剰余金の処分として支出する金額	(b)
評価・換算差額等	(c)
繰延資産	(d)
計	(a) - (b) - (c) - (d)

②その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) (単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	帳簿価額	評価差額
国内株式	()	()	()
公社債	()	()	()
国債	()	()	()
地方債	()	()	()
金融債	()	()	()
特別法人債	()	()	()
短期社債	()	()	()
社債	()	()	()
外国証券	()	()	()
外国債券	()	()	()
外国株式	()	()	()
その他の外国証券	()	()	()
その他	()	()	()
合計	()	()	(a)
		係数 (b)	90%
		(マイナスの場合)	100%
その他有価証券評価差額	(a) × (b)		

(備考) () 内には「時価があるもの」について記入すること。

③土地の含み益 (単位: 百万円)

	評価額	帳簿価額	含み損益
土地			
借地権等			
合計			(a)
		係数 (b)	85%
		(マイナスの場合)	100%
土地の含み損益	(a) × (b)		

(2) 一般共済リスク

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象	リスク対象金額 (a)	リスク係数 (b)	リスク相当額 (a) × (b)
普通死亡リスク	危険共済金額		0.060%	A
災害死亡リスク	災害死亡共済金額		0.006%	B
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額		1.000%	C
災害入院リスク	災害入院共済金日額 × 予定平均給付日数		0.300%	D
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額 × 予定平均給付日数		0.750%	E

(単位：百万円)

リスクの種類	リスク対象		リスク対象金額 (a)、(b)のいずれか 大きい方の額 (c)	リスク係数 (d)	リスク相当額 (c) × (d)
	正味経過危険共済掛金 (a)	正味支払共済金額 (b)			
火災リスク				33.000%	F
傷害リスク				33.000%	G
その他リスク (生命)				34.000%	H
その他リスク (損害)				41.000%	I

(単位：百万円)

一般共済リスク相当額	$\left\{ \left[\left((A+B)^2 + C^2 \right)^{1/2} + D+E+G+H \right]^2 + F^2 + I^2 \right\}^{1/2}$	R ₁
------------	--	----------------

(3) 巨大災害リスク

(単位：百万円)

共済の種類	地震災害による推定支払共済金額	風水害による推定支払共済金額
推定支払共済金額合計	A	

再保険回収予想額	B	
----------	---	--

推定支払共済金額－再保険回収予想額	A－B (a)	(b)
-------------------	---------	-----

巨大災害リスク相当額	(a)、(b)のいずれか大きい方の額	R ₂
------------	--------------------	----------------

(5) 財産運用リスク

①価格変動リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産 の額 (i)	リスクヘッジ効果の額 (ii)		控除後の額 (i) - (ii)	リスク係数	リスク相当額
		先物取引	オプション取引			
国内株式					20%	
外国株式					10%	
邦貨建債券					2%	
外貨建債券、外貨建貸付金等					1%	
不動産 (国内土地)					10%	
為替リスクを含むもの					10%	
計					(a)	
分散投資効果 (-)		分散投資効果係数			(b)	
					(c) = (a) × (b)	
価格変動リスク相当額					(a) - (c)	

②信用リスク

(単位：百万円)

リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
貸付金	ランク 1	0.0%	
	ランク 2	1.0%	
	ランク 3	4.0%	
	ランク 4	30.0%	
債券	ランク 1	0.0%	
	ランク 2	1.0%	
	ランク 3	4.0%	
	ランク 4	30.0%	
預貯金	ランク 1	0.0%	
	ランク 2	1.0%	
	ランク 3	4.0%	
	ランク 4	30.0%	
証券化商品	ランク 1	0.0%	
	ランク 2	1.0%	
	ランク 3	14.0%	
	ランク 4	30.0%	
再証券化商品	ランク 1	0.0%	
	ランク 2	2.0%	
	ランク 3	28.0%	
	ランク 4	30.0%	
短資取引	ランク 4 を除く	0.1%	
	ランク 4	30.0%	
信用リスク相当額			

③子会社等リスク

(単位：百万円)

業務形態	リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
国内会社	金融業務	株式	30.0%	
	非金融業務	株式	20.0%	
海外会社	金融業務	株式	25.0%	
	非金融業務	株式	15.0%	
上記にかかわらず信用リスク ランク4に該当する子会社等	株式		100.0%	
	貸付金		30.0%	
子会社等リスク相当額				

④デリバティブ取引リスク

A 先物取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類		取引残高	ヘッジ取引の額	意図的取引の額	対象取引残高	リスク係数	リスク相当額
外国通貨に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量				10%	
	買建	時価×取引単位×契約数量				10%	
株式に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量				25%	
	買建	時価×取引単位×契約数量				20%	
債券に係る 先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量				8%	
	買建	時価×取引単位×契約数量				2%	
小 計						(a)	

B オプション取引に係るリスク相当額

(単位：百万円)

取引の種類		取引残高	ヘッジ取引の額	意図的取引の額	対象取引残高	リスク係数	リスク相当額
外国通貨に係るオプション取引	ブット売	行使価格×取引単位×契約数量				10%	
株式に係るオプション取引	ブット売	行使価格×取引単位×契約数量				20%	
債券に係るオプション取引	ブット売	行使価格×取引単位×契約数量				2%	
小 計						(b)	

C スワップ取引等に係るリスク相当額

(1) オリジナル・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

取引の種類	原契約期間の区分	想定元本	(与信相当額)	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引	1年以内			2.00%	
	1年超				
金利関連取引	1年以内			0.50%	
	1年超				
法的に有効なネットリング契約下にある 外国為替関連取引	1年以内			1.50%	
	1年超				
法的に有効なネットリング契約下にある 金利関連取引	1年以内			0.35%	
	1年超				
小 計					

[作成要領] 各取引の種類の前原契約期間の区分が1年超の積算内訳となる資料を別途添付すること(任意様式)。

(2) カレント・エクスポージャー方式

(c') = ①、②、③or④

① 再構築コストの金額

② ネット再構築の金額

③ グロスのアドオンの額
(内訳)

取引の種類	原契約期間の区分	想定元本	(与信相当額)	リスク係数	リスク相当額
外国為替関連取引	1年以内			1.00%	
	1年超 5年以内			5.00%	
	5年超			7.50%	
金利関連取引	1年以内			0.00%	
	1年超 5年以内			0.50%	
	5年超			1.50%	
株式関連取引	1年以内			6.00%	
	1年超 5年以内			8.00%	
	5年超			10.00%	
小 計					

④ ネットのアドオンの額

[作成要領]

- 「①再構築コスト」、「②ネット再構築の金額」、「④ネットのアドオンの金額」の積算根拠となる資料を別途添付すること(任意様式)。
また、「③グロスのアドオンの額」の積算内訳となる資料を別途添付すること(任意様式)。
- ①～④の欄は、採用した算出方式のみ記載すること。

デリバティブ取引リスク相当額	(a + b + c + c')
----------------	------------------

⑤信用スプレッドリスク

(単位：百万円)

取引の区分	リスク対象資産の所在地	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
クレジットデフォルト スワップ取引による プロテクションの売却	日本		5.6%	
	米国		2.9%	
	欧州		2.5%	
	その他		5.6%	
信用スプレッドリスク相当額				

⑥再保険リスク及び再保険回収リスク

A 再保険リスク

(単位：百万円)

共済の種類	出再未経過共済掛金	正味未経過共済掛金	評価対象額 (注1)	リスク係数	リスク相当額
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
(i) 小計					

(単位：百万円)

共済の種類	出再支払備金	正味支払備金	評価対象額 (注2)	リスク係数	リスク相当額
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
			(f)	1%	
			(p)	2%	
(ii) 小計					

(単位：百万円)

①再保険リスク相当額 (i + ii)	
---------------------	--

(注1)

それぞれの共済種類について、上段を出再未経過共済掛金又は(正味未経過共済掛金+出再未経過共済掛金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再未経過共済掛金－(正味未経過共済掛金+出再未経過掛金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

(注2)

それぞれの共済種類について、上段を出再支払備金又は(正味支払備金+出再支払備金)×50%のいずれか小さい額、下段を出再支払備金－(正味支払備金+出再支払備金)×50%又は0のいずれか大きい額とする。

B 再保険回収リスク

(単位：百万円)

	リスク対象金額	リスク係数	再保険回収リスク相当額
未収再保険勘定		1%	

(6) 経営管理リスク

(単位：百万円)

リ ス ク 区 分	金 額
共済リスク相当額 $(R_1 + R_2)$	①
一般共済リスク相当額 (R_1)	
巨大災害リスク相当額 (R_2)	
予定利率リスク相当額 (R_3)	②
財産運用リスク相当額 (R_4)	③
小 計 $①+②+③$	④
リスク係数 2%	⑤
ただし、当期末処理損失を計上している場合は 3%	2%
経営管理リスク相当額 $④ \times ⑤$	R_5

7 要追加償却・引当額内訳等

(単位：百万円)

科 目	自己査定	検査官査定	要追加償却・引当額
金銭の信託			
金銭債権			
有価証券			
うち貸付有価証券			
貸付金			
運用不動産			
業務用固定資産			
未収再保険勘定			
その他資産			
うち与信関連仮払金			
うち与信関連未収利息			
その他の資産			
合計			

[作成要領] 「科目」欄は、必要に応じて欄を設けて追加、又は削除する。

8 貸付金等検証結果メモ

(担当検査官：)

連合会名：
担当部課：

主力 ・ 準主力 ・ その他 上場 ・ 非上場

(単位：百万円)

特記等区分	1 作成基準	<input type="checkbox"/> ①新規債務者区分 <input type="checkbox"/> ②新規分類 <input type="checkbox"/> ③大口貸付先 <input type="checkbox"/> ④債務者区分相違 <input type="checkbox"/> ⑤分類金額相違 <input type="checkbox"/> ⑥査定軽減 <input type="checkbox"/> ⑦時点修正漏れ <input type="checkbox"/> ⑧Ⅲ分類未引当 <input type="checkbox"/> ⑨償却・引当不足等 <input type="checkbox"/> ⑩その他
	2 変更事由	<input type="checkbox"/> ①財務分析不足 <input type="checkbox"/> ②債務者実態把握不十分 <input type="checkbox"/> ③自己査定基準不備 <input type="checkbox"/> ④保証能力検討不十分 <input type="checkbox"/> ⑤担保評価不正確 <input type="checkbox"/> ⑥自己査定基準適用誤り <input type="checkbox"/> ⑦事務ミス等 <input type="checkbox"/> ⑧仮基準日以降の未補正 <input type="checkbox"/> ⑨その他

債務者・与信・査定区分等	債務者（業種）：		純財産： 当期：		前期：		前々期：		
	科目	基準日残高	① 検査結果	② 自己査定	相違額等①-②		③前回検査分類		備考・保全等
	総与信								
	債務者区分		正、要、懸、実、破	正、要、懸、実、破				正、要、懸、実、破	

1 取引経緯

2 債務者の概況等

3 融資審査等仕振り上の問題点

4 債務者区分と分類

(1) 自己査定

① 債務者区分の判定根拠（業況、財務内容、返済履行状況、再建見通し等）
：

② 分類額算出根拠（償却過不足、担保評価等を含む）
：

(2) 当局（検査官）査定

① 債務者区分の判定根拠（業況、財務内容、返済履行状況、再建見通し等）
：

② 分類額算出根拠（償却過不足、担保評価等を含む）
：

(3) 問題点：

貸付金等検証結果メモ 作成基準

1 作成上の留意事項

次の事項を必ず織り込んで、特記の内容を簡潔かつ明確に記載する。

- (1) 重要な事実関係及び事実関係の認定
債務者の概況、組合との取引経緯、問題となった貸付金（例：「時点・・・いつの貸付金の問題なのか」）
- (2) 当連合会の取引姿勢
融資取扱、仕振り上の問題点
- (3) 保全措置を含めた分類の根拠、算出方法
- (4) 自己査定を変更したもの
 - ① 当連合会側の分類根拠
 - ② 検査官の判定理由・根拠
 - ・ 自己査定の正確性
 - ・ 自己査定変更の理由
 - ・ 自己査定及び償却・引当の適切性の判断に影響を及ぼす問題点
 - ・ 分類根拠
 - ・ 償却・引当の正確性と算定根拠

2 作成基準

特記を要する貸付金は、分類の有無に関わらず次の事項に該当するものを記載する。

- (1) 審査管理に特に問題があるもの
 - ア 情実的なもの（架空又は他人名義の貸付、新旧役員に対するもので不当なもの、親密企業に対するもの）
 - イ 資金用途の大幅な流用を見逃しているもの
 - ウ 事業計画、資金計画の欠陥又は不明確を見逃しているもの
 - エ 返済財源を流用されているもの
 - オ 返済財源の検討が不十分なもの（財務分析不足）
 - カ 信用調査の疎漏なもの（債務者実態把握不十分）
 - キ 多額の粉飾決算を見逃しているもの
 - ク 保全措置に重大な誤りを犯しているもの（担保の実地調査を怠り処分困難、価値の著しく低い物件を入担しているもの、評価額を著しく嵩上しているもの、登記手続の遅延等：担保評価不正確）
 - ケ 知名人、資産家、紹介者に引きずられ実態把握を怠ったもの
 - コ 政治資金、貸金業者に対するもの
 - サ 決算対策としての利息手形等であるもの
 - シ 子会社等貸付で不当なもの
 - ス 異常な金利、極端な長期貸付、大幅な条件変更をしているもの
 - セ 自己査定基準の不備
 - ソ 自己査定基準の適用誤り
 - タ 保証能力検討不十分
 - チ 重大事象補正漏れ
 - ツ 経営判断によるもの
 - テ 単純事務ミス
 - ト その他
- (2) 法令通達等に抵触するもの
 - ア 金融諸法規に抵触するもの（導入預金、浮貸等）
 - イ その他法令、通達に抵触するもの（大口信用供与規制等）
- (3) 内部規定に違反するもの
 - ア りん議手続及び条件違反のもの
 - イ その他重要な内部規程に違反するもの
- (4) 不祥事件等に関連するもの（トラブル解決資金等）
- (5) 自己査定と検査官査定で債務者区分や分類額が相違したもののうち、
 - ア 債務者区分、分類区分、分類額を変更した先で、分類額が 百万円以上のもの
 - イ 債務者区分等を変更した先で、分類額の乖離が 百万円以上のもの
 - ウ ただし、Ⅲ、Ⅳ分類額については乖離額が 百万円以上のもの
 - エ 関連会社で、債務者区分等を変更した先
 - オ 償却・引当の誤りなお、これにより不都合が生じた場合は金額の変更等もありうる。
- (6) 不良債権のディスクロージャーの回避を行っているもの